

官報
號外

平成七年三月十四日

○第一百三十二回 衆議院會議錄 第十五号

平成七年三月十四日(火曜日)

議事日程 第十一号
平成七年三月十四日

報 (号外)

官

第五 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第六 受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案(内閣提出)
第七 中小商業融資保証法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
平成七年三月十四日 衆議院会議録第十五号

日程第四 千九百八十八年五月三十一日に総会において採抲された千九百一十八年十一月二十二日の国際博覧会に関する条約(千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書)中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存規則

<p>○議長(土井たか子君) これより会議を開きま す。</p>
<p>午後零時三分開議</p>
<p>日程第五 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)</p>
<p>日程第六 受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案(内閣提出)</p>
<p>日程第七 中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案(内閣提出)</p>
<p>日程第八 漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)</p>
<p>日程第九 大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)</p>
<p>日程第十 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)</p>
<p>日程第十一 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)</p>
<p>日程第十二 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)</p>
<p>日程第十三 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)</p>
<p>○議長(土井たか子君) 日程第一、中央ベーリング海におけるすぐとうだら資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)</p>
<p>○議長(土井たか子君) 日程第一、中央ベーリング海におけるすぐとうだら資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)</p>
<p>○議長(土井たか子君) 日程第二、千九百九十四年の国際コーエー協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)</p>
<p>○議長(土井たか子君) 日程第三、千九百九十四年の国際コーエー協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)</p>
<p>○議長(土井たか子君) 日程第四、千九百八十八年五月三十一日に総会において採択された千九百二十八年十一月二十二日の国際博覧会に関する条約(一千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日)の議定書並びに千九百八十二年六月二十四日の改正によって改正され及び補足されたものの改正の受諾について承認を求めるの件、右四件を一括して議題といたします。</p>

平成七年三月十四日 衆議院会議録第十五号

退職金共済法の一部を改正する法律案

委員長の報告を求めます。外務委員長三原朝彦さん。

中央ベーリング海におけるすべての資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求める件及び同報告書

航空業務に関する日本国政府とボーランド共和国との間の協定の締結について承認を求める件及び同報告書

千九百九十四年の国際コーエー協定の締結について承認を求める件及び同報告書

千九百八十八年五月三十一日に総会において採択された千九百一十八年十一月二十二日の国際博覧会に関する条約(千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書並びに千九百八十二年六月二十四日の改正によって改正され及び補足されたもの)の改正の受諾について承認を求める件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔三原朝彦君登壇〕

○三原朝彦君　ただいま議題となりました四件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

〔本号末尾に掲載〕

千九百八十八年五月三十一日に総会において採択された千九百一十八年十一月二十二日の国際博覧会に関する条約(千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書並びに千九百八十二年六月二十四日の改正によって改正され及び補足されたもの)の改正の受諾について承認を求める件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

事会の権限及び任務、並びにコーエーの消費の増大を目指すための加盟国の任務等について規定しております。

最後に、国際博覧会条約の改正について申し上げます。

国際博覧会条約は、秩序ある国際博覧会の開催を図ることを目的として、昭和三年に作成されたものであります。本改正は、国際博覧会の区分及び開催の条件を改めるため、昭和六十三年五月三十一日に博覧会国際事務局の総会において採択されたものであります。

本改正は、国際博覧会について、これまでの「一般博覧会」及び「特別博覧会」の区分を廃止し、新たに博覧会国際事務局の登録を受ける「登録博覧会」及び博覧会国際事務局の認定を受ける「認定博覧会」の区分を設けるものであります。

本協定の内容は、我が国がこれまで締結した航空協定とほぼ同様のものであり、我が国とボーランドとの間の定期航空業務を開設するため、業務の開始及び運営についての手続及び条件、相手国付表において指定航空企業が運営する路線を定めております。

次に、国際コーエー協定について申し上げます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔三原朝彦君登壇〕

○三原朝彦君　ただいま議題となりました中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における経済社会情勢の変化に対応して、労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

〔本号末尾に掲載〕

日程第五 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君)　日程第五、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。労働委員長笹山登生さん。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔三原朝彦君登壇〕

○三原朝彦君　ただいま議題となりました中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における経済社会情勢の変化に対応して、労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

〔三原朝彦君登壇〕

○三原朝彦君　ただいま議題となりました中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

〔三原朝彦君登壇〕

本案は、去る二月二十一日付託となり、翌二十一

<p style="text-align: center;">官報（号外）</p> <p>二日浜本労働大臣から提案理由の説明を听取し、 三月十日の委員会において質疑を終了し、討論、 採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決 すべきものと議決した次第であります。</p> <p>以上、御報告申し上げます。（拍手）</p>	
<p>○議長（土井たか子君） 採決いたします。 本案の委員長の報告は可決であります。本案を 委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立 を求めます。</p>	
<p>〔賛成者起立〕</p> <p>○議長（土井たか子君） 起立多數。よって、本案 は委員長報告のとおり可決いたしました。</p>	
<p>委員長の報告を求めます。農林水産委員長中西 郎さん。</p>	
<p>日程第六 受信設備制御型放送番組の制作の 促進に関する臨時措置法案（内閣提出）</p>	
<p>○議長（土井たか子君） 日程第六、受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案を議題といたします。</p>	
<p>委員長の報告を求めます。通信委員長白見庄三</p>	
<p>受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する 臨時措置法案及び同報告書</p>	
<p>〔本号末尾に掲載〕</p>	
<p>〔白見庄三郎君登壇〕</p>	
<p>○白見庄三郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。</p>	
<p>本案は、放送の分野における急速な技術革新に伴い、国民が情報を選択する機会を拡大するため、視聴者が個々の関心に応じて多様な方法で視聴することを可能とする放送番組の制作を促進しようとしているもので、その主な内容は、第一に、受信設備制御型放送番組、受信設備制御型放送番組制作施設整備事業等の定義を設ける</p>	
<p>こと、第二に、郵政大臣は、受信設備制御型放送番組の制作を促進するための基本的な指針を定め、これを公表すること、第三に、受信設備制御型放送番組制作施設整備事業を実施しようとする者は、その実施計画が適当である旨の郵政大臣の認定を受けることができるものとすること、第四に、通信・放送機構の業務として、郵政大臣の認定を受けた実施計画に係る受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の実施に必要な資金の出資等の業務を追加すること等であります。</p>	
<p>本案は、去る二月十三日本委員会に付託され、同月十五日大出郵政大臣から提案理由の説明を聽取し、三月十日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。</p>	
<p>なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。（拍手）</p>	
<p>○議長（土井たか子君） 採決いたします。</p>	
<p>本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。</p>	
<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>	
<p>○議長（土井たか子君） 御異議なしと認めます。</p>	
<p>よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。</p>	
<p>〔中西續介君登壇〕</p>	
<p>○中西續介君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。</p>	
<p>まず、両法律案の主な内容について申し上げます。</p>	
<p>〔本号末尾に掲載〕</p>	
<p>〔白見庄三郎君登壇〕</p>	
<p>○白見庄三郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。</p>	
<p>本案は、放送の分野における急速な技術革新に伴い、国民が情報を選択する機会を拡大するため、視聴者が個々の関心に応じて多様な方法で視聴することを可能とする放送番組の制作を促進しようとしているもので、その主な内容は、第一に、受信設備制御型放送番組、受信設備制御型放送番組制作施設整備事業等の定義を設ける</p>	
<p>こと、第二に、郵政大臣は、受信設備制御型放送番組の制作を促進するための基本的な指針を定め、これを公表すること、第三に、受信設備制御型放送番組制作施設整備事業を実施しようとする者は、その実施計画が適当である旨の郵政大臣の認定を受けることができるものとすること、第四に、通信・放送機構の業務として、郵政大臣の認定を受けた実施計画に係る受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の実施に必要な資金の出資等の業務を追加すること等であります。</p>	
<p>本案は、去る二月十三日本委員会に付託され、同月十五日大出郵政大臣から提案理由の説明を聽取し、三月十日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。</p>	
<p>なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。（拍手）</p>	
<p>○議長（土井たか子君） 両案を一括して採決いたします。</p>	
<p>両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。</p>	
<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>	
<p>○議長（土井たか子君） 御異議なしと認めます。</p>	
<p>よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。</p>	
<p>〔阿部昭吾君登壇〕</p>	
<p>○阿部昭吾君 ただいま議題となりました大気汚染防止法の一部を改正する法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。</p>	
<p>〔本号末尾に掲載〕</p>	
<p>〔阿部昭吾君登壇〕</p>	
<p>○阿部昭吾君 ただいま議題となりました大気汚染防止法の一部を改正する法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。</p>	
<p>本案は、自動車排出ガスによる大気汚染が依然として改善が思うくない状況にあること、さらに、来年四月からガソリン等の石油製品の輸入自由化が見込まれ、今後、さまざまな品質の自動車燃料が流通し、大気環境の悪化をもたらすおそれがあること等にかかる、自動車排出ガス対策の一層の推進を図るために、所要の措置を講じようとしておりま</p>	
<p>る法律案（内閣提出）</p>	
<p>日程第八 漁業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）</p>	
<p>〔本号末尾に掲載〕</p>	
<p>〔阿部昭吾君登壇〕</p>	
<p>○阿部昭吾君 ただいま議題となりました大気汚染防止法の一部を改正する法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。</p>	
<p>本案は、自動車排出ガスによる大気汚染が依然として改善が思うくない状況にあること、さらに、来年四月からガソリン等の石油製品の輸入自由化が見込まれ、今後、さまざまな品質の自動車燃料が流通し、大気環境の悪化をもたらすおそれがあること等にかかる、自動車排出ガス対策の一層の推進を図るために、所要の措置を講じようとしておりま</p>	
<p>る法律案（内閣提出）</p>	
<p>日程第七 中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案（内閣提出）</p>	
<p>〔本号末尾に掲載〕</p>	
<p>〔阿部昭吾君登壇〕</p>	
<p>○阿部昭吾君 ただいま議題となりました大気汚染防止法の一部を改正する法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。</p>	
<p>本案は、自動車排出ガスによる大気汚染が依然として改善が思うくない状況にあること、さらに、来年四月からガソリン等の石油製品の輸入自由化が見込まれ、今後、さまざまな品質の自動車燃料が流通し、大気環境の悪化をもたらすおそれがあること等にかかる、自動車排出ガス対策の一層の推進を図るために、所要の措置を講じようとしておりま</p>	
<p>る法律案（内閣提出）</p>	
<p>日程第八 漁業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）</p>	
<p>〔本号末尾に掲載〕</p>	
<p>〔阿部昭吾君登壇〕</p>	
<p>○阿部昭吾君 ただいま議題となりました大気汚染防止法の一部を改正する法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。</p>	
<p>両法律案は、去る二月七日本委員会に付託され、三月八日大河原農林水産大臣から提案理由の説明を聽取し、同月十日に質疑を行いました。質疑終局後、採決の結果、いずれも全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第であります。</p>	
<p>〔阿部昭吾君登壇〕</p>	
<p>○阿部昭吾君 ただいま議題となりました大気汚染防止法の一部を改正する法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。</p>	
<p>両法律案は、去る二月七日本委員会に付託され、三月八日大河原農林水産大臣から提案理由の説明を聽取し、同月十日に質疑を行いました。質疑終局後、採決の結果、いずれも全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第であります。</p>	

するものであります。

その主な内容は、

第一に、環境庁長官は、自動車排出ガスに影響を及ぼす燃料の性状及び燃料に含まれる物質の量について許容限度を設定すること、

第二に、通商産業大臣は、揮発油等の品質の確保等に関する法律において、当該許容限度が確保されるよう考慮すること、また、運輸大臣は、道路運送車両法に基づく措置が当該許容限度の確保に資することとなるよう考慮すること、

第三に、国民は、自動車排出ガスの排出の抑制のため、自動車の適切な運転等に努めること等であります。

本案は、去る二月二十八日本院に提出され、三月三日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、同月七日宮下環境庁長官から提案理由の説明を聴取し、十日質疑を行ない、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 日程第十、在外公館の名前並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案(内閣提出)

称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長田中恒利さん。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔田中恒利君登壇〕

○田中恒利君 ただいま議題となりました在外公務員の給与及び位置並びに在外公館に勤務する外務公館の名称及び位置につきまして、内閣委員会における審査の経過

及び結果を御報告申し上げます。

本案は、在パラオ日本国大使館を新設するとともに、この在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること等を内容とするものであります。

本院は、二月十日本委員会に付託され、三月七日河野外務大臣から提案理由の説明を聴取し、同月十日質疑を終了し、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 日程第十、在外公館の名前並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案(内閣提出)

日程第十一 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十二 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第十一、地方税法の一部を改正する法律案、日程第十二、地方交付税法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長川崎二郎さん。

地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔川崎二郎君登壇〕

○川崎二郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、在パラオ日本国大使館を新設するとともに、この在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること等を内容とするものであります。

本院は、二月十日本委員会に付託され、三月七日河野外務大臣から提案理由の説明を聴取し、同月十日質疑を終了し、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 日程第十、在外公館の名前並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案(内閣提出)

十三億円を控除した額十六兆一千五百一十九億円とするとともに、平成七年度分の地方交付税の算定について、自主的・主体的な地域づくりの推進、少子・高齢化に対応した福祉施策の充実、住民に身近な社会資本の整備等、地方団体が必要とする経費の財源を措置するため単位費用を改正し、さらに、農山漁村地域の活性化に要する経費を措置するため農山漁村地域活性化対策費を設ける等の措置を講じるほか、公営競技を行う地方団体の公営企業金融公庫に対する納付金制度を延長する措置を講じようとするものであります。

両案は、二月十四日本委員会に付託され、同月十七日両案を一括議題とし、野中自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、同月二十一日審査に入り、地方分権推進に当たっての地方税財源充実確保の必要、地方財政の現状と見通し、平成七年度における地方財源不足の背景と補てん策、地方単独事業の充実と地方財政の健全化の確保、住民税の特別減税に伴う補てん措置のあり方、平成九年度土地評価がえにおける価格調査基準日の設定のあり方等について質疑が行われました。

去る三月十日両案に対する質疑を終了し、まず、地方税法の一部を改正する法律案について採決を行い、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、委員会において、地方財政の抜本強化に関する件について決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 両案を一括して採決いたしました。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆

さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○山本有二君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

災害対策特別委員長提出、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一項を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められます。

○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

○議長(土井たか子君) 地震防災対策強化地域に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

○議長(土井たか子君) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。災害対策特別委員長日野市朗さん。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔日野市朗君登壇〕

○日野市朗君 ただいま議題となりました地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に

係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申上げます。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案は、第九十一回国会の昭和五十五年に災害対策特別委員会提出による五年間の期限立法として制定されましたものであります。その後、第百一回国会の昭和六十年三月、本法の有効期限を平成二年三月三十一日まで五年間の期限延長、さらに第百十八回国会の平成二年三月、本法の有効期限を平成七年三月三十一日までとする五年間の期限を延長したものであります。

この間、予想される東海地震に備えまして、地震防災対策強化地域においての地震対策緊急整備事業が今日まで着実に実施されてきたところであります。しかししながら、地震対策緊急整備事業がまだかなり残されているところであります。

本法は、このようないくつかの実施状況及び事業の緊急性に鑑み、地震防災対策強化地域における防災対策の万全を期する上から、本法の有効期限をさらに五年間延長し、当該事業を引き続き推進しようとするものであります。

本案の主な内容について御説明いたします。

第一は、本法の有効期限を五年間延長し、平成十二年三月三十一日までとすることであります。

第二は、その他所要の措置として、本法第二条第一項の承認を受けた地震対策緊急整備事業計画

は、平成七年四月一日から起算して五年以内に達成されるような内容のものでなければならぬとのものであります。

本案は、本日の災害対策特別委員会におきまして、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもつて

これを成案とし、委員会提出の法律案として改訂した次第であります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

○議長(土井たか子君) よって、本案は可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

○議長(土井たか子君) 午後零時三十七分散会

出席国務大臣

外務大臣 河野 洋平君 農林水産大臣 大河原太一郎君

郵政大臣 浜本 俊君 労働大臣 万三君

自治大臣 小澤 康君 国務大臣 広務君

大出 勝君 佐藤 勤君 宮下 創平君

辞任 唐沢 俊二郎君 鈴木 勘一君 中谷 元君

武部 勤君 塚田 延光君 鳴下 一郎君

宇佐美 登君 小此木八郎君 佐藤 勤君 武部 勤君

谷 洋一君 玄葉光一郎君 佐藤 勤君 武部 勤君

(法律公布奏上及び通知)

一、去る十日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

海上衝突予防法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改

正する法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律

特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改

正する法律

阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律

内閣参照第三七号

平成七年三月十日

内閣總理大臣 村山 富市

衆議院議長 土井たか子殿

私は、平成七年三月十日(金)午後二時羽田空港発、三月十二日(日)午後一時四十分空港着の予定で、デンマーク王国訪問のため海外張りますので御通知いたします。

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

官報(号外)

農林水産委員会	厚生委員会	外務委員会	運輸委員会	通信委員会	労働委員会	環境委員会	科学技術委員会	安全保険委員会	建設委員会				
栗原 中川 正彦君	岩田 順介君	藤本 孝雄君	大島 理森君	佐藤 吉田 洋一君	河村 建夫君	山崎 康太郎君	谷垣 公一君	佐藤 吉田 公一君	白沢 三郎君	宮本 二三君	白沢 三郎君	宮本 二三君	白沢 英次郎君
栗原 博久君	今津 白沢	田名部匡省君 大野 功統君	今津 白沢	田名部匡省君 青山 丘君	吉田 正規君	吉田 正規君	羽田 茂君	吉田 正規君	今津 白沢	中川 昭一君	中川 昭一君	中島 理森君	中島 勝之君
木幡 弘道君 御法川 英文君	白沢 正彦君 河村 建夫君	吉田 正彦君	橋 康太郎君	河村 建夫君	山口 俊一君	横光 吉岡	横光 吉岡	横内 正明君	西村 眞悟君	白沢 三郎君	白沢 三郎君	石田 勝之君	石田 英次郎君
木幡 弘道君 御法川 英文君	山口 俊一君	吉田 正彦君	橋 康太郎君	吉田 正彦君	吉田 正彦君	吉岡 横光	吉岡 横光	横内 正明君	西村 眞悟君	白沢 三郎君	白沢 三郎君	近藤 鐵雄君	近藤 英次郎君
木幡 弘道君 御法川 英文君	上田 中谷 祥三君	田口 樹屋 敏夫君	上田 中谷 齊藤	田口 樹屋 敏夫君	田口 樹屋 修君	嘉仁 賢治君	嘉仁 賢治君	中島 禎一君	塙田 延充君	塙田 延充君	塙田 延充君	塙田 延充君	塙田 延充君
木幡 弘道君 御法川 英文君	川島 元君	元君	元君	元君	元君	元君	元君	元君	元君	元君	元君	元君	元君
木幡 弘道君 御法川 英文君	上田 中谷 齊藤	佐藤 敬悟君	上田 中谷 齊藤	佐藤 敬悟君	上田 中谷 齊藤	佐藤 敬悟君	佐藤 敬悟君	佐藤 敬悟君	佐藤 敬悟君	佐藤 敬悟君	佐藤 敬悟君	佐藤 敬悟君	佐藤 敬悟君
木幡 弘道君 御法川 英文君	川島 元君	元君	元君	元君	元君	元君	元君	元君	元君	元君	元君	元君	元君
予算委員会	(誰案提出)	(特別委員会)	議院運営委員会										
志賀 近藤 節君	鐵雄君	井奥 貞雄君	元君										
志賀 近藤 節君	鐵雄君	元君	元君										
唐沢俊二郎君	渡辺美智雄君	伊藤 茂君	伊藤 茂君										

一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び
 脱税の防止のための日本国政府とフランス共和
 国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件
 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並
 びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件

（誰案提出）
 一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
 特別委員会の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辯任

辯任

辯任

辯任

辯任

官報(号外)

原子力の安全に関する条約の締結について承認

を求めるの件

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇

の均等に関する条約(第百五十六号)の締結につ

いて承認を求めるの件

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律

案

一、昨十三日、議員から提出した議案は次のとおりである。

介護休業等に関する法律案(松岡満壽男君外四名提出)

一、昨十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

農産物検査法の一部を改正する法律案

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

電気通信事業法の一部を改正する法律案

放送法の一部を改正する法律案

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めるの件

(議案受領)
一、去る十日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

都市緑地保全法の一部を改正する法律案

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三号)(参議院送付)

通信委員会 付託

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)(参議院送付)

都市緑地保全法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)(参議院送付)

以上二件 建設委員会 付託

地方分権の推進に関する法律案(冬柴鐵三君外三名提出、衆法第二号)

地方分権推進法案(内閣提出第六一号)

以上二件 地方分権に関する特別委員会 付託

愚異防止法の一部を改正する法律案

一千九百九十四年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件

ボランティア基本法案

一、昨十三日、予備審査のため内閣から送付されれた次の議案を受領した。

ボランティア基本法案

一、昨十三日、予備審査のため内閣から送付され

た次の議案を受領した。

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案

緊急失業対策法を廃止する法律案

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に関し承認を求めるの件

(議案付託)
一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号)

内閣委員会 付託

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第五号)

原子力の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第七号)

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第百五十六号)の締結について承認を求めるの件(条約第八号)

以上二件 通信委員会 付託

電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)

放送法の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)

以上二件 運輸委員会 付託

電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)

放送法の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)

以上二件 労働委員会 付託

電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)

放送法の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)

以上二件 海上衝突予防法の一部を改正する法律案(議案通知書受領)
一、去る十日、参議院から、本院の送付した次のとおりである。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第三号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第八一号)(予)

以上二件 農林水産委員会 付託

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)(予)

以上二件 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(議案通知書受領)
一、去る十日、参議院から、本院の送付した次のとおりである。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律案

特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案(質問書提出)
一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

返還ガラス固化体の仕様と貯蔵管理に関する質問主意書(今村修君提出)

平成七年三月十四日 衆議院会議録第十五号 議長の報告

のとおりである。

阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律案

国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律案

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改

正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停

の申立ての手数料の特例に関する法律案

特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改

正する法律案

返還ガラス固化体の仕様と貯蔵管理に関する質

問主意書(今村修君提出)

平成七年三月十四日 衆議院会議録第十五号 議長の報告

平成七年三月十四日 衆議院会議録第十五号

中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約の締結について

の保存及び管理に関する条約の締結について
承認を求める件

右

平成七年二月十七日
内閣総理大臣 村山 富市

中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約の締結について
承認を求める件

中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約の締結について
承認を求める件

中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約の締結について
承認を求める件

理由

政府は、中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する国際協力の促進を図るために、平成六年八月四日にワシントンで、中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約に署名した。よって、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約

この条約は、中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理のための国際法を合致する措置をとることについて協力することが急務であることを認め、海洋法に関する国際連合条約が千九百八十二年に採択されたことに留意し、次のとおり協定した。

第一条 海洋法に関する国際連合条約が千九百八十二年に採択されたことに留意し、この条約は、ベーリング海の沿岸国の領海の幅を測定するた

めの基線から二百海里の外側に位置する水域(以下「条約区域」という。)に適用する。ただし、この条約に別段の定めがある場合は、この限りでない。この条約の下での活動は、科学的な目的のためにには、ベーリング海内において条約区域の外側に及ぶことがある。

第二条

この条約の目的は、次のとおりとする。

1 条約区域におけるすけとうだら資源の保存、管理及び最適利用のための国際的制度を設立すること。

2 ベーリング海におけるすけとうだら資源を、その最大の持続的生産を可能とする水準に回復し、及び維持すること。

3 ベーリング海におけるすけとうだらその他の海洋生物資源に係る事実関係に関する情報を収集及び検討することについて協力すること。
4 将来の必要に応じ、締約国が合意する場合には、条約区域におけるすけとうだら以外の海洋生物資源に関する保存管理措置の設定について審議するための場を設けること。

第三条

1 この条約の目的を達成するため、締約国は、次のこととに同意する。

(a) 締約国は、年次会議を招集すること。

(b) 科学技術委員会を設置すること。

(c) 締約国は、年次会議及び科学技術委員会の手続規則を採択し、及び必要に応じて改正すること。

第四条

1 年次会議の任務は、次のとおりとする。

(a) 条約区域におけるすけとうだらの漁獲可能な水準(以下「漁獲可能水準」という。)を翌年にについて設定すること。

(b) 各締約国につき、条約区域におけるすけとうだらの国別割当量(以下「国別割当量」という。)を翌年にについて設定すること。

(c) 条約区域におけるすけとうだら資源に関する

るその他の適切な保存管理措置を採択すること。

と。

(d) 科学技術委員会の活動計画(以下「活動計画」という。)を作成すること。

(e) この条約の規定及びこれに基づいて採択される措置についての違反を調査し及び処罰するためによられた措置に関する報告を各締約国から受けること。

(f) 条約区域におけるすけとうだらの試験的採捕活動のための条件を定めること及びすけとうだら以外の海洋生物資源であつてこの条約の対象となるものに関する科学的調査に係る協力の範囲を決定すること。

(g) 取締措置に係る協力について討議すること。

(h) 第十一条の規定に従つて作成される中央ベーリング海観察員計画の実効性について審議し、並びに同条に定める乗船及び検査に係る手続の手引書を採択すること。

(i) 条約区域におけるすけとうだら以外の海洋生物資源の保存及び管理に関する事項について審議し、並びに同条に定める乗船及び検査に係る手続の手引書を採択すること。

(j) ベーリング海の沿岸国とのベーリング海におけるすけとうだら漁業に関する科学的資料及び保存措置について討議すること。

(k) 条約区域における漁業補助活動(その環境上の影響を含む。)について討議すること。

(l) この条約の附屬書の改正案を採択すること。

(m) その他この条約の規定に基づき又はこの条約の目的を達成するために必要な任務を遂行すること。

(n) 年次会議は、科学技術委員会によるアリューシャン海盆すけとうだらの生物量の評価に基づき、翌年の漁獲可能水準を意見の一一致によって定める。

第七条

1 年次会議は、科学技術委員会によるアリューシャン海盆すけとうだらの生物量の評価に基づき、翌年の漁獲可能水準を意見の一一致によって定める。

2 あらゆる努力にもかかわらず意見の一一致を達成できなかつた場合には、漁獲可能水準は、附屬書第一部の規定に従つて決定される。

第八条

1 年次会議は、各締約国につき、翌年の国別割当量を、当該国別割当量が他の締約国又は非締約国に対して移転されではない旨の了解の下に、意見の一一致によつて設定する。国別割当量の合計は、漁獲可能水準を超えてはならない。

2 あらゆる努力にもかかわらず意見の一一致を達成できなかつた場合には、締約国は、条約区域におけるすけとうだらの漁獲が附屬書第一部の規定に従つて行われることに同意する。

官報(号外)

第九条

1 科学技術委員会は、各締約国の中なくとも一名の代表から成るものとし、年次会議が作成する活動計画に従って、漁獲物及びすけとうだらその他この条約の対象となる海洋生物資源に関する情報の取りまとめ、交換及び分析を行い、並びに年次会議が付託するその他の科学的専項の調査を行う。同委員会は、締約国が第十条に定める漁業資料を提出するための様式及び手続を定める。

2 科学技術委員会は、年次会議に先立つて会合を開催し、その結果を年次会議に報告する。

3 科学技術委員会は、報告書を意見の一致によつて採択するよう努力する。あらゆる努力にもかかわらず意見の一一致を達成できなかつた場合には、報告書には、科学技術委員会への締約国の代表の異なる意見を記載する。

4 科学技術委員会は、すけとうだらの保存及び管理について、年次会議に對して勧告(翌年の漁獲可能水準に係るものを含む。)を行う。

5 科学技術委員会は、この条約の他の規定に基づく任務又は年次会議が決定する任務を遂行する。

の資料をいう。)を毎年提出する。

3 各締約国は、他の締約国の要請がある場合は、当該要請をした締約国科学委員会を、条約区域にある自国の漁船に乗船させるため、二国間で協議を行う。

4 年次会議は、漁獲可能水準が零である各年に於いて、いずれかの関係締約国が提出し、かつ、科学技術委員会の勧告に基づいて年次会議が承認する調査計画に従つて締約国の漁船が条約区域において行うすけとうだらの試験的採捕活動を認めることができる。年次会議は、当該活動の条件を定める。

第十二条

1 各締約国は、自國の国民及び自國の旗を掲げる漁船がこの条約の規定及びこれに基づいて採択される措置を遵守することを確保するため、すべての必要な措置をとる。この条約の適用上、「漁船」とは、海洋生物資源の商業上の採捕のために使用され又は使用されることを目的とする船舶(母船その他そのような採捕活動に直接從事する船舶を含む。)をいう。

2 各締約国は、次のことを確保する。

(a) 自国の漁船が自國が与える個別の許可に基づいてのみ条約区域においてすけとうだらを採捕すること。

(b) この条約の規定又は(a)の許可に違反する自國の漁船によるすけとうだらの採捕活動が自國の法令違反となること。

(c) 同計画は、旗國以外の締約国派遣する視察員が相当な割合で乗船することを確保することを目的とする。

(d) 各締約国は、自國の漁船に対し、旗國以外の締約国が派遣する視察員の食事及び居住に係る費用を負担することを要求する。費用に係る他の事項は、関係締約国間で調整する。

(e) 視察員の活動には、この条約に基づいて採択される保管管理措置(例えば、操業及びその位置、混獲並びに漁具に関する措置)の実施状況を監視すること並びにその結果を旗國である締約国及び当該視察員が所持する締約国に対して報告することを含む。

3 各締約国は、条約区域においてすけとうだらを採捕する自国の漁船に対して次のことを要求する。

(a) ベーリング海にある間リアルタイム衛星船位測定送信機を使用すること。

(b) 条約区域に入る四十八時間前までに入域の意図を他の締約国に通報すること(そのための手続は、年次会議が定める。)。

2 締約国は、科学技術委員会に対し、漁業資料(漁獲量及び漁獲努力に係る統計、操業の時期及び区域に係る資料、潮流性魚種又は他の海洋生物資源の混獲に係る資料その他この条約の目的を実現するために必要な生物学上及び技術上の

に通報すること。

4 (a) 締約国は、リアルタイム衛星船位測定送信機によって収集した情報を二国間の経路を通じて直ちに交換する。

(b) 締約国は、関係する保存管理措置の効果的な実施を確保するため、年次会議が定める十分な頻度で漁獲データを交換する。

(c) (a)の公務員は、検査を行うに当たり、自國政府が発行した身分証明書を提示し、この条約の規定に基づいて行われる漁船の活動に対する妨げ及び不便を最小のものにし、並びに採択された措置に従つて迅速な調査を含む適合する措置に従つての違反の証拠が発見された場合年次会議が採択する手引書に定める手続に従わなければならない。

(d) (a)の公務員は、検査を行つて乗船及び検査を行うことに同意する。

(e) (a)の公務員は、船舶(船員室区域及び機関室を除く。)、漁獲物、漁具、関係書類及び航海日誌を検査し、並びに船上にある船長、漁ろう長及び上級乗組員に対して質問することができる。

5 締約国は、次の原則に従つて中央ベーリング海視察員計画を作成する。

(a) 条約区域においてすけとうだらを採捕する締約国各漁船は、旗國以外の締約国の要請がある場合には、関係締約国が十分な余裕をもつて事前に二国間で定める条件の下で、当該旗國以外の締約国視察員一人を受け入れる。旗國以外の締約国視察員がいないときは、当該漁船は、旗國である締約国視察員一人を乗船させる。

(b) 視察員は、同計画に定める手続に従つて訓練されかつ認定される。

(c) 同計画は、旗國以外の締約国派遣する視察員が相当な割合で乗船することを確保することを目的とする。

(d) 各締約国が派遣する視察員の食事及び居住に係る費用を負担することを要求する。費用に係る他の事項は、関係締約国間で調整する。

(e) 視察員の活動には、この条約に基づいて採択される保管管理措置(例えば、操業及びその位置、混獲並びに漁具に関する措置)の実施状況を監視すること並びにその結果を旗國である締約国及び当該視察員が所持する締約国に対して報告することを含む。

6 各締約国は、条約区域において、次の規定に従い、この条約の規定を実施することができるとする。

(a) 各締約国は、この条約及びこれに基づいて採択された措置の遵守のため、他の締約国は当該締約国がその他の方法によつて当該操業に係る責務を遂行できないときは、6の規定に基づいて当該漁船に乗船した公務員は、当該漁船の旗國である締約国公務員が当該漁船に乗船し又は当該締約国がその他の方法によつて当該漁船の操業に係る責務を遂行するまでの間、その乗船を継続することができる。

(b) 当該漁船が、次のいずれかのときに条約区域においてすけとうだらの採捕(認められた試験的採捕を除く。)に従事した場合

る自國の旗を掲げる漁船に対して乗船及び検査を行うことに同意する。

(a) (a)の公務員は、船舶(船員室区域及び機関室を除く。)、漁獲物、漁具、関係書類及び航海日誌を検査し、並びに船上にある船長、漁ろう長及び上級乗組員に対して質問することができる。

(b) (a)の公務員は、検査を行つて乗船及び検査を行うことに同意する。

(c) (a)の公務員は、検査を行つて乗船及び検査を行うに当たり、自國政府が発行した身分証明書を提示し、この条約の規定に基づいて行われる漁船の活動に対する妨げ及び不便を最小のものにし、並びに採択された措置に従つて迅速な調査を含む適合する措置に従つての違反の証拠が発見された場合年次会議が採択する手引書に定める手続に従わなければならない。

(d) (a)の公務員は、検査を行つて乗船及び検査を行うことに同意する。

(e) (a)の公務員は、船舶(船員室区域及び機関室を除く。)、漁獲物、漁具、関係書類及び航海日誌を検査し、並びに船上にある船長、漁ろう長及び上級乗組員に対して質問することができる。

7 各締約国は、条約区域において、次の規定に従い、この条約の規定を実施することができるとする。

(a) 違反の容疑は、当該漁船の旗國である締約国に対して速やかに通報される。当該締約国は、自國の法令に従つて迅速な調査を含む適切な措置をとる。当該締約国は、当該漁船に對し、この条約の規定又はこれに基づいて採択された措置に違反する操業を停止するよう命じ、及び、適切な場合には、条約区域から直ちに離れるよう命ずる。

(b) 次の(i)、(ii)又は(iii)のいずれかの場合において、当該漁船の旗國である締約国が直ちに当該操業を取り締まることができないとき又はその他の方法によつて当該操業に係る責務を遂行できないときは、6の規定に基づいて当該漁船に乗船した公務員は、当該漁船の旗國である締約国公務員が当該漁船に乗船し又は当該締約国がその他の方法によつて当該漁船の操業に係る責務を遂行するまでの間、その乗船を継続することができる。

(i) 当該漁船が、次のいずれかのときに条約区域においてすけとうだらの採捕(認められた試験的採捕を除く。)に従事した場合

官報(号外)

(1) 漁獲可能水準が零である年
 各年においてこの条約の規定に従いす
 けとうだらの採捕が認められていない期
 間

(2) 約国は、非締約國の個別の
 国別割当量に達した後

(3) 各年において当該漁船の旗国である締
 約國のすけとうだらの総漁獲量が当該締
 約國の國別割当量に達した後

ii 当該漁船が、旗国である締約國の個別の
 許可なく條約区域において操業を行った場
 合

iii 当該漁船が、年次会議の採択する手引書
 に定める状況において視察員が乗船するこ
 となく又は作動可能なリアルタイム衛星船
 位測定送信機を備え付けることなく、條約
 区域において操業を行った場合この(b)の規
 定の適用がある場合において、関係締約國
 は、この条約の規定及びこれに基づいて採
 択される保存管理措置の十分な遵守を確保
 するに協力する。関係締約國は、特
 保するために必要となる実際的な措置をと
 る。

(c) 旗国である締約國の當局のみが、違反を裁
 判し、かつ、これに対する刑を科することが
 できる。違反を証明するために必要な証拠
 は、この条約の締約國の管轄下にある限り、
 それぞれの締約國の法台に従い、違反を裁判
 する裁判管轄權を有する締約國にできる限り
 速やかに提供されなければならない。また、当
 該裁判管轄權を有する締約國の關係當局は、
 その証拠を考慮し及び、適切な場合には、こ
 の重大性を反映するものとしなければならな
 い。

第十二条

1 締約國は、非締約國の國民、住民又はその旗
 を掲げる船舶による操業に関する事項であつて
 この条約の目的の達成に不利な影響を与える可

能性があるものについて、当該非締約國の注意
 を喚起することに同意する。

2 締約國は、國際法に反することなく、非締約
 國に対し、この条約の規定及びこれに基づいて
 採択される保存管理措置を尊重するよう奨励す
 る。

3 締約國は、非締約國の國民、住民又は船舶に
 よる操業がこの条約の目的の達成に不利な影響
 を与える可能性がある場合には、そのような操
 業を抑止するため、単独に又は共同して、國際
 法に合致する措置であつて締約國が必要かつ適
 たと認めるものと/orる。

4 各締約國は、自國の法令の下で登録された漁
 船がこの条約の規定又はこれに基づいて採択さ
 れる保存管理措置の遵守を回避する目的で登録
 を移転することを防止するため、適切な措置を
 とる。

5 締約國は、一致して合意することにより、非
 締約國の代表をオーバーバーとして年次会議に
 出席するよう招請することができる。

第十三条

この条約の解釈又は適用に関して二以上の締約
 國間に紛争が生じたときは、これらの締約國は、
 これらの締約國が選択する利用可能な平和的手段
 により紛争を解決するため、これらの締約國間で
 協議する。

第十四条

1 この条約の附屬書は、この条約の不可分の一
 部を成す。すべて「この条約」というときは、附
 屬書を含むものと了解する。

2 この条約の附屬書は、第四条(1)の規定によ
 り年次会議が採択した附屬書の改正案をすべて
 の締約國の政府が受諾することにより、改正さ
 れたものとみなされる。附屬書の改正は、寄託
 政府がすべての締約國から改正の受諾の書面に
 よる通告を受領した日に効力を生ずる。

3 改正は、寄託政府がすべての締約國から改正
 の批准書、受諾書又は承認書を受領した時に、
 効力を生ずる。

第十五条

年次会議及び科学技術委員会の公用語は、英語
 とする。

第十六条

1 この条約は、ワシントンにおいて、中華人民
 共和国、日本語、大韓民国、ボーランド共和
 國、ロシア連邦及びアメリカ合衆国による署名
 のために開放しておく。

第十七条

この条約が効力を生じた時から三年の後に、い
 ずれの締約國も、この条約から脱退する意図を寄
 託政府に書面により通告した日の後十二箇月でこ
 の条約から脱退することができる。

第十八条

この条約が効力を生じた時から三年の後に、い
 ずれの締約國も、この条約から脱退する意図を寄
 託政府に書面により通告した日の後十二箇月でこ
 の条約から脱退することができる。

第十九条

この条約のいかななる規定も、又はこれに基づいて
 採択されるいかなる措置も、この条約の締約國
 が締約國となつてゐる条約その他の國際的な合意
 に基づく權利及び義務に関する当該締約國の立場
 又は見解並びに海洋法に関する当該締約國の立場
 又は見解を害するものとみなしてはならない。

第二十条

この条約の原本は、寄託政府であるアメリカ合
 衆國政府に寄託する。寄託政府は、その認証副本
 を他のすべての署名國及び加入國に送付する。

第二十一条

この条約は、その他の各署名國については、
 当該署名國が批准書、受諾書又は承認書を寄託
 した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十二条

締約國は、この条約の効力発生後、一致して
 合意することにより、自國の國民及び漁船が条
 約区域においてすけとうだらの漁獲を行うこと
 を希望する他の國に対し、この条約の締約國と
 なるよう招請することができる。この条約は、
 当該他の國について、当該他の國の加入書が
 寄託された日の後三十日目の日に効力を生ず
 る。

第二十三条

いづれの締約國も、改正案を寄託政府に提出
 することにより、附屬書を除くこの条約の改正
 をいつでも提案することができる。寄託政府
 は、改正案をすべての締約國に速やかに送付す
 る。

第二十四条

半数以上の締約國が提案された改正について
 討議するための会合を要請する場合には、寄託
 政府は、会合を招集する。会合は、1の規定に
 より改正案が送付された日の後六十日目の日以
 後に開催される。

第二十五条

ロシア連邦のために
 V・エヒクヴィシュヴィリ

第二十六条

アメリカ合衆国のために
 ディヴィッド・A・コルソン

日本国のために
 栗山尚一
 千九百九十四年八月四日
 大韓民国のために
 チヤンギー・キム
 ポーランド共和国のために
 イエジ・ゴジミンスキ
 千九百九十四年八月二十五日

中華人民共和国のために
 李道豫
 千九百九十四年八月四日
 ロシア連邦のために
 V・エヒクヴィシュヴィリ

アメリカ合衆国のために
 ディヴィッド・A・コルソン

附属書

第一部 第七条2の規定に基づき、漁獲可能水準は、次のとおり決定される。

(a) ベーリング海の沿岸国であるロシア連邦及びアメリカ合衆国が指定するそれぞれの一の機関は、科学技術委員会によって検討された科学的及び技術的情報に基づき、共同して、アリューシャン海盆すけとうだらの生物量を確定する。

(b) (a)の規定に基づいて指定される二の機関がアリューシャン海盆すけとうだらの生物量を確定することを可能とするための十分な科学的及び技術的情報が入手できない場合には、締約国は、この条約の適用上、(a)の規定に基づいて指定される合衆国の機関により決定される特定区域(注)のすけとうだらの生物量がアリューシャン海盆すけとうだらの生物量の六十パーセントに相当するものとみなされることに同意する。

(c) アリューシャン海盆すけとうだらの生物量が百六十七万メートル・トン未満の場合は、漁獲可能水準は、零とし、したがって、アリューシャン海盆すけとうだら資源を対象とする漁獲は行われないものとする。

(d) アリューシャン海盆すけとうだらの生物量が百六十七万メートル・トン以上の場合は、漁獲可能水準は、次の表に従つて決定される。

アリューシャン海盆すけとうだらの生物量	漁獲可能水準
百六十七万メートル・トン以上	三百五十万メートル・トン以上
二百万メートル・トン未満	十九万メートル・トン
一百六十万メートル・トン以上	十三万メートル・トン
一百五十万メートル・トン以上	年次会議で意見の一致によつて決定する。

第一部

第八条2の規定に基づき、年次会議は、意見の一致により、条約区域におけるすけとうだら漁業に係る効果的な管理制度を設ける。この管理制度は、(a) 科学技術委員会の勧告に基づいたものとする。

十分西経百六十七度の点との間の直線の南側で、西経百六十七度の子午線との間で、かつアリューシャン諸島及び次の座標を順次に結ぶ同諸島の間の直線の北側の水域をいう。

北緯五十二度四十九・二分西経百六十九度四十・四分

北緯五十二度四十九・八分西経百六十七度五十・一分

北緯五十三度十八・七分西経百六十七度五十一・四分

北緯五十三度二十三・八分西経百六十七度五十一・三分

北緯五十三度十八・七分西経百六十九度六・三分

北緯五十三度二十三・八分西経百六十七度五十一・四分

北緯五十三度十八・七分西経百六十九度六・三分

及び、適当な場合には、他の特定の保存管理措置を含んだものとする。

中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求める件に関する報告書

の主な内容は次のとおりである。

この条約は、ベーリング海の公海の水域であつてベーリング海の沿岸国の領海の幅を測定するための基線から二百海里的外側に位置する水域(以下「条約区域」という。)に適用すること。

3 年次会議は、条約区域におけるすけとうだらの翌年の漁獲可能水準及び国別割当量を設定し、すけとうだら資源に関するその他の適切な保管管理措置を採択すること。

4 科学技術委員会は、すけとうだらその他の海洋生物資源に関する情報の取りまとめ、交換及び分析を行うとともに、すけとうだらの保存及び管理について、年次会議に対して勧告を行うこと。

5 各締約国は、自國の国民及び自國の旗を掲げる漁船がこの条約の規定等を遵守することを確保するため、他の締約国の視察員の漁船への受入れ及び他の締約国正当に権限を有する公務員が自國の漁船に対して乗船及び検査を行うことに同意すること。

6 旗国である締約国の当局のみが、違反を裁判し、かつ、これに対する刑を科することができる。

7 締約国は、この条約の目的の達成に不利な影響を与える可能性がある非締約国の国民等による操業を抑止するため、単独に又は共同して、必要かつ適當と認められる措置をとること。

8 なお、条約の不可分の一部を成す附属書は、翌年の漁獲可能水準及び国別割当量の設定について締約国間で意見の一致を達成できなかつた場合の漁獲可能水準の決定手続及びすけとうだら漁業に係る保存管理制度について定めてい

及び、適当な場合には、他の特定の保存管理措置を含んだものとする。

中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求める件及び同報告書

平成七年三月十四日 衆議院会議録第十五号

一一

本条約は、ベーリング海の沿岸国である米国及びロシアを含む少なくとも四の署名国が批准し、受諾書又は承認書を寄託政府である米国政府に寄託した日の後三十日の日に効力を生ずることになっている。

二 本件の議決理由
本条約の締結により、中央ベーリング海におけるすげとうだら資源の保存、管理及び最適利用が関係国による国際的管理制度の下で効果的に確保されることが期待されるほか、漁業資源の保存に対する国際的な関心が高まりつつある中で、本条約を通じてすげとうだら資源の科学的かつ合理的な資源管理を実施することを示すことは、我が國漁業者によるすげとうだら漁業の安定的操業を図る上でも重要であり、有意義な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右
平成七年三月十日

外務委員長 三原 朝彦

衆議院議長 土井たか子殿

航空業務に関する日本国政府とポーランド共和国との間の協定
衆議院議長 土井たか子殿
内閣総理大臣 村山 富市
航空業務に関する日本国政府とポーランド共和国との間の協定について承認を求めるの件
右
国会に提出する。
平成七年二月十七日
内閣総理大臣 村山 富市
航空業務に関する日本国政府とポーランド共和国との間の協定について承認を求めるの件
航空業務に関する日本国政府とポーランド共和国との間の協定について承認を求めるの件
右
国会に提出する。

第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、我が国とポーランド共和国との間ににおける航空業務の開設及び運営のため、平成六年十二月七日に東京で、航空業務に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

官報(号外)

航空業務に関する日本国政府とポーランド共和国との間の協定について承認を求めるの件及び同報告書

- (c) 「領域」とは、国に隣接する場合には、その國の主権の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。
- (d) 「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機により行う定期航空業務をいう。
- (e) 「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたって行う航空業務をいう。
- (f) 「航空企業」とは、国際航空業務を提供し又は運営する航空運送企業をいう。
- (g) 「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込み又は積卸し以外の目的で着陸することをいう。
- (h) 「付表」とは、この協定の付表又は第十六条の規定による改正後の付表をいう。
- (i) 「特定路線」とは、付表に定める路線をいう。
- (j) 「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。
- (k) 「付表は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、付表を含むものとする。

第一条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、
(a) 「航空当局」とは、日本国においては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を有する人又は機関をいい、ポーランド共和国においては運輸海洋経済大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいう。

- (b) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対する通告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適當な運営許可を与えた航空企業をいい。

こと。当該締約国は、2及び第七条1の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運送許可を与えなければならない。

一方の締約国が指定する各航空企業は、その適用が通常かつ合理的であるとして他方の締約国による適用される国際航空業務の運営に関する法令の定める要件を満たすものである旨を、当該他方の締約国の航空当局が要求するときは、立証するものとする。

第四条

- 1 各締約国の航空企業は、その国際航空業務に関する次の特権を享有する。
(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権
- 2 各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことと条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し及び積み込むため、付表に定める当該特定路線の他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権を享有する。

- 3 2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第五条

- 1 いづれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができるとし、ただし、第十一条の規定に従うことと条件とし、かつ、このことが行われた後でなければならぬ。
- (a) 権利を許された締約国が当該路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。
(b) 権利を許す締約国が自国の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与えてはならない。

第六条

1. 一方の締約国が指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合を含め、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

2. 一方の締約国が指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従つことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

3. 一方の締約国が指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、当該指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国が規定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又は当該他方の締約国の国民に属していることが立証されない場合には、当該航空企業につき第4条の1及び2に定める特権を与える若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

2. 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又は当該他方の締約国の国民に属していることが立証されない場合には、当該航空企業につき第4条の1及び2に定める特権を与える。各特権を許す場合又はいずれか一方の締約国がこの協定に従つた場合又はこの協定に定めた条件に従つた場合を除く場合は、当該航空企業によることで、輸送力が次の事項に関連を有するものでなければならぬといふ一般原則に従つて行う。

- (a) 航空企業を指定した締約国への及び直通航空路運営の要求

業によるこれらの特権の行使につき必要と認められる条件を付する権利を留保する。ただし、この

権利は、直ちに特権の行使を停止し又は直ちにその行使につき条件を付することが当該法令に重ねて違反することを防止するため又は航行の安全上の理由により必要である場合を除くは、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

第八条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国が指定航空企業による協定業務の運営に当たっては、他方の締約国が指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国が指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

第十条

両締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。

2. 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国から発し又は当該航空企業が該締約国に係る輸送力と合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理

的の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理とし、また、各締約国は、指定航空企業が決定された運賃を遵守することを自國の手続の適用を通じて確保する。

(a) 運賃に関する合意は、可能なときは、関係指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行う。それが不可能なときは、各特定路線及びその各区間に於いて適用される運賃は、関係指定航空企業の間で合意する。運賃は、いかなる場合にも、認可を受けたため両締約国の航空当局に対し各締約国との関係手続に従つて提出される。

(b) 関係指定航空企業が運賃に関して(b)の合意をすることができなかつた場合又はいざれか一方の締約国が提出された運賃について(b)の合意をしなかつた場合には、両締約国は、適切な運賃について合意をするよう努める。

(c) 航空当局は、適切な運賃について合意なかつた場合には、紛争は、第十五条の規定に従つて解決する。

- (d) 新たな運賃は、いざれか一方の締約国が航空当局が当該運賃について満足しない場合に、第十五条の規定が適用される場合を除く場合は、第十五条の規定が適用される。

(c) 航空企業の路線が経由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上で、当該地域の運輸需要

3. 両締約国の指定航空企業が提供する協定業務の1及び2に定める原則に従い、両締約国の航空当局の間で(b)の合意をすることができる。

第十一条

1. いずれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性(例えば、速力及び設備の程度)、当該特定路線のいずれかの区間に於いて適用される他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

第十二条

2. 1の運賃は、次の規定に従つて決定するものとし、また、各締約国は、指定航空企業が決定された運賃を遵守することを自國の手続の適用を通じて確保する。

第十三条

(a) 運賃に関する合意は、可能なときは、関係指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行う。それが不可能なときは、各特定路線及びその各区間に於いて適用される運賃は、関係指定航空企業の間で合意する。運賃は、いかなる場合にも、認可を受けたため両締約国の航空当局に対し各締約国との関係手続に従つて提出される。

第十四条

(b) 関係指定航空企業が運賃に関して(b)の合意をすることができなかつた場合又はいざれか一方の締約国が提出された運賃について(b)の合意をしなかつた場合には、両締約国は、適切な運賃について合意をするよう努める。

第十五条

(c) 航空当局は、適切な運賃について合意なかつた場合には、紛争は、第十五条の規定に従つて解決する。

- (d) 新たな運賃は、いざれか一方の締約国が航空当局が当該運賃について満足しない場合に、第十五条の規定が適用される場合を除く場合は、第十五条の規定が適用される。

くほか、実施してはならない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実施されている運賃が適用される。

第十二条

一方の締約国は、他方の締約国との航空当局に対し、要請により、自國の指定航空企業が協定業務において当該他方の締約国が該区域へ及び当該他方の締約国から運送する貨客に関する追加の統計資料については、要請により、両当事務の間で討議する。

第十三条

一方の締約国は、国際法に基づく権利及び義務に従い、不法な妨害行為から民間航空の安全を保護する相互の義務が、この協定の不可分の一部を成すことを再確認する。両締約国は、国際法に基づく権利及び義務を害することなく、特

第十四条

に、一千九百六十三年九月十四日に東京で作成された航空機内で行われた犯罪その他のある種の行為に関する条約、一千九百七十年十二月十六日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約及び一千九百七一年九月二十三日ヘーベーで作成された航空機の不法な奪取の防止に関する条約に於ける同様の規定に従つて行動する。

第十五条

2. 両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港並びに航空保安施設の安全に対するその他の不法な行為並びに民間航空の安全に対する他の脅迫行為を防止するため、要請があつたときは、それぞれ自國の法令に従い相互にすべての必要な援助を提供する。

- (c) 航空企業を指定した締約国への及び直通航空路運営の要求
- (d) 新たな運賃は、いざれか一方の締約国が航空当局が当該運賃について満足しない場合に、第十五条の規定が適用される場合を除く場合は、第十五条の規定が適用される。

適用される範囲内で、当該航空保安規定に従つて行動するものとし、自國の航空企業及び自國の領域内の空港の運営者が、当該航空保安規定に従つて行動することを要求するものとする。

4 各締約国は、他方の締約国の領域への入国、当該領域からの出国又は当該領域における滞在について、当該他方の締約国が実施する3の航空保安規定の遵守を自國の航空企業が要求されることに同意する。各締約国は、航空機を保護し、旅客、乗組員、機内持込手荷物、手荷物、貨物及び航空機貯蔵品を搭乗又は積みの前及び搭乗又は積みの間に検査するため、自國の領域内において適当な措置を講ずるものとする。各締約国は、また、特定の脅迫行為に対処するための合理的かつ特別の保安措置を求める他方の締約国からのおそれの要請に対しても好意的な考慮を払う。

5 民間航空機の不法な奪取若しくはそのおそれ又は民間航空機、旅客、乗組員、空港若しくは航空保安施設の安全に対する他の不法な行為若しくはそのおそれが生じた場合には、両締約国は、これららの行為又はそのおそれを迅速かつ完全に終結させるための連絡を円滑にすることその他の適当な措置により、相互に援助する。

第十四条
両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十五条
1 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努める。
2 両締約国が交渉により紛争を解決することができなかつた場合には、紛争は、いづれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人

の仲裁人が合意する第三の仲裁人(締約国の国民でない者に限る)との三人の仲裁人から成る。

仲裁裁判所に決定のため付託することができるのである。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いづれか一方の締約国が六十日の期間内に自國の仲裁人を指名しなかつた場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかつた場合には、いずれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

3 両締約国は、2の規定に基づいて行われた決定に従つことを約束する。

第十六条
1 いづれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。

2 改正がこの協定(付表を除く)の規定について行われる場合には、当該改正は、各締約国に由りその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知された日に効力を生ずる。

3 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行う。両締約国の航空当局が新たな又は修正された付表に付された日に効力を生ずる。

4 改正が付表についてのみ行われる場合には、よりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

5 改正が付表を除く)の規定について行われる場合には、当該改正は、各締約国に由りその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知された日に効力を生ずる。

第十七条
1 航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

第十八条
いづれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告が両締約国間の合意により当該一年の期間の満了前に取り消された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかつた場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第十九条
この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第二十条
この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十四年十一月七日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
河野洋平

ポーランド共和国政府のために
アンジェイ・オレホフスキ

の二地点(注)——ワルソ——ヨーロッパ内の以遠の二地点(注)

注 日本国の一又は二以上の指定航空企業は、ヨーロッパ内の二地点及びヨーロッパ内の以遠の二地点のうちのいづれかの二地点のみへの業務を行うことができる。

2 ポーランド共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線
ポーランド国内の地点—モスクワ—大阪
3 いづれの締約国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務も、当該締約国がその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いづれかの又はすべての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によつて省略することができる。

4 航空業務に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定の締結について承認を求める件に関する報告書
一 本件の目的及び要旨
我が国とポーランド共和国との間の定期航空路開設に関しては、従来よりポーランド側より希望が表明されていたが、我が国としては航空運輸需要が不十分なこと、空港事情が逼迫していること等の理由からこれに応じ得る状況になかつた。しかし、近年、両国の関係が緊密化してきており、また、我が国としては航空運輸需要が不十分なこと、空港事情が逼迫していること等の理由からこれに応じ得る状況になかつた。しかし、近年、両国の関係が緊密化してきており、また、我が国としては航空運輸需要が不十分なこと、空港事情が逼迫していること等の認識の下、協定締結交渉に応ずることとしており、我が国が從来締結した航空協定とほぼ同様のものであり、その主な内容は次のとおりである。

本協定は、我が国とポーランド共和国との間の定期航空業務を開設することを目的としており、我が国が從来締結した航空協定とほぼ同様のものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 両国は、両国の指定航空企業が定期航空業務を開設し運営するため、相互にこの協定に定める権利を与えること。
- 2 両国の航空企業は、相手国の領空通過、相手国の領域に給油、整備等の運輸以外の目的で着陸する特権を有すること。
- 3 両国の指定航空企業は、付表に定められた路線において、相手国内の地点へ貨客運送のために着陸する特権を有すること。
- 4 指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金について最惠国待遇及び内国民待遇を与えられ、また、当該航空機が使用する燃料、潤滑油、部品、航空機貯蔵品等について相手国の関税等を免除されること。
- 5 両国の指定航空企業は、定期航空業務の運営について公平かつ均等な機会を有するとともに、相手国の企業に不当な影響を及ぼさないようにすること。
- 6 両国の指定航空企業は、業務の運営に当たって、自国発着の貨客の運送需要に適合する輸送力を供給することを第一の目的とする。
- 7 運賃は、原則として関係指定航空企業の間で合意し、合意された運賃につき両国の航空当局の認可を受けること。
- 8 両国は、民間航空機等の安全に対する不法な行為等を防止し又は終結させるため、保安措置等を講ずるとともに相互に援助する等民間航空の安全を保護するための措置をとること。
- 9 付表に定める路線は次のとおりである。
- (1) 日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線
- 日本国内の地点—モスクワ—ヨーロッパ内の二地点(注)——ワルソワ—ヨーロッパ内の二地点(注)
- 注 日本国の一又は二以上の指定航空企業は、ヨーロッパ内の二地点

<p>及びヨーロッパ内の以遠の二地点のうちのいずれかの二地点のみへの業務を行なうことができる。</p> <p>〔二〕 ポーランド共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線 ポーランド国内の地点—モスクワ—大坂</p> <p>なお、本協定は、両国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通じる外交上の公文が交換された日に効力を生ずることになっている。</p> <p>よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。</p>
<p>二 本件の調査理由</p> <p>本協定を締結することは、両国間の人的交流及び経済的交流が一層増進されるとともに、両国間の友好関係が一段と強化されるものと期待されるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。</p> <p>右報告する。</p> <p>平成七年三月十日</p> <p>衆議院議長 土井たか子殿</p> <p>外務委員長 三原 朝彦</p> <p>参議院議長 原 文兵衛</p> <p>千九百九十四年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件</p> <p>右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。</p> <p>平成七年二月二十四日</p>

<p>千九百九十四年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件</p> <p>右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。</p> <p>平成七年二月二十四日</p>

<p>千九百九十四年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件</p> <p>(1) 世界のコーヒーに関する問題について「国際協定」の目的は、次のとおりとする。</p> <p>第一章 目的</p> <p>(2) この協定の目的は、次のとおりとする。</p> <p>ヒートマント・コーヒー、生コーヒー又はいりコーヒーのいずれであるかを問わない。)をいい、ひきコーヒー、カフェイン抜きコーヒー、液状コーヒー及び可溶性コーヒーを含む。これらは、次の意味を有する。</p> <p>(1) 「コーヒー」とは、コーヒー樹の実及び豆(ペーチメント・コーヒー、生コーヒー又はいりコーヒーのいずれであるかを問わない。)をいい、ひきコーヒー、カフェイン抜きコーヒー、液状コーヒー及び可溶性コーヒーを含む。これらは、次の意味を有する。</p> <p>(2) 「生コーヒー」とは、いる前の裸豆の状態に乾燥した果実をいう。乾燥したコーヒーの実の生コーヒー相当重量を得るために、乾燥したコーヒーの実の正味重量を〇・五倍する。</p> <p>(3) 「ペーチメント・コーヒー」とは、ペーチメント皮に包まれた生のコーヒー豆をいう。</p> <p>(4) 「ペーチメント・コーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、ペーチメント・コーヒーの正味重量を〇・八倍する。</p> <p>(5) 「ペーチメント・コーヒー」とは、生コーヒーを何らかの程度までいったものをいい、ひきコーヒーを含む。ひきコーヒーの生コーヒー相当重量</p>

を得るために、いりコーヒーの正味重量を一・一九倍する。

(e) 「カフェイン抜きコーヒー」とは、生コーヒー、いりコーヒー又は可溶性コーヒーでカフェインを除去したものという。カフェイン抜きコーヒーの生コーヒー相当重量を得たためには、生コーヒー、いりコーヒー又は可溶性コーヒーでカフェインを除去したものとの正味重量をそれぞれ一倍、一・一九倍又は二・六倍する。

(f) 「液状コーヒー」とは、いりコーヒーから得た水溶性の固形成分を液状にしたものという。液状コーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、液状コーヒーに含有されるコーヒーの固形成分の乾燥状態における正味重量を二・六倍する。

(g) 「可溶性コーヒー」とは、いりコーヒーから得た乾燥した水溶性の固形成分をいう。可溶性コーヒーの生コーヒー相当重量を得るためにには、可溶性コーヒーの正味重量を二・六倍する。

(2) 「袋」とは、生コーヒーで六十キログラム又は一百三十二・一七六ポンドをいい、「トン」とは、一千キログラム又は二千二百四・六ポンドをいい、また、「ボンド」とは、四百五十三・五九七グラムをいう。

(3) 「コーヒー年度」とは、十月一日から九月三十日までの一年の期間をいう。

(4) 「機関」及び「理事会」とは、それぞれ、国際コーヒー機関及び国際コーヒー理事会をいう。

(5) 「締約国政府」とは、第三十九条及び第四十条の規定に従いこの協定の批准書、受諾書、承認書若しくは暫定的適用の通告書を寄託し又は第

四十一條の規定に従いこの協定に加入した政府又は政府間機関(第四条(3)に規定するもの)をいう。

(6) 「加盟国」とは、締約国政府、第五条の規定に基づき本土地域と別個に加盟する二以上の締約国政府若しくは指定領域若しくはその双方をいう。

(7) 「加盟輸出国又は輸出国」とは、それぞれ、コーヒーの純輸出者である加盟国又は国、すなわち、コーヒーの輸出量が輸入量を上回る加盟国又は国をいう。

(8) 「加盟輸入国又は輸入国」とは、それぞれ、コーヒーの純輸入者である加盟国又は国、すなわち、コーヒーの輸入量が輸出量を上回る加盟

(9) 「単純多数票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国の投する票の過半数の票及び出席しかつ投票する加盟輸入国の投する票の過半数の票(それぞれ別個に計算する)をいう。

(10) 「三分の二以上の多数票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国の投する票の三分の二以上の票及び出席しかつ投票する加盟輸入国の投する票の三分の二以上の票(それぞれ別個に計算する)をいう。

(11) 「効力発生」とは、別段の定めがある場合を除くほか、この協定の効力発生(暫定的なものであるか確定的なものであるかを問わない)をい

(12) 「輸出可能生産量」とは、コーヒーハード又は収穫年度における輸出国のコーヒーの総生産量か

ら当該年度において国内消費に充てられる数量を差し引いた数量をいう。

(13) 「輸出可能数量」とは、コーヒーハード度から累積した在庫量をえた数量をいう。

第三章 加盟国による一般的約束

(1) 加盟国は、この協定に基づく義務の履行を可能とするために必要な措置をとること及びこの協定の目的達成を確保するため相互に十分に協力することを約束する。特に、加盟国は、この協定が機能することを促進するために必要なすべての情報を提供することを約束する。

(2) 加盟国は、原産地証明書がコーヒーの貿易に関する重要な情報源であることを認め。したがって、加盟輸出国は、原産地証明書が理事会の定める規則に従って適切に発行され及び使用されることを確保する責任を負う。

(3) 加盟国は、更に、再輸出に關する情報が世界のコーヒー経済の適切な分析のために重要であることを認める。したがって、加盟輸入国は、理事会の決定する様式及び方法によって再輸出に關する定期的かつ正確な情報を提供することを約束する。

(4) 第四章 加盟国

(1) 締約国政府は、次条及び第六条に別段の定めがある場合を除くほか、第四十三条(1)の規定に基づいてこの協定の適用を受ける領域と一体として機関の单一の加盟国となる。

(2) 加盟国は、理事会の同意する条件に従って加

盟輸出国又は加盟輸入国としての区分を変更することができる。

(3) この協定において「政府」というときは、歐州共同体又は国際協定特に商品協定の交渉、締結及び適用についてこれと同等の責任を有するその他の政府間機関を含む。

(4) (3)の政府間機関は、それ自体の票を有しないが、その権限内の事項に關して表決が行われる場合には、当該政府間機関の構成国は、各自として投する権利を有する。この権利が行使される場合には、当該政府間機関の構成国は、各自の投票権を行使することができない。

(5) (3)の政府間機関は、第十七条(1)に定める執行委員会の構成国として選出される資格を有しないが、その権限内の事項に關しては、執行委員会の討議に参加することができる。その権限内の事項に關して表決が行われる場合には、第二十一条(1)の規定にかかるらず、当該政府間機関のいずれかの構成国は、執行委員会において当該政府間機関の構成国が投する権利を有する票を一括して投ずることができる。

(6) 第五条 指定領域としての別個の加盟コーヒーの純輸入者である締約国政府は、いつでも、第四十三条(2)に定める通告を行うことにより、自國が国際関係について責任を有する領域のうちコーヒーの純輸出者で自國が指定するものと別個に機関に加盟することを宣言することができ。この場合において、本土地域は、指定されたかった領域と一体として单一の加盟国となり、指定領域は、当該通告に示すところに従って個別にして機関の单一の加盟国となる。

第六条 加盟集団

(1) コーヒーの純輸出者である二以上の締約国政府は、それぞれの批准書、受諾書、承認書、暫定的適用の通告書又は加入書の寄託の際に、理事会及び国際連合事務総長に対する通告により、加盟集団として機関に参加することを宣言することができる。第四十三条(1)の規定に基づいてこの協定の適用を受ける領域は、その国際関係について責任を有する国の政府が同条(2)に定める通告を行った場合には、加盟集団の一部となることができる。これらの締約国政府及び指定領域は、次の条件を満たすものでなければならぬ。

(a) 集団の義務についての責任を個別に及び集団として受諾する意思を宣言すること。

(b) 更に、次の(i)及び(ii)の条件を満たすことについて十分な証拠を理事会に提出すること。

(i) 当該加盟集団が共通のコーヒー政策を遂行するため必要な機構を有すること並びに当該締約国政府及び指定領域が当該加盟集団の他の構成員と共にこの協定に基づく義務を履行する手段を有すること。

(ii) 当該締約国政府及び指定領域が、コーヒーに関する共通の又は調整された商業上及び経済上の政策、通貨及び財政に関する調整された政策並びにこれらの政策を遂行するために必要な組織(当該加盟集団が集団の義務を履行することができる旨の心証を理事会に与えるもの)を有すること。

(2) 千九百八十三年の国際コーヒー協定において認められた加盟集団は、加盟集団として認められることを希望しない旨を理事会に通告する場合

合を除くほか、加盟集団として引き続き認められる。

(3) 加盟集団は、機関の単一の加盟国となる。ただし、加盟集団の各構成員は、次に掲げる規定に係る事項に関しては、それぞれ単一の加盟国として取り扱う。

(4) 加盟集団として加盟する締約国政府及び指定領域は、この協定の規定(3)に掲げる規定を除く。に係る事項に関して理事会において当該加盟集団を代表する政府又は機構を特定する。

(5) 第四十六条の規定

(a) 第十一条及び第十二条の規定

(b) 第四十六条の規定

(c) 第四十六条の規定

(d) 第四十六条の規定

(e) 第四十六条の規定

(f) 第四十六条の規定

(g) 第四十六条の規定

(h) 第四十六条の規定

(i) 第四十六条の規定

(j) 第四十六条の規定

(k) 第四十六条の規定

(l) 第四十六条の規定

(m) 第四十六条の規定

(n) 第四十六条の規定

(o) 第四十六条の規定

(p) 第四十六条の規定

(q) 第四十六条の規定

(r) 第四十六条の規定

(s) 第四十六条の規定

(t) 第四十六条の規定

(u) 第四十六条の規定

(v) 第四十六条の規定

(w) 第四十六条の規定

(x) 第四十六条の規定

(y) 第四十六条の規定

(z) 第四十六条の規定

(aa) 第四十六条の規定

(bb) 第四十六条の規定

(cc) 第四十六条の規定

(dd) 第四十六条の規定

(ee) 第四十六条の規定

(ff) 第四十六条の規定

(gg) 第四十六条の規定

(hh) 第四十六条の規定

(ii) 第四十六条の規定

(jj) 第四十六条の規定

(kk) 第四十六条の規定

(ll) 第四十六条の規定

(mm) 第四十六条の規定

(nn) 第四十六条の規定

(oo) 第四十六条の規定

(pp) 第四十六条の規定

を維持することを理事会に申請することができ

る。当該加盟集団は、理事会がその申請を却下しない限り、存続する。加盟集団の各構成員は、当該加盟集団が解散した場合には、個別の加盟国となる。加盟集団の構成員でなくなった加盟国は、この協定の有効期間中再びいずれの加盟国にもなることができない。

(7) この協定の効力発生の後加盟集団の構成員に

なることを希望する締約国政府は、次の(i)及び(ii)に定める条件が満たされる場合には、理事会に対する通告により、加盟集団の構成員になる

ことができる。

(8) 当該加盟集団の他の加盟国が当該締約国政

府を加盟集団の構成員として承認する意思を

宣言すること。

(b) 当該締約国政府が国連事務総長に対し当該加盟集団に参加する旨を通告すること。

(c) 二以上の加盟輸出国は、この協定の効力発生の後いつでも、加盟集団を形成することを理事会に申請することができる。理事会は、これら

の加盟輸出国が(1)に定めるところにより宣言を

行い及び十分な証拠を提出したと認定する場合

には、その申請を承認する。承認があったとき

は、当該加盟集団は、(3)から(6)までの規定の適用を受ける。

(2) 機関の所在地は、理事会が三分の二以上の多

数票による議決で別段の決定を行わない限り、ロンドンとする。

(3) 機関は、国際コーヒー理事会、執行委員会、事務局長及び職員によってその機能を営む。

(4) 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴え提起する能力を有する。

(5) 機関並びに機関の事務局長、職員及び専門家並びに任務の遂行のためにグレート・ブリテン

及び北部アイルランド連合王国の領域に滞在す

る加盟国の代表の地位、特権及び免除について

は、引き続き、千九百六十九年五月二十八日に締結されたグレート・ブリテン及び北部アイ

ラント連合王国政府(以下「接受政府」という。)と機関との間の本部協定が適用される。

(6) 接受政府と機関との間で合意する場合

(7) (2)の本部協定は、この協定とは別個のものと

する。もっとも、本部協定は、次のいずれかの

場合に終了する。

(8) (a) 接受政府と機関との間で合意する場合

(b) 機関の本部がグレート・ブリテン及び北部

アイルランド連合王国の領域から移転する場

(9) (c) 機関が存在しなくなる場合

(10) (d) 機関は、理事会の承認の下に、この協定の機

能が適正に営まれるために必要な特権及び免除

に関する取扱を他の加盟国と締結することができる。

(11) (e) 接受政府以外の加盟国政府は、通貨又は為替

の制限、銀行口座の保持及び金銭の移転に関し

運用し、かつ、この協定の実施を監視する

国際連合の専門機関に与える便宜と同一の便宜

を存続する。

(12) 千九百六十二年の国際コーヒー協定に基づい

て設立された国際コーヒー機関は、この協定を

認め、かつ、この協定の実施を監視する

国際連合の専門機関に与える便宜と同一の便宜

を存続する。

(13) 平成七年三月十四日 衆議院会議録第十五号 千九百九十四年の国際コーヒー協定について承認を求める件及び同報告書

を機関に与える。

第六章 國際コーヒー理事会

第九条 國際コーヒー理事会の構成

(1) 機関の最高機関は、国際コーヒー理事会とし、理事会は、機関のすべての加盟国で構成する。

(2) 加盟国は、理事会における一人の代表及び希望する場合には、一人又は二人以上の代表代理を任命する。加盟国は、また、その代表又は代表代理のために一人又は二人以上の顧問を指名することができる。

第十条 理事会の権限及び任務

(1) この協定によって明示的に与えられるすべての権限は、理事会に属する。理事会は、この協定の実施のために、必要な権限を有し、及び必要な任務を遂行する。

第十二条 理事会の会期

(1) 理事会は、原則として、年二回通常会期を開催する。理事会は、その決定により、特別会期を開催することができる。特別会期は、また、有する一若しくは二以上の加盟国の要請に基づいて開催される。会期の通知は、緊急の場合を除くほか、少なくとも三十日前に行う。緊急の場合の会期の通知は、少なくとも十日前に行なう。

(2) 会期は、理事会が三分の二以上の多数票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の所在地において開催する。加盟国が理事会に対し自國の領域において会合するよう招請し、理事会は、また、この協定に基づく任務の遂

行に必要な記録その他望ましいと認める記録を行管する。

第十三条 票数

(1) 加盟輸出国及び加盟輸入国は、それぞれ総体

在地において開催される場合には、会期が機関の所に入る追加の費用は、当該加盟国が負担する。

(2) から(8)までに定めるところにより、加盟機関に対し、理事会の会期にオブザーバーとして参加するよう招請することができる。当該非

加盟国又は当該機関は、この招請を受け入れる

場合には、議長に対し書面によりその旨を通知する。当該非加盟国又は当該機関は、希望する

場合には、発言を行うことにつき、その通知の

中で、理事会の許可を求めることができる。

(3) 理事会は、過半数の加盟輸出國に属する加盟国に交換に振り当てる。

(4) 理事会の会期においては、過半数の加盟輸出

国であつて加盟輸出国の総票数の三分の二以上

を代表するもの及び過半数の加盟輸入国であつて加盟輸入国の中の三分の二以上を代表す

るもののが出席していなければならぬ。理事会

の会期又は全体会合の開始時に定足数が得られ

ない場合には、議長は、会期又は全体会合の開

始を少なくとも三時間繰り下げる。新たに定め

られた開始時に定足数が得られない場合には、

議長は、更に、会期又は全体会合の開始を少な

くとも三時間繰り下げるができる。この再

び定められた開始時に引き続き定足数が得られ

ない場合における会期若しくは全体会合の開始

又はそれらの再開のためには、過半数の加盟輸

出國であつて加盟輸出國の総票数の半数以上を

代表するもの及び過半数の加盟輸入国であつて

加盟輸入国の中の総票数の半数以上を代表するもの

が出席していかなければならない。第十四条(2)の規定により代表されている加盟国は、出席して

いるものとみなされる。

(1) 加盟国は、自國の有するすべての票を投する権利を有するが、投票に当たって票を分割して

はならない。もっとも、(2)の規定により委託された票については、加盟国は、自國の有する票

と別個に投ずることができる。

- (2) 加盟輸出國は他の加盟輸出國に対し、また、加盟輸入國は他の加盟輸入國に対し、理事会の会合において自國の利益を代表し及び自國の投票権を使用することを委託することができる。この場合には、前条(7)に定める制限は、適用しない。
- 第十五条 理事会の決定**
- (1) 理事会のすべての決定及び勧告は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、単純多数票による議決で行う。
- (2) この協定において三分の一以上での多数票による理事会の議決が必要とされる議案については、次の手続を適用する。
- (a) 三以下の加盟輸出國又は三以下の加盟輸入國の反対票のため三分の一以上の多数票が得られない場合には、出席する加盟國の過半数及び単純多数票による議決で理事会が行う決定により、四十八時間以内に再び表决に付す。
- (b) 二以下の加盟輸出國又は二以下の加盟輸入國の反対票のため三分の一以上の多数票が得られない場合には、出席する加盟國の過半数及び単純多数票による議決で理事会が行う決定により、二十四時間以内に再び表决に付す。
- (c) 一の加盟輸出國又は一の加盟輸入國の反対票のため三分の一以上の多数票が三回目の表決においても得られない場合には、議案は、可決されたものとみなす。
- (d) 理事会が(b)又は(c)の規定による表决に付さない場合には、議案は、否決されたものとみなす。

- (1) 理事会は、国際連合及びその専門機関並びに他の適当な政府間機関との協議又は協力のための措置(この協定の目的を達成するために理事会が適当と認める財政上の措置を含む。)をとることができ。理事会は、一次產品のための共同基金の制度を十分に利用する。ただし、この措置に基づく事業の実施に関し、機関は、個々の加盟國その他の主体が与える保証に係るいかなる資金上の義務も負わない。いすれの加盟國も、当該事業に関する他の加盟國又は主体による借り入れ又は貸付けから生ずる債務について機関の加盟國であるという理由により責任を負うものではない。
- (2) 機関は、可能な場合には、加盟國、非加盟國及び拠出機関のその他の機関から、コーヒー一座業に焦点を合わせた開発事業及び計画に関する情報を収集することができる。機関は、適当な場合には、関係当事者の同意を得て、この情報を受け入れる場合に、理事会が三分の一以上の多数票による議決で決定を行う場合には、その他の場所においても会合することができる。執行委員会の会合するが、理事会が三分の一以上の多数票における議決で決定を行った場合には、その他の場所においても会合することができる。執行委員会の会合の主催に係る加盟國の招請を理事会が受け入れる場合には、理事会の会期に関する第二条(2)の規定を準用する。
- (3) 執行委員会においては、執行委員会に選出された加盟輸出國の過半数であつて当該加盟輸出國の総票数の三分の一以上を代表するもの及び執行委員会に選出された加盟輸入國の過半数であつて当該加盟輸入國の総票数の三分の二以上を代表するものが出席していなければならぬ。執行委員会の会合においては、定足数が得られない場合には、執行委員会の議長は、会合の開始を少なくとも三時間繰り下げる。新たに定められた開始時に定足数が得られない場合には、議長は、更に、会合の開始を少なくとも三時間繰り下げることができる。この再び定め
- (4) 一回目の投票において(3)に定めるところにより当選した候補の数が八に満たない場合には、(3)最も多数の票を得た八の候補を当選国とする。ただし、いかなる候補も、一回目の投票においては、七十五票以上の票を得ない限り、当選しない。
- (5) 一回目の投票において(4)に定めるところにより当選した候補の数が八に満たない場合には、(4)投票を繰り返すものとし、その投票においては、当選したいすれの候補にも投票しなかつた加盟國のみが投票権を有する。二回目以後の各回の投票においては、当選のために必要な最小限の票数は、八の候補が当選するまで、毎回五

- (6) 当選したいすれの加盟國にも投票しなかつた加盟國は、(6)及び(7)に定めるところに従い、当選する場合には、一人又は二人以上の代表代理を任命する。執行委員会の構成国は、また、その代表又は代表代理のために一人又は二人以上の顧問を指名することができる。
- (7) 執行委員会に、議長一人及び副議長一人を置く。議長及び副議長は、理事会により各コーヒー年度について選出されるものとし、再選を妨げられない。議長及び副議長は、機関から報酬を受けない。議長及び議長を代行している副議長は、執行委員会の会合において投票権を有しない。この場合には、代表代理が自國の投票権を行使する。各コーヒー年度ごとの議長及び副議長は、原則として、同じ区分に属する加盟國の代表のうちから選出する。
- (8) 執行委員会は、通常、機関の所在地において会合するが、理事会が三分の一以上の多数票による議決で決定を行った場合には、その他の場所においても会合することができる。執行委員会の会合の主催に係る加盟國の招請を理事会が受け入れる場合には、理事会の会期に関する第二条(2)の規定を準用する。
- (9) 執行委員会においては、執行委員会に選出された加盟輸出國の過半数であつて当該加盟輸出國の総票数の三分の一以上を代表するもの及び執行委員会に選出された加盟輸入國の過半数であつて当該加盟輸入國の総票数の三分の二以上を代表するものが出席していなければならぬ。執行委員会の会合においては、定足数が得られない場合には、執行委員会の議長は、会合の開始を少なくとも三時間繰り下げる。新たに定められた開始時に定足数が得られない場合には、議長は、更に、会合の開始を少なくとも三時間繰り下げる。この再び定め
- (10) 執行委員会の構成国となる加盟輸出國及び加盟輸入國は、理事会において、それぞれ加盟輸出國及び加盟輸入國の区分ごとに選出される。区分ごとの選舉は、(2)から(7)までに定めるところにより行う。
- (11) 執行委員会の構成国となる加盟輸出國は、当該加盟輸出國の総票数の半数以上を代表するもの及び執行委員会に選出された加盟輸入國の総票数の半数以上を代表するものが出席していなければならぬ。
- (12) 第十八条 執行委員会の構成国は、また、その代表又は代表代理のために一人又は二人以上の顧問を指名することができる。
- (13) 執行委員会の構成国となる加盟輸出國及び加盟輸入國は、理事会において、それぞれ加盟輸出國及び加盟輸入國の区分ごとに選出される。区分ごとの選舉は、(2)から(7)までに定めるところにより行う。
- (14) 執行委員会の構成国となる加盟輸出國は、当該加盟輸出國の総票数の半数以上を代表するもの及び執行委員会に選出された加盟輸入國の総票数の半数以上を代表するものが出席していなければならぬ。執行委員会の会合においては、定足数が得られない場合には、執行委員会の議長は、会合の開始を少なくとも三時間繰り下げる。新たに定められた開始時に定足数が得られない場合には、議長は、更に、会合の開始を少なくとも三時間繰り下げる。この再び定め

選した加盟国の中のいずれかの一国に自國の票を委託する。

(6) 加盟国は、当選の際に自國に投じられた票及び当選の後に自國に委託された票を与える。ただし、当選したいずれの加盟国についても、その票数の合計は、四百九十九を超えてはならない。

(7) 当選した加盟国に与えられる票の数が四百九十九を超える場合には、当該当選した加盟国に票を投じ又は委託した他の加盟国は、そのうちの一又は二以上のものが当該当選した加盟国から票を撤回し及びその票を他の当選した加盟国に委託することにより、当選した各加盟国に与えられる票の数が四百九十九を超えないように相互間で取り決める。

- (f) 第四十七条の規定に基づき、この協定について、再交渉、有効期間の延長又は終了に関する決定を行うこと。
- (g) 第四十八条の規定に基づいて加盟国に対してこの協定の改正を勧告すること。
- (h) 理事会は、単純多数票による議決で、執行委員会に委任した権限をいつでも撤回することができる。

(i) 第四十七条の規定に基づき、この協定につ

- いて、再交渉、有効期間の延長又は終了に関する決定を行うこと。
- (j) 第四十二条の規定に基づいて加盟国に対し、この協定の改正を勧告すること。
- (k) 理事会は、単純多数票による議決で、執行委員会に委任した権限をいつでも撤回することができる。

- (l) 各会計年度の運営予算に係る分担金の額の決定
- (m) 理事会は、各会計年度の下半期において、次の会計年度の機関の運営予算を承認し、当該運営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。運営予算は、事務局長が作成し、第十九条の規定により財政委員会が監督する。
- (n) 各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、当該会計年度の運営予算の承認される時点におけるすべての加盟国の票数の合計に対する当該加盟国の票数の割合に比例する額とする。ただし、分担金の額が決定されている会計年度の当初に加盟国間の票の配分が第十三条(5)の規定により変更される場合には、当該分担金の額は、当該会計年度につき、その変更に応じて調整される。分担金の額の決定に当たっては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止又はこれによって生ずる票の再配分を考慮することなく算定する。

- (o) この協定の効力発生の後に機関に加盟する加盟国最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票数及びその加盟時における会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該会計年度分の他の加盟国の分担金の額は、変更しない。
- (p) 第二十三条 分担金の支払
- (q) 各会計年度の運営予算に係る分担金は、自由に交換することのできる通貨で支払われるものとし、その支払の義務は、当該会計年度の初日に生ずる。
- (r) 各会計年度の運営予算に係る分担金の支払の義務の生ずる日から六箇月以内に当該分担金の全額を支払わない場合には、理事会における投票権及び執行委員会においてその票を投じ又は投じさせる権利は、当該分担金が支払われる時まで停止される。ただし、当該加盟国は、理事会が三分の二以上の多数票による議決で別段の決定を行わない限り、この協定に基づくその他の権利を奪われ又はこの協定に基づく義務を免除されることはない。
- (s) 加盟国は、(2)又は第三十七条の規定により投票権を停止された場合においても、引き続き、分担金を支払う責任を負う。

- (t) 機関(第七条(3)に定めるところによりその機務を負う権限も有しない。また、加盟国が機関に対しこのような権限を与えているものとみなしてはならない。特に、機関は、資金を借り入れる能力を有しない。機関は、契約を締結する権力を行使するに当たり、契約を締結する地方の当事者がこの条の規定を知ることができるように、これらの規定を契約書に明記する。もつとも、これらの規定が契約書に明記されない場合であっても、当該契約は、無効とならず、ま

官報(号)

- (1) 理事会は、三分の二以上の多数票による議決で、自己の権限の全部又は一部の行使を執行委員会に委任することができる。ただし、次の権限については、この限りでない。
- (a) 第二十二条の規定に基づいて運営予算を承認し、及び分担金の額を決定すること。
- (b) 第三十七条の規定に基づいて加盟国の投票権を停止すること。
- (c) 第三十七条の規定に基づいて紛争について決定を行うこと。
- (d) 第四十一条の規定に基づいて加入の条件を定めること。
- (e) 第四十五条の規定に基づいて加盟国の除名を決定すること。

- (1) 理事会は、三分の二以上の多数票による議決で、執行委員会は、財政委員会を設置する」とのとし、その一般的な指揮の下に活動する。
- (2) 理事会は、三分の二以上の多数票による議決で、執行委員会は、必要と認める場合には、財政委員会以外の委員会又は作業部会を設置する」とができる。

- (1) 執行委員会の構成国は、第十八条(6)及び(7)の規定により与えられたすべての票を投する権利を有する。代理投票は、認められない。執行委員会の構成国は、投票に当たって票を分割して投票する場合に必要とされる単純多数票又は三分の二以上の多数票による議決で行う。
- (2) 執行委員会の行ういかなる決定も、理事会が当該決定を行う場合に必要とされる単純多数票又は三分の二以上の多数票による議決で行う。

- (1) 理事会に出席する代表団、執行委員会に出席する代表及び理事会又は執行委員会に属する委員会に出席する代表の費用は、各自の政府が負
- (2) この協定の運用に要するその他の費用は、加盟国の年次分担金(その額は、次条に定めるところにより決定される)並びに加盟国への特定の役務並びに第二十七条及び第二十九条の規定により集積される情報及び研究成果の販売による収入をもって支弁する。
- (3) この協定の運用に要するその他の費用は、加盟国の年次分担金(その額は、次条に定めるところにより決定される)並びに加盟国への特定の役務並びに第二十七条及び第二十九条の規定により集積される情報及び研究成果の販売による収入をもって支弁する。
- (4) 各会計年度の運営予算に係る分担金の支払の義務の生ずる日から六箇月以内に当該分担金の全額を支払わない場合には、理事会における投票権及び執行委員会においてその票を投じ又は投じさせる権利は、当該分担金が支払われる時まで停止される。ただし、当該加盟国は、理事会が三分の二以上の多数票による議決で別段の決定を行わない限り、この協定に基づくその他の権利を奪われ又はこの協定に基づく義務を免除されることはない。
- (5) 加盟国は、(2)又は第三十七条の規定により投票権を停止された場合においても、引き続き、分担金を支払う責任を負う。
- (6) 機関(第七条(3)に定めるところによりその機務を負う権限も有しない。また、加盟国が機関に対しこのような権限を与えているものとみなしてはならない。特に、機関は、資金を借り入れる能力を有しない。機関は、契約を締結する権力を行使するに当たり、契約を締結する地方の当事者がこの条の規定を知ることができるように、これらの規定を契約書に明記する。もつとも、これらの規定が契約書に明記されない場合であっても、当該契約は、無効とならず、ま

第十八条 会計

第二十一条 会計

- (1) 理事会に出席する代表団、執行委員会に出席する代表及び理事会又は執行委員会に属する委員会に出席する代表の費用は、各自の政府が負

官 報 (号 外)

た、機関の権限を超えるものとはならない。

(2) 加盟国の責任は、この協定において明示的に定める分担金についての義務の範囲内に限定される。機関と取引を行う第三者は、加盟国の責任に関するこの協定の規定を知っているものとみなされる。

第一百五条 会計の検査及び公表

各会計年度の終了の後できる限り速やかに、遅くとも六箇月以内に、当該会計年度の機関の収支計算書独立の専門家による会計検査を了したものが、承認及び公表のため、理事会に提出されるものとする。

第九章 事務局長及び職員

(1) 理事会は、執行委員会の勧告に基づいて事務局長を任命する。事務局長の任用の条件は、理事会が定めるものとし、類似の政府間機関の相当する職員に適用される条件と同等のものとする。

(2) 事務局長は、機関の首席の管理職員であるものとし、この協定の運用に関して自己に属する任務の遂行について責任を負う。

(3) 事務局長は、理事会の定める規則に従って職員を任命する。

(4) 事務局長及び職員は、コーヒー産業、コーヒーの取引又はコーヒーの輸送に関し、いかなる金銭上の利害関係も有してはならない。

(5) 事務局長及び職員は、その任務の遂行に当たって、いかなる加盟国からも又は機関外のいかなる当局からも指示を求める又は受けてはならない。事務局長及び職員は、機関に対してのみ責任を負う。國際公務員としての立場を損なうお

それのあるいかなる行動も慎まなければならぬ。各加盟国は、事務局長及び職員の責任の専ら国際的な性質を尊重すること並びにこれらの者が責任を果たすに当たってこれらの者を左右しようとしていることを約束する。

第十章 情報、研究及び調査

第二十七条 情報

(1) 機関は、次のものに関する情報の収集、交換及び公表のためのセンターとして活動する。

(a) 世界におけるコーヒーの生産、価格、輸出、輸入、流通及び消費に関する統計
(b) 適当と認める場合には、コーヒーの栽培、加工及び利用に関する技術

(2) 理事会は、その運営のために必要と認める情報(コーヒーの生産、生産の傾向、輸出、輸入、流通、消費、在庫、価格及び課税に関する定期的な統計に係る報告を含む。)を提供するよう加盟国に要求することができる。ただし、コーヒーを生産し、加工し又は販売する特定の個人又は会社の活動内容を示唆するような情報を公表してはならない。加盟国は、要求された情報をできる限り詳細かつ正確に提供する。

(3) 理事会は、日ごとの複合指標価格を公表するための指標価格制度を定める。

(4) 加盟国が機関の適正な運営のために理事会の要求した統計その他の情報を妥当な期間内に提供しないか又は提供することが困難な場合に

は、理事会は、当該加盟国に対し、不履行の理由の説明を要求することができる。理事会は、情報の提供につき技術援助が必要であると認められる場合には、必要な措置をとることができる。

第二十八条 原産地証明書

(1) 機関は、コーヒーの国際貿易に関する統計の収集を促進するため及び各加盟輸出国により輸出されたコーヒーの量を把握するために、原产地証明書制度を定める。当該制度は、理事会が承認する規則に従って運用される。

(2) 加盟輸出国によるコーヒーの輸出には、有效的な原産地証明書を必要とする。原産地証明書は、理事会の定める規則に従い、加盟国が選定し及び機関が承認した資格のある団体により発行される。

(3) 加盟輸出国は、(2)に規定する業務を行わせるために選定した政府機関又は非政府団体の名称を機関に通知する。機関は、理事会が承認する規則に従い、かつ、明示的に、非政府団体を承認する。

第二十九条 研究及び調査

(1) 機関は、コーヒーの生産及び流通の経済的条件、生産国及び消費国における政府の施策のコーヒーの生産及び消費に及ぼす影響並びに伝統的な用途及び可能な新しい用途におけるコーヒーの消費の増大の可能性に関する研究及び調査の企画立案を促進する。

(2) 理事会は、(1)の規定を実施するために、各コーヒー年度の二回目の通常会期において研究及び調査の年次事業計画案を採択する。年次事業計画案は、必要な資金の額の見積りを含むものとし、事務局長が作成する。

(3) 理事会は、機関が他の機関及び団体と共に

(4) 加盟国が機関の適正な運営のために理事会の要求した統計その他の情報を妥当な期間内に提供しないか又は提供することが困難な場合に

担する必要な資金の額についての詳細な計算書を理事会に提出する。

(4) この条の規定に従って機関が促進する研究及び調査は、第二十二条(1)の規定に従って作成された運営予算に計上する資金をもつてその費用を支弁するものとし、機関の職員及び、必要な場合は、コンサルタントが実施する。

第十一章 一般規定

第三十条 新たな協定の準備

理事会は、新たな国際コーヒー協定(コーヒーの供給と需要との間の均衡を保つための措置に関する規定を有する協定を含む。)について交渉することの可能性を検討し、適当と認める措置をとることができる。

第三十一条 消費に対する障害の除去

(1) 加盟国は、コーヒーの消費の可能な最大限度までの増大をできる限り速やかに達成すること、特に、この増大を妨げるおそれのあるすべての障害を漸進的に除去することによってこれを達成することが極めて重要であることを認識する。

(2) 加盟国は、コーヒーの消費の増大を多かれ少なかれ妨げるおそれのある措置、特に、次のものが現に存することを認識する。

(a) コーヒーに適用される輸入制度(特に、特恵関税その他の関税、輸入割当て、政府の独占機関及び公的買付機関の業務並びに他の行政規則及び商慣行)

(b) 直接又は間接の補助金に係る輸出制度並びに他の輸出に関する行政規則及び商慣行

- (3) 加盟国は、(1)に定める目的及び(4)の規定を考慮して、コーヒーに対する関税を引き下げるよう又は消費の増大に対する障害の除去のための他の措置をとるよう努力する。
- (4) 加盟国は、相互の利益を考慮して、取引及び消費の増大に対する(2)に掲げる障害を漸進的に低減し及び、可能な限り、最後には除去するための方法及び手段又はその障害の及ぼす影響を実質的に軽減するための方法及び手段を追求することを約束する。
- (5) 加盟国は、(4)に定める約束を考慮して、この条の規定を実施するためにとったあらゆる措置を毎年理事会に通報する。
- (6) 事務局長は、理事会による検討のため、消費に対する障害に関する調査を定期的に作成する。
- (7) 理事会は、この条の目的の達成を促進するため、加盟国に対して勧告を行うことができるものとし、加盟国は、その勧告を実施するためにとった措置をできる限り速やかに理事会に報告する。

- 第三十三条 混合品及び代用品
- (1) 加盟国は、コーヒーとして商業的に再販売するため他の産物をコーヒーに混合し又はコーヒーと共に加工し若しくは使用することを要求するいかなる規則も維持してはならない。加盟国は、基本的原料として含有されるコーヒーの生コーヒー相当重量が全重量の九十パーセント未満であるような製品をコーヒーの名称によって販売し及び宣伝することを禁止するよう努力する。
- (2) 理事会は、加盟国に対し、この条の規定の遵守を確保するために必要な措置をとるよう要請することができる。
- (3) 事務局長は、この条の規定の遵守状況に関する定期報告を理事会に提出する。

- 第三十二条 加工コーヒーに関する措置
- (1) 加盟国は、開発途上国が特に工業化及び製品の輸出(コーヒーの加工及び加工コーヒーの輸出を含む。)によって自国の経済基盤を拡大することを必要としていることを認識する。
- (2) 加盟国は、(1)の規定との関連において、他の加盟国を崩壊させるおそれのある措置をとることを避ける。
- (3) 加盟国は、(2)の規定が遵守されていないと認めたときは、第三十六条の規定に妥当な考慮を払い、他の関係加盟国と協議するものとす

る。関係加盟国は、当事国の間で友好的な解決を図るようあらゆる努力を払う。協議により相互に満足すべき解決が得られない場合には、いずれの当事国も、第二十七条に定めるところに

より、協議に係る案を検討のため理事会に付託することができる。

第三十五条 環境上の側面

加盟国は、国際連合貿易開発会議第八回会期及び国際連合環境開発会議において合意された持続可能な開発に関する原則及び目的に留意して、コーヒー資源及びその加工の持続可能な管理に妥当な考慮を払う。

第三十六条 協議、紛争及び苦情

加盟国は、この協定に関するすべての問題について他の加盟国が行うことのある申立てに好意的な考慮を払い、かつ、その申立てに関する協議を受け入れる。事務局長は、この協議の間に、いずれか一方の当事国の要請に基づき、かつ、他方の当事国の同意を得て、調停のための独立の委員会を設置する。委員会の費用は、機関の負担としない。事務局長が委員会を設置することについてい

ずれかの当事国が同意しない場合又は協議により解決が得られない場合には、協議に係る事案は、次条に定めるところにより理事会に付託することができます。協議により解決が得られた場合には、その旨を事務局長に報告するものとし、事務局長は、すべての加盟国にその報告を送付する。

第三十七条 紛争及び苦情

(1) この協定の解釈又は適用に関する紛争であつて交渉によつて解決されないものは、当該紛争の当事国であるいづれかの加盟国に要請に基づき、決定のため理事会に付託される。

(2) 紛争が(1)の規定に基づいて理事会に付託されるとする場合は、(3)の規定に基づく。

(3) 諮問委員会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いすれの政府からも指示を受けることなく行動する。

(4) 諮問委員会の費用は、機関が負担する。諮問委員会の意見及びその理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連のあるすべての情報を探査した後、当該紛争について決定を行う。

(5) 理事会は、紛争が付託された日から六箇月以内に、当該紛争について決定を行う。

(6) いづれかの加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかつた旨の苦情は、これを申し立てる

官報(号外)

加盟国の要請に基づいて理事会に付託されるものとし、理事会は、苦情に係る事案について決定を行う。

(7) 加盟国は、単純多数票による議決によらない限り、この協定に基づく義務に違反していると認定されることはない。加盟国がこの協定に基づく義務に違反している旨の認定は、その違反の性質を明示して行う。

(8) 理事会は、いずれかの加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定する場合には、他の条に規定する他の強制的措置の適用を妨げることなく、当該加盟国がその義務を履行するまでの間、三分の二以上の多数票による議決で、理事会における投票権及び執行委員会においてその票を投じ又は投じさせる権利を停止することができるものとし、また、理事会は、第45条の規定に基づき当該加盟国機関からの除名を決定することができる。

(9) 加盟国は、紛争又は苦情に係る事案の理事会における討議に先立ち、当該事案についてあらかじめ執行委員会の意見を求めることができる。

第十三章 最終規定

第三十八条 署名

この協定は、千九百九十四年四月十八日から九月二十六日まで、国際連合本部において、署名政府又は他の政府であつて延長された千九八十三年の国際コーヒー協定又は延長された千九八十三年の国際コーヒー協定の締約国政府及びこの協定が交渉された国際コーヒー理事会の会期に招請された政府による署名のために開放しておいく。

第三十九条 批准、受諾又は承認

(1) この協定は、署名政府により、それぞれ各自の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。

(2) 批准書、受諾書又は承認書は、次条に別段の定めがある場合を除くほか、千九百九十四年九月二十六日までに、国際連合事務総長に寄託する。もつとも、理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託することができない署名政府に対し、寄託の期限の延長を認めることができ。

第四十条 効力発生

(1) この協定は、千九百九十四年九月二十六日現在の票の配分において、加盟輸出国の総票数の八十パーセント以上を有する二十以上の加盟輸出国を代表する政府及び加盟輸入国の総票数の八十八パーセント以上を有する十以上の加盟輸入国を代表する政府が同年十月一日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託した場合には、同

(3) この協定が(1)又は(2)のいずれの規定によつても千九百九十四年十月一日に確定的又は暫定的に効力を生じなかつた場合には、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した政府並びにこの協定を自国内法令に従つて暫定的に適用すること及びこの協定を批准し、受諾し又は承認するよう努力することを約束する旨の通告を行つた政府は、当該政府の間でこの協定を発効させることを当該政府の間の合意により決定することができる。また、この協定が暫定的に効力を生じたが同年十二月三十一日までに確定的に効力を生じなかつた場合には、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した政府並びに(2)の通告を行つた政府は、当該政府の間でこの協定

(2) いすれの締約国政府も、自國が国際関係事務総長に対する通告により、自國が国際関係について責任を有するいすれかの領域について第五条の規定に基づく権利を行使することを希望する場合又は当該いすれかの領域に対し第六条の規定に基づいて形成される加盟集団の構成員となることの許可を与えることを希望する場合に、批准書、受諾書、承認書、暫定的適用の通告若しくは加入書の寄託の際に又はその後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、当該権利行使し又は当該許可を与えることができる。

(3) (1)の宣言を行つた締約国政府は、その後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、当該権利行使し又は当該許可を与えることができる。

を約束する旨の通告を行つ場合には、その通告は、国際連合事務総長が千九百九十四年九月二十六日までにこれを受領することを条件として、批准書、受諾書又は承認書と同等の効力を有するものとみなされる。批准書、受諾書又は承認書を寄託するまでの間この協定を自國の国内法令に従つて暫定的に適用することを約束する政府は、批准書、受諾書若しくは承認書を寄託する。批准書、受諾書又は承認書を寄託するまでの間この協定を暫定的に適用する政府が批准書、受諾書又は承認書を寄託する日又は千九百九十四年十二月三十一日のいずれか早い日までこの協定を暫定的に適用する政府が批准書、受諾書又は承認書を寄託することができる。批准書、受諾書又は承認書を寄託するまでの間この協定を暫定的に適用する政府が批准書、受諾書又は承認書を寄託することができる。

(1) 国際連合又はその専門機関の加盟国政府は、理事会の定める条件に従つてこの協定に加入することができる。

(2) 加入書は、国際連合事務総長に寄託する。加入書は、加入書を寄託する時に効力を生ずる。加入書を寄託する時に効力を生ずる。

第四十二条 留保

留保は、この協定のいかなる規定についても付することができない。

第四十三条 指定領域への適用

(1) いすれの政府も、署名の際、批准書、受諾書の寄託の際に又はその後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、自國が国際関係について責任を有するいすれかの領域について第五条の規定に基づく権利を行使することを希望する。この協定は、通告の日から、その通告において特定する領域について適用される。

(2) いすれの締約国政府も、自國が国際関係

官報(号外)

適用を終止することを宣言することができる。

当該特定する領域についてこの協定の適用は、その通告の日に終止する。

(4) (1)の規定に基づいてこの協定が適用された領域がその後に独立する場合には、新たな国

の政府は、独立が達成された後九十日以内に、国際連合事務総長に対する通告により、締約国

政府の権利及び義務を受諾したことを宣言する

ことができる。新たな国の政府は、通告の日から、締約国政府となる。理事会は、通告を行う

ことのできる期限の延長を認めることができ

る。

第四十四条 自発的脱退

いずれの締約国政府も、国際連合事務総長に対して書面による脱退の通告を行つて、いつでもこの協定から脱退することができる。脱退は、通告が受領された後九十日で効力を生ずる。

第四十五条 除名

理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定し、かつ、その違反がこの協定の実施を著しく妨げていると決定する場合には、三分の一以上の多数票による議決で、当該加盟国を機関から除名することができる。理事会は、その決定を国際連合事務総長に直ちに通告する。当該加盟国は、理事会の決定の日の後九十日で機関の加盟国でなくなり、当該加盟国が締約国政府である場合には、この協定の締約国政府でなくなる。

第四十六条 脱退し又は除名される加盟国に係る会計上の処理

(1) 理事会は、脱退し又は除名される加盟国について会計上の処理を行う。機関は、脱退し又は

除名される加盟国が既に支払った金額の返戻しを行わないものとし、これらの加盟国は、脱退又は除名が効力を生じた時に機関に対し負つて

いる債務を履行する義務を引き続き負う。ただし、改正を受諾することができないため第四十一条(2)の規定によりこの協定への参加を終止す

る締約国政府については、理事会は、公平と認

める会計上の処理を行うことができる。

(2) この協定への参加を終止した加盟国は、機関の清算によって得られる収益その他の機関の資産の持分に係る権利を有しないものとし、この協定の終了の際に機関に欠損があつても、当該欠損のいずれの部分の支払についても責任を負わ

ない。

第四十七条 有効期間及び終了

(1) この協定は、一千九百九十九年九月三十日まで五年間効力を有する。ただし、(2)の規定に基づいてその有効期間が延長される場合又は(3)の規定に基づいてこの協定が終了する場合は、この限りでない。

(2) 理事会は、加盟国の総数の五十八・パーセント以上以上の加盟国で区分ごとに総票数の七十・パーセント以上を有するものによる議決により、この協定について再交渉すること又はこの協定に修正を加えるか加えないかを問わずこの協定の有効期間を自己の定める期間だけ延長することを決定することができる。締約国政府は、新たに協定又は延長された協定を受諾する旨の通告を

その効力を生ずる日までに国際連合事務総長に正を受諾する旨の通告を行わなかつた場合には、同日に協定への参加を終止する。同日までに同事務総長に対し

てその旨の通告が行われなかつた指定領域(加盟国)の地位を有するか加盟集団の構成員であるかを問わない)についても、同様とする。

(3) 理事会は、いつでも、区分ごとに総票数の三分の一以上を有する過半数の加盟国による議決で、この協定を終了させることを決定することができる。終了は、理事会の定める日に効力を生ずる。

(4) 理事会は、この協定の終了の後も、機関の清算、会計上の処理及び資産の処分を行うために必要な期間存続するものとし、当該期間中、これらを行うために必要な権限及び任務を有する。

第四十八条 改正

(1) 理事会は、三分の一以上の多数票による議決で、締約国政府に対しこの協定の改正を勧告することができる。改正は、加盟輸出國の総数の七十五ペー

セント以上の加盟輸出國で加盟輸出國の総票数の八十五ペー

セント以上を有するものを代表する締約国政府及び加盟輸入國の総数の七十五ペー

セント以上の加盟輸入國で加盟輸入國の総票数の八十五ペー

セント以上を有するものを代表する締約国政府から国際連合事務総長が受諾の通告を受領した後百日目の日に、効力を生ずる。

理事会は、締約国政府が同事務総長に對して改正の受諾を通告する期限について定期的に行うものとし、かつ、暫定的に、この協定が既に効力を生じた場合と同様に適用する。

(2) 千九百九十四一千九百九十五コーヒー年度中に適用するため千九百九十三一千九百九十四コーヒー年度中に理事会が行わなければならぬすべての決定は、同コーヒー年度中に

行うものとし、かつ、暫定的に、この協定が既に効力を生じた場合と同様に適用する。

第五十条 この協定の正文

英語、フランス語、ポルトガル語及びスペイン語をひとしく正文とするこの協定の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けて、その署名に対応して掲げる日

にこの協定に署名した。

終止する。当該期限までにその旨の通告が行われなかつた指定領域(加盟国)の地位を有するか加盟集団の構成員であるかを問わない)についても、同様とする。

(1) この協定は、延長された一千九百八十三年の国際コーヒー協定に継続する協定とみなす。

(2) 延長された一千九百八十三年の国際コーヒー協定が中断されることなくこの協定に継続される

ことを容易にするため、延長された一千九百八十三年の国際コーヒー協定に基づいて機関若しくはその内部機関に

より又はこれらの名においてとられた措置であって、一千九百九十四年九月三十日に有効であり、かつ、同日に満了する旨の定めのないものは、この協定に基づく変更がない限り、

協定に基づいて機関若しくはその内部機関に

より又はこれらの名においてとられた措置で

あって、一千九百九十四年九月三十日に有効であり、かつ、同日に満了する旨の定めのないものは、この協定に基づく変更がない限り、

協定に基づいて機関若しくはその内部機関に

より又はこれらの名においてとられた措置で

あって、一千九百九十四年九月三十日に有効であり、かつ、同日に満了する旨の定めのないものは、この協定に基づく変更がない限り、

協定に基づいて機関若しくはその内部機関に

より又はこれらの名においてとられた措置で

あって、一千九百九十四年九月三十日に有効であり、かつ、同日に満了する旨の定めのないものは、この協定に基づく変更がない限り、

協定に基づいて機関若しくはその内部機関に

より又はこれらの名においてとられた措置で

あって、一千九百九十四年九月三十日に有効であり、かつ、同日に満了する旨の定めのないものは、この協定に基づく変更がない限り、

協定に基づいて機関若しくはその内部機関に

より又はこれらの名においてとられた措置で

千九百九十四年の国際コーヒー協定の締結について承認を求める件(參議院送付)に
關する報告書

一 本件の目的及び要旨

世界のコーヒーの価格の安定及びコーヒーの供給と需要との間の均衡を図ることを目的とする国際コーヒー協定は、昭和三十七年に最初の「千九百六十二年の国際コーヒー協定」が作成されて以来、「千九百六十八年の国際コーヒー協定」、「千九百七十六年の国際コーヒー協定」及び「千九百八十三年の国際コーヒー協定」に順次引き継がれてきた。千九百八十三年の国際コーヒー協定の有効期間の終了が近づくに伴い、これに代わる新たな国際コーヒー協定を作成する交渉が行われ、その結果、平成六年三月三十日にロンドンで開催された国際コーヒー理事会において、本協定が採択された。

本協定は、コーヒーに関する問題について国際協力を強めることを確保するとともに、コーヒーに関する問題について及びコーヒーの供給と需要との間の妥当な均衡を達成する方法について政府間で協議する場を提供し、コーヒーの国際貿易の拡大を促進すること等を目的としたものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この協定を適用し、かつ、この協定の実施を監視するため、千九百六十二年の国際コーヒーハイ協定により設立された国際コーヒー機関(以下「機関」という。)を引き続き存続させること。

2 機関の最高機関は国際コーヒー理事会(以下「理事会」という。)とし、理事会は、機関の

すべての加盟国で構成され、この協定の実施のために必要なすべての権限を有すること。

3 協定の運用に要する費用は、加盟国の年次分担金並びに特定の役務等をもつて支弁すること。

4 機関は、コーヒーの生産、價格、輸出入及び消費等に関する情報の収集、交換及び公表のためのセンターとして活動するとともに、

5 理事会は、新たな国際コーヒー協定についての交渉の可能性を検討することができるること。

6 加盟国は、コーヒーの消費の増大を妨げるおそれのある障害を除去するよう努力すること。

7 協定の有効期間は五年とし、理事会は、自己の定める期間延長ができること。

なお、本協定は、平成六年十月一日に暫定的に適用する旨を通告した国の中において暫定的に効力を生じている。我が国についても、平成六年十二月十三日に暫定的に効力を生じている。

千九百八十八年五月三十一日に総会において採択された千九百二十八年十一月二十二日の国際博覽会に関する条約(千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年六月二十四日の改正によって改正されたもの)の改正の受諾が計上されている。

三 本件に要する経費
本件に要する経費は、平成七年度一般会計予算外務省所管国際分担金其他諸費の項に、国際コーヒー機関分担金として三千九十六万三千円が計上されている。

右報告する。

平成七年三月十日

外務委員長 三原 朝彦

衆議院議長 土井たか子殿

千九百八十八年五月三十一日に総会において採択された千九百二十八年十一月二十二日の国際博覽会に関する条約(千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年六月二十四日の改正によって改正されたもの)の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条の改正に基づき、国会の承認を求める。

千九百八十八年五月三十一日に総会において採択された千九百二十八年十一月二十二日の国際博覽会に関する条約(千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年六月二十四日の改正によって改正されたもの)の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百八十八年五月三十一日に会合した博覽会開催者の総会は、

千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書並びに千九百八十二年六月二十四日の改正によって改正され及び補足されたもの

の改正

千九百八十八年五月三十一日に会合した博覽会開催者の総会は、

千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書並びに千九百八十二年六月二十四日の改正によって改正され及び補足されたもの

の改正

千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書並びに千九百八十二年六月二十四日の改正によって改正され及び補足されたもの

の改正

これら規則及び手続を現代の状況に適応させることを希望して、

国際博覽会に関する規則及び手続の一部を規約第三十三條の規定に従って次のように改正するこ

とを決定した。

第一条

条約第二条において、現行の規定を1とし、2として次のように加える。

2 この条約の適用上、国際博覧会は、開催者の付する名称のいかんを問わず、登録博覧会と認定博覧会に区分する。

第二条

条約第一章第三条を削り、第二章を次のように改める。

第二章 国際博覧会の開催に関する一般的な条件

第三条

次の条件を満たす国際博覧会は、第二十五条に規定する博覧会国際事務局(以下「国際事務局」という。)による登録の対象となる。

(A) 開催期間が六週間以上二箇月以内のものであること。

(B) 参加国が使用する博覧会用の建造物に関する規則が一般規則において規定されていること。不動産に課される租税が招請国の法令により要求される場合には、この租税は、開催者が負担する。国際事務局の承認した規則に従つて実際に提供された役務については、対価を求めることができる。

(C) 千九百九十五年一月一日以後は、二の登録博覧会の間には少なくとも五年の間隔を置くこと(最初の登録博覧会については、千九百九十五年に開催することができること)。ただし、国際事務局は、国際的な重要性を有する特別な出来事を記念することと

ができるようにするため、前段に規定する間隔を一年を超えない範囲で短縮することができる。もつとも、次回の登録博覧会については、五年の間隔を短縮することなく開催した場合の間隔に従つて開催する。

第四条

(A) 次の条件を満たす国際博覧会は、国際事務局による認定の対象となる。

1 開催期間が三週間以上二箇月以内のものであること。

2 明確なテーマを掲げるものであること。

3 会場の総面積が二十五ヘクタールを超えないものであること。

4 開催者が建設する施設を参加国に割り当てるに当たつて、すべての賃貸料、料金、租税及び費用(提供された役務に係るもの)を除く。)を免除するものである」と(一)の国に割り当てられる面積は、千平方メートルを超えてはならない。(ただし、開催国

の経済上及び財政上の状況によつて正当とされる場合には、国際事務局は、無償で提供する義務の例外を認めることができる。

5 この(A)の規定による認定博覧会については、二の登録博覧会の間において一に限つて開催することができる。

6 同一の年においては、登録博覧会又はこの(A)の規定による認定博覧会のいずれかに限つて開催することができる。

7 条約第二十八条3(d)中「第五条」を「第三条」に改める。

8 条約第二十九条2中「陳列区政府代表」の下に「又は陳列区政府委員」を加え、「同条3中「陳列区政府代表」の下に「又は陳列区政府委員」を加える。

9 条約第十九条2中「陳列区政府代表」の下に「又は陳列区政府委員」を加え、「同条3中「陳列区政府代表」の下に「又は陳列区政府委員」を加える。

10 条約第十九条2中「陳列区政府代表」の下に「又は陳列区政府委員」を加え、「同条3中「陳列区政府代表」の下に「又は陳列区政府委員」を加える。

11 条約第十九条2中「陳列区政府代表」の下に「又は陳列区政府委員」を加え、「同条3中「陳列区政府代表」の下に「又は陳列区政府委員」を加える。

12 条約第二十九条2中「陳列区政府代表」の下に「又は陳列区政府委員」を加え、「同条3中「陳列区政府代表」の下に「又は陳列区政府委員」を加える。

13 条約第二十九条2中「陳列区政府代表」の下に「又は陳列区政府委員」を加え、「同条3中「陳列区政府代表」の下に「又は陳列区政府委員」を加える。

14 条約第二十九条2中「陳列区政府代表」の下に「又は陳列区政府委員」を加え、「同条3中「陳列区政府代表」の下に「又は陳列区政府委員」を加える。

15 条約第二十九条2中「陳列区政府代表」の下に「又は陳列区政府委員」を加え、「同条3中「陳列区政府代表」の下に「又は陳列区政府委員」を加える。

16 条約第二十九条2中「陳列区政府代表」の下に「又は陳列区政府委員」を加え、「同条3中「陳列区政府代表」の下に「又は陳列区政府委員」を加える。

- 1 条約第十二条中「事項について」の下に「、登録博覧会の場合は」を、「国際博覧会政府代表を」の下に、「認定博覧会の場合は自國政府を代表する一人の国際博覧会政府委員を」を加える。
- 2 条約第十二条中「国際博覧会政府代表」の下に「又は認定」を加える。
- 3 条約第十二条中「国際博覧会政府代表」の下に「又は認定」を加える。
- 4 条約第十二条中「陳列区政府代表」の下に「又は陳列区政府委員」を加える。
- 5 条約第十二条中「陳列区政府代表」の下に「又は陳列区政府委員」を加える。
- 6 条約第十二条中「陳列区政府代表」の下に「又は陳列区政府委員」を加える。
- 7 条約第十二条中「陳列区政府代表」の下に「又は陳列区政府委員」を加える。

官報(号外)

千九百八十八年五月三十日総会において採択された千九百一十八年十一月二十二日の国際博覧会に関する条約(千九百四〇八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書並びに千九百八十二年六月二十四日の改正によって改訂され及び補足されたもの)の改正の受諾について承認を求める件(參議院送付)に関する報告書

本件の目的及び要旨

国際博覧会に関する条約は、秩序ある国際博覧会の開催を図ることを目的として、昭和三年に作成されたものであり、その後の状況の変化に対応して、主として国際博覧会の開催頻度等の規制を緩和し又は強化するため、昭和一十三年に改正が行われた。近年、限定期的なテーマで開催される特別博覧会であっても、実質的には一般博覧会と大差のない規模及び内容をもつことが多くなり、テーマを基準とした区分に基づいて開催頻度の規制等を図る現行条約の枠組みの意義が薄れてきた。また、現行条約における開催間隔の例外的短縮規定を援用することにより、毎年のように国際博覧会が開催されるという状況に至った。このため、従来の区分を廃止し、新しく開催規模を基準にして区分するという整理を行い、この区分に基づき、大規模な国際博覧会について秩序だった開催頻度の規制を行うことを念頭に、昭和六十三年五月三十日に博覧会国際事務局の総会において、本改正が採択された。

本改正は、国際博覧会の区分及び開催の条件を改める」とを目的とするものであり、その主要内容は、国際博覧会について、これまでの

「一般博覧会」及び「特別博覧会」の区分を廃止し、新たに博覧会国際事務局の登録を受ける「登録博覧会」及び同事務局の認定を受ける「認定博覧会」の区分を設けるとともに、それぞれの開催期間等について規定するものである。なお、本改正は、締約国の五分の四が改正の受諾をフランス共和国政府に通告した日に、すべての締約国について効力を生ずることになる。

よって政府は、本改正の受諾について、日本憲法第七十三条第三号に記載の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本改正を受諾することは、国際博覧会を通じて政府は、本改正の受諾について、日本に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定め率(次条第二項において「分割支給率」という)を乗じて得た額とする。

一 分割支給期間が五年の場合 千分の五十六に労働大臣の定める率を加えて得た率

二 分割支給期間が十年の場合 千分の三十一・一に労働大臣の定める率を加えて得た率

第三条の二 第八条第二項第一号の規定により退職金共済契約が解除された際に、当該解除された退職金共済契約の被共済者が、該解除了された退職金共済契約の被共済者に係る法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第八十四条第三項に規定する適格退職年金契約その他の政令で定める契約であつて、労働省令で定める要件を備えているもの(以下この条において「特定適格退職年金契約等」という)を締結する旨の申出をした場合には、前条第一項の規定にかかわらず、事業団は、当該被共済者に解約手当金を支給しない。この場合において、当該共済契約者が、当該解除後労働省令で定める期間内に、当該被共済者の同意を得て、労働省令で定めるところにより、当該特定適格退職年金契約等を締結した旨の申出をしたときは、事業団は、当該申出に基づき、当該被共済者に係る解約手当金

右
国会に提出する。
平成七年二月八日
衆議院議長 土井たか子殿
外務委員長 三原 朝彦
官
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

平成七年二月八日
内閣総理大臣 村山 富市

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律

六千円」を「三万円」に改め、同条第三項中「二万六千円」を「三万円」に改める。

二 「登録博覧会」及び同事務局の認定を受ける「認定博覧会」の区分を設けるとともに、同項において「分割支給期間」という。は、被共済者の選択により、「十年間」を「五年間又は十年間のいずれか」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 支給期月ごとの退職金(次条において「分割退職金」という。)の額は、退職金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率(次条第二項において「分割支給率」という)を乗じて得た額とする。

一 分割支給期間が五年の場合 千分の五十六に労働大臣の定める率を加えて得た率

二 分割支給期間が十年の場合 千分の三十一・一に労働大臣の定める率を加えて得た率

第三条の二 第八条第二項第一号の規定により退職金共済契約が解除された際に、当該解除された退職金共済契約の被共済者が、該解除了された退職金共済契約の被共済者に係る法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第八十四条第三項に規定する適格退職年金契約その他の政令で定める契約であつて、労働省令で定める要件を備えているもの(以下この条において「特定適格退職年金契約等」という)を締結する旨の申出をした場合には、前条第一項の規定にかかわらず、事業団は、当該被共済者に解約手当金を支給しない。この場合において、当該共済契約者が、当該解除後労働省令で定める期間内に、当該被共済者の同意を得て、労働省令で定めるところにより、当該特定適格退職年金契約等を締結した旨の申出をしたときは、事業団は、当該申出に基づき、当該被共済者に係る解約手当金

右
国会に提出する。
平成七年二月八日
衆議院議長 土井たか子殿
外務委員長 三原 朝彦
官
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

平成七年二月八日
内閣総理大臣 村山 富市

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律

六千円」を「三万円」に改める。

二 「登録博覧会」及び同事務局の認定を受ける「認定博覧会」の区分を設けるとともに、同項において「分割支給期間」という。は、被共済者の選択により、「十年間」を「五年間又は十年間のいずれか」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 支給期月ごとの退職金(次条において「分割退職金」という。)の額は、退職金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率(次条第二項において「分割支給率」という)を乗じて得た額とする。

一 分割支給期間が五年の場合 千分の五十六に労働大臣の定める率を加えて得た率

二 分割支給期間が十年の場合 千分の三十一・一に労働大臣の定める率を加えて得た率

第三条の二 第八条第二項第一号の規定により退職金共済契約が解除された際に、当該解除された退職金共済契約の被共済者が、該解除了された退職金共済契約の被共済者に係る法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第八十四条第三項に規定する適格退職年金契約その他の政令で定める契約であつて、労働省令で定める要件を備えているもの(以下この条において「特定適格退職年金契約等」という)を締結する旨の申出をした場合には、前条第一項の規定にかかわらず、事業団は、当該被共済者に解約手当金を支給しない。この場合において、当該共済契約者が、当該解除後労働省令で定める期間内に、当該被共済者の同意を得て、労働省令で定めるところにより、当該特定適格退職年金契約等を締結した旨の申出をしたときは、事業団は、当該申出に基づき、当該被共済者に係る解約手当金

右
国会に提出する。
平成七年二月八日
衆議院議長 土井たか子殿
外務委員長 三原 朝彦
官
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

平成七年二月八日
内閣総理大臣 村山 富市

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律

六千円」を「三万円」に改める。

二 「登録博覧会」及び同事務局の認定を受ける「認定博覧会」の区分を設けるとともに、同項において「分割支給期間」という。は、被共済者の選択により、「十年間」を「五年間又は十年間のいずれか」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 支給期月ごとの退職金(次条において「分割退職金」という。)の額は、退職金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率(次条第二項において「分割支給率」という)を乗じて得た額とする。

一 分割支給期間が五年の場合 千分の五十六に労働大臣の定める率を加えて得た率

二 分割支給期間が十年の場合 千分の三十一・一に労働大臣の定める率を加えて得た率

第三条の二 第八条第二項第一号の規定により退職金共済契約が解除された際に、当該解除された退職金共済契約の被共済者が、該解除了された退職金共済契約の被共済者に係る法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第八十四条第三項に規定する適格退職年金契約その他の政令で定める契約であつて、労働省令で定める要件を備えているもの(以下この条において「特定適格退職年金契約等」という)を締結する旨の申出をした場合には、前条第一項の規定にかかわらず、事業団は、当該被共済者に解約手当金を支給しない。この場合において、当該共済契約者が、当該解除後労働省令で定める期間内に、当該被共済者の同意を得て、労働省令で定めるところにより、当該特定適格退職年金契約等を締結した旨の申出をしたときは、事業団は、当該申出に基づき、当該被共済者に係る解約手当金

官 報 (号 外)

平成七年三月十四日 衆議院会議録第十五号 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第一(第十条関係)

月	数	金額	六九月	七八、五〇〇円
四二月以下の月数		一、〇〇〇円に月数を乗じて得た金額	七〇月	七九、八〇〇円
	四三月	四三、一〇〇円	七一月	八一、一〇〇円
	四四月	四四、二〇〇円	七二月	八二、四〇〇円
	四五月	四五、三〇〇円	七三月	八三、七〇〇円
	四六月	四六、五〇〇円	七四月	八五、〇〇〇円
	四七月	四七、七〇〇円	七五月	八六、三〇〇円
	四八月	四八、九〇〇円	七六月	八七、六〇〇円
	四九月	五〇、一〇〇円	七月	八八、九〇〇円
	五〇月	五一、四〇〇円	七八月	九〇、二〇〇円
	五一月	五一、七〇〇円	七月	九一、六〇〇円
	五二月	五四、〇〇〇円	七九月	九三、〇〇〇円
	五三月	五六、三〇〇円	八〇月	九四、四〇〇円
	五四月	五六、六〇〇円	八一月	九五、八〇〇円
	五五月	五八、〇〇〇円	八二月	九七、二〇〇円
	五六月	五九、四〇〇円	八三月	九八、六〇〇円
	五七月	六〇、八〇〇円	八四月	一〇〇、〇〇〇円
	五八月	六一、二〇〇円	八五月	一〇一、四〇〇円
	五九月	六三、七〇〇円	八六月	一〇四、二〇〇円
	六〇月	六五、二〇〇円	八七月	一〇一、八〇〇円
	六一月	六六、七〇〇円	八八月	一〇五、六〇〇円
	六二月	六八、二〇〇円	八九月	一〇七、〇〇〇円
	六三月	六九、八〇〇円	九〇月	一一〇、〇〇〇円
	六四月	七一、四〇〇円	九一月	一一〇、四〇〇円
	六五月	七三、〇〇〇円	九二月	一一〇、八〇〇円
	六六月	七四、六〇〇円	九三月	一一一、六〇〇円
	六七月	七五、九〇〇円	九四月	一一一、四〇〇円
六八月	七七八、二〇〇円	九五月	一一五、五〇〇円	一一四、〇〇〇円

官 報 (号外)

九七月	一七、〇〇円	一二五月	一六〇、二〇〇円
九八月	一八、五〇〇円	一二六月	一六一、八〇〇円
九九月	一〇、〇〇〇円	一二七月	一六三、四〇〇円
一〇〇月	一一、五〇〇円	一二八月	一六五、〇〇〇円
一〇一月	一一三、〇〇〇円	一二九月	一六六、六〇〇円
一〇二月	一一四、五〇〇円	一二〇月	一六八、二〇〇円
一〇三月	一一六、〇〇〇円	一二一月	一六九、八〇〇円
一〇四月	一一七、五〇〇円	一二二月	一七一、五〇〇円
一〇五月	一一九、〇〇〇円	一二三月	一七三、二〇〇円
一〇六月	一一〇、五〇〇円	一二四月	一七四、九〇〇円
一〇七月	一一一、〇〇〇円	一二五月	一七六、六〇〇円
一〇八月	一一二、五〇〇円	一二六月	一七八、三〇〇円
一〇九月	一一三、〇〇〇円	一二七月	一八〇、〇〇〇円
一〇十月	一一三、五〇〇円	一二八月	一八一、七〇〇円
一一一月	一一三、八〇〇円	一二九月	一八三、四〇〇円
一一二月	一一三、九、五〇〇円	一二〇月	一八五、一〇〇円
一一三月	一一四、一〇〇円	一二一月	一八六、八〇〇円
一一四月	一一四、二六〇〇円	一二二月	一八八、五〇〇円
一一五月	一一四、三一〇〇円	一二三月	一九〇、二〇〇円
一一六月	一一四、五、八〇〇円	一二四月	一九一、九〇〇円
一一七月	一一四、七、四〇〇円	一二五月	一九三、六〇〇円
一一八月	一一四、九、〇〇〇円	一二六月	一九五、三〇〇円
一一九月	一一五〇、六〇〇円	一二七月	一九七、〇〇〇円
一一十月	一一五二、一〇〇円	一二八月	一九八、七〇〇円
一一十一月	一一五三、八〇〇円	一二九月	二〇〇、五〇〇円
一一十二月	一一五五、四〇〇円	一二〇月	二〇一、三〇〇円
一二三月	一一五七、〇〇〇円	一二五一月	二〇四、一〇〇円
一二四月	一一五八、六〇〇円	一二二月	二〇五、九〇〇円

官 報 (号 外)

平成七年三月十四日 衆議院会議録第十五号 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案及び同報告書

二〇〇

一五三月	一〇七、七〇〇円	一八一月	一六〇、三〇〇円
一五四月	一〇九、五〇〇円	一八二月	一六一、三〇〇円
一五月	一一一、三〇〇円	一八三月	一六四、三〇〇円
一五六月	一一三、一〇〇円	一八四月	一六六、三〇〇円
一五七月	一一四、九〇〇円	一八五月	一六八、三〇〇円
一五八月	一一六、七〇〇円	一八六月	一七〇、三〇〇円
一五九月	一一八、五〇〇円	一八七月	一七一、三〇〇円
一六〇月	一一九、三〇〇円	一八八月	一七四、三〇〇円
一六一月	一二一、一〇〇円	一八九月	一七六、三〇〇円
一六二月	一二三、九〇〇円	一九〇月	一七八、三〇〇円
一六三月	一二五、七〇〇円	一九一月	一八〇、三〇〇円
一六四月	一二七、六〇〇円	一九二月	二八二、三〇〇円
一六五月	一二九、五〇〇円	一九三月	二八四、三〇〇円
一六六月	一二一、四〇〇円	一九四月	二八六、四〇〇円
一六七月	一二三、三〇〇円	一九五月	二八八、五〇〇円
一六八月	一二五、一〇〇円	一九六月	二九〇、六〇〇円
一六九月	一二七、一〇〇円	一九七月	二九二、七〇〇円
一七〇月	一二九、〇〇〇円	一九八月	二九四、八〇〇円
一七一月	一二〇、九〇〇円	一九九月	二九六、九〇〇円
一七二月	一二一、八〇〇円	一〇〇月	二九九、〇〇〇円
一七三月	一二四、七〇〇円	一〇一月	三〇一、一〇〇円
一七四月	一二六、六〇〇円	一〇二月	三〇三、二〇〇円
一七五月	一二八、五〇〇円	一〇三月	三〇五、三〇〇円
一七六月	一二九、四〇〇円	一〇四月	三〇七、四〇〇円
一七七月	一二一、三〇〇円	一〇五月	三〇九、五〇〇円
一七八月	一二五、三〇〇円	一〇六月	三一一、六〇〇円
一七九月	一二六、三〇〇円	一〇七月	三一三、七〇〇円
一八〇月	一二八、三〇〇円	一〇八月	三一五、九〇〇円

官報(号外)

一〇九月	三一八、一〇〇円	一三七月	三八二、一〇〇円
一一〇月	三一〇、三〇〇円	一三八月	三八四、五〇〇円
一一一月	三一一、五〇〇円	一三九月	三八六、九〇〇円
一一二月	三一四、七〇〇円	一四〇月	三八九、三〇〇円
一一三月	三一六、九〇〇円	一四一月	三九一、七〇〇円
一一四月	三一九、一〇〇円	一四二月	三九四、一〇〇円
一一五月	三二一、三〇〇円	一四三月	三九六、五〇〇円
一一六月	三二三、五〇〇円	一四四月	三九九、〇〇〇円
一一七月	三二五、七〇〇円	一四五月	四〇一、五〇〇円
一一八月	三二七、九〇〇円	一四六月	四〇四、〇〇〇円
一一九月	三四〇、一〇〇円	一四七月	四〇六、五〇〇円
一一〇月	三四一、四〇〇円	一四八月	四〇九、〇〇〇円
一一一月	三四四、七〇〇円	一四九月	四一一、五〇〇円
一一二月	三四七、〇〇〇円	一五〇月	四一四、〇〇〇円
一一三月	三四九、三〇〇円	一五一月	四一六、五〇〇円
一一四月	三四九、六〇〇円	一五二月	四一九、〇〇〇円
一一五月	三五三、九〇〇円	一五三月	四二一、五〇〇円
一一六月	三五六、一〇〇円	一五四月	四二四、一〇〇円
一一七月	三五八、五〇〇円	一五五月	四二六、七〇〇円
一一八月	三六〇、八〇〇円	一五六月	四二九、三〇〇円
一一九月	三六三、一〇〇円	一五七月	四三一、九〇〇円
一一〇月	三六五、四〇〇円	一五八月	四三四、五〇〇円
一一一月	三六七、七〇〇円	一五九月	四三七、一〇〇円
一一二月	三七〇、一〇〇円	一六〇月	四三九、七〇〇円
一一三月	三七一、五〇〇円	一六一月	四四二、三〇〇円
一一四月	三七四、九〇〇円	一六二月	四四四、九〇〇円
一一五月	三七七、三〇〇円	一六三月	四五七、五〇〇円
一一六月	三七九、七〇〇円	一六四月	四五〇、一〇〇円

官 報 (号 外)

平成七年三月十四日 衆議院会議録第十五号 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案及び同報告書

一一一

	二六五月	四五二、八〇〇円	二九三月	五一一、〇〇〇円
二六六月	四五五、五〇〇円	二九四月	五三三、九〇〇円	
二六七月	四五八、二〇〇円	二九五月	五三六、九〇〇円	
二六八月	四六〇、九〇〇円	二九六月	五三九、九〇〇円	
二六九月	四六三、六〇〇円	二九七月	五四一、九〇〇円	
二七〇月	四六六、三〇〇円	二九八月	五四五、九〇〇円	
二七一月	四六九、〇〇〇円	二九九月	五四八、九〇〇円	
二七二月	四七一、七〇〇円	三〇〇月	五五二、九〇〇円	
二七三月	四七四、四〇〇円	三〇一月	五六四、九〇〇円	
二七四月	四七七、一〇〇円	三〇二月	五六七、九〇〇円	
二七五月	四七九、八〇〇円	三〇三月	五六〇、九〇〇円	
二七六月	四八二、六〇〇円	三〇四月	五六四、〇〇〇円	
二七七月	四八五、四〇〇円	三〇五月	五六七、一〇〇円	
二七八月	四八八、二〇〇円	三〇六月	五七〇、二〇〇円	
二七九月	四九一、〇〇〇円	三〇七月	五七三、三〇〇円	
二八〇月	四九三、八〇〇円	三〇八月	五七六、四〇〇円	
二八一月	四九六、六〇〇円	三〇九月	五七九、五〇〇円	
二八二月	四九九、四〇〇円	三一〇月	五八二、六〇〇円	
二八三月	五〇一、二〇〇円	三一一月	五八五、七〇〇円	
二八四月	五〇五、〇〇〇円	三一二月	五八八、八〇〇円	
二八五月	五〇七、八〇〇円	三一三月	五九二、〇〇〇円	
二八六月	五一〇、七〇〇円	三一四月	五九五、二〇〇円	
二八七月	五一三、六〇〇円	三一五月	五九八、四〇〇円	
二八八月	五一六、五〇〇円	三一六月	六〇一、六〇〇円	
二八九月	五一九、四〇〇円	三一七月	六〇四、八〇〇円	
二九〇月	五二二、三〇〇円	三一八月	六〇八、〇〇〇円	
二九一月	五二五、一〇〇円	三一九月	六一一、二〇〇円	
	五一八、一〇〇円	三一〇月	六一四、四〇〇円	

官報(号外)

三二一月	六一七、六〇〇円	三四九月	七一三、六〇〇円
三二二月	六一〇、九〇〇円	三五〇月	七一七、二〇〇円
三二三月	六一四、一〇〇円	三五一月	七一〇、八〇〇円
三二四月	六一七、五〇〇円	三五二月	七一四、四〇〇円
三二五月	六三〇、八〇〇円	三五三月	七一八、一〇〇円
三二六月	六三四、一〇〇円	三五四月	七三一、八〇〇円
三二七月	六三七、四〇〇円	三五六月	七三五、五〇〇円
三二八月	六四〇、七〇〇円	三五七月	七四一、九〇〇円
三二九月	六四四、〇〇〇円	三五八月	七四六、六〇〇円
三二十月	六四七、四〇〇円	三五九月	七五〇、三〇〇円
三二十一月	六五〇、八〇〇円	三六〇月	七五四、〇〇〇円
三二十二月	六五四、二〇〇円	三六一月	七五七、八〇〇円
三二十三月	六五七、六〇〇円	三六二月	七六一、六〇〇円
三二十四月	六六一、〇〇〇円	三六三月	七六五、四〇〇円
三二十五月	六六四、四〇〇円	三六四月	七六九、二〇〇円
三二六月	六六七、八〇〇円	三六五月	七七三、〇〇〇円
三二七月	六七一、二〇〇円	三六六月	七七六、八〇〇円
三二八月	六七四、七〇〇円	三六七月	七八〇、六〇〇円
三二九月	六七八、二〇〇円	三六八月	七八四、四〇〇円
三二十月	六八一、七〇〇円	三六九月	七八八、三〇〇円
三二十一月	六八五、二〇〇円	三七〇月	七九二、二〇〇円
三二二月	六八八、七〇〇円	三七一年	七九六、一〇〇円
三二三月	六九二、二〇〇円	三七二月	八〇〇、〇〇〇円
三二四月	六九五、七〇〇円	三七三年	八〇三、九〇〇円
三二五月	六九九、二〇〇円	三七四年	八〇七、八〇〇円
三二六月	七〇一、八〇〇円	三七五年	八一一、七〇〇円
三二七月	七〇六、四〇〇円	三七六年	八一五、七〇〇円
三二八月	七一〇、〇〇〇円		

官報(号外)

平成七年三月十四日 衆議院会議録第十五号 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案及び同報告書

三四四

三七七月	八一九、七〇〇円	四〇五月	九三七、二〇〇円
三七八月	八三三、七〇〇円	四〇六月	九四一、六〇〇円
三七九月	八二七、七〇〇円	四〇七月	九四六、〇〇円
三八〇月	八三一、七〇〇円	四〇八月	九五〇、五〇〇円
三八一月	八三五、七〇〇円	四〇九月	九五五、〇〇円
三八二月	八三九、八〇〇円	四一〇月	九五九、五〇〇円
三八三月	八四三、九〇〇円	四一一月	九六四、〇〇円
三八四月	八四八、〇〇円	四一二月	九六八、五〇〇円
三八五月	八五二、一〇〇円	四一三月	九七三、〇〇円
三八六月	八五六、二〇〇円	四一四月	九七八、六〇〇円
三八七月	八六〇、三〇〇円	四一五月	九八二、二〇〇円
三八八月	八六四、四〇〇円	四一六月	九八六、八〇〇円
三八九月	八六八、六〇〇円	四一七月	九九一、四〇〇円
三九〇月	八七二、八〇〇円	四一八月	九九六、〇〇〇円
三九一月	八七七、〇〇〇円	四一九月	一、〇〇〇、六〇〇円
三九二月	八八一、二〇〇円	四一〇月	一、〇〇五、二〇〇円
三九三月	八八五、四〇〇円	四一一月	一、〇〇九、九〇〇円
三九四月	八八九、六〇〇円	四一二月	一、〇一四、六〇〇円
三九五月	八九三、八〇〇円	四一三月	一、〇一九、三〇〇円
三九六月	八九八、一〇〇円	四一四月	一、〇一四、〇〇円
三九七月	九〇一、四〇〇円	四一五月	一、〇三八、七〇〇円
三九八月	九〇六、七〇〇円	四一六月	一、〇三三、四〇〇円
三九九月	九一一、〇〇〇円	四一七月	一、〇三八、二〇〇円
四〇〇月	九一五、三〇〇円	四一八月	一、〇四三、〇〇円
四〇一月	九一九、六〇〇円	四一九月	一、〇四七、八〇〇円
四〇二月	九一四、〇〇〇円	四一〇月	一、〇五二、六〇〇円
四〇三月	九二八、四〇〇円	四一三月	一、〇六一、三〇〇円
四〇四月	九三一、八〇〇円	四一四月	

官 報 (号 外)

四三三月	一、〇六七、一〇〇円	四六一月	一、一一一、一〇〇円
四三四月	一、〇七一、一〇〇円	四六二月	一、一一六、五〇〇円
四三五月	一、〇七七、〇〇〇円	四六三月	一、一二一、九〇〇円
四三六月	一、〇八一、九〇〇円	四六四月	一、一二一七、四〇〇円
四三七月	一、〇八六、八〇〇円	四六五月	一、一二一九〇円
四三八月	一、〇九一、八〇〇円	四六六月	一、一二八、四〇〇円
四三九月	一、〇九六、八〇〇円	四六七月	一、一四三、九〇〇円
四四〇月	一、一〇一、八〇〇円	四六八月	一、一四九、四〇〇円
四四一月	一、一〇六、八〇〇円	四六九月	一、一五五、〇〇〇円
四四二月	一、一一一、八〇〇円	四七〇月	一、一六〇、六〇〇円
四四三月	一、一一六、九〇〇円	四七一月	一、一六六、二〇〇円
四四四月	一、一一一、〇〇〇円	四七二月	一、一七一、八〇〇円
四四五月	一、一一七、一〇〇円	四七三月	一、一七七、四〇〇円
四四六月	一、一三一、一〇〇円	四七四月	一、一八三、一〇〇円
四四七月	一、一三七、三〇〇円	四七五月	一、一八八、八〇〇円
四四八月	一、一四一、四〇〇円	四七六月	一、一九四、五〇〇円
四四九月	一、一四七、六〇〇円	四七七月	一、二〇〇、二〇〇円
四五〇月	一、一五一、八〇〇円	四七八月	一、二〇五、九〇〇円
四五一月	一、一五八、〇〇〇円	四七九月	一、二一一、七〇〇円
四五二月	一、一六三、二〇〇円	四八〇月	一、二一七、五〇〇円
四五三月	一、一六八、四〇〇円	四八一月	一、二三三、三〇〇円
四五四月	一、一七三、七〇〇円	四八二月	一、二三九、一〇〇円
四五五月	一、一七九、〇〇〇円	四八三月	一、二三四、九〇〇円
四五六月	一、一八四、三〇〇円	四八四月	一、二四〇、八〇〇円
四五七月	一、一八九、六〇〇円	四八五月	一、二四六、七〇〇円
四五八月	一、一九四、九〇〇円	四八六月	一、二五二、六〇〇円
四五九月	一、一九九、三〇〇円	四八七月	一、二五六、五〇〇円
四六〇月	一、一〇五、七〇〇円	四八八月	

官 報 (号 外)

平成七年三月十四日 衆議院会議録第十五号 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案及び同報告書

	四八九月	五一八月	五一七月	一、五四六、七〇〇円
四九一月	一、三七八、五〇〇円			一、五五三、三〇〇円
四九二月	一、三八八、五〇〇円			一、五六六、七〇〇円
四九三月	一、三九四、六〇〇円			一、五七三、四〇〇円
四九四月	一、四〇〇、七〇〇円			一、五八〇、一〇〇円
四九五月	一、四〇六、八〇〇円			一、五八六、九〇〇円
四九六月	一、四一二、九〇〇円			一、五九三、七〇〇円
四九七月	一、四一九、〇〇〇円			一、六〇〇、五〇〇円
四九八月	一、四一五、二〇〇円			一、六〇七、三〇〇円
四九九月	一、四三一、四〇〇円			一、六一四、二〇〇円
五〇〇月	一、四三七、六〇〇円			一、六二一、一〇〇円
五〇一月	一、四四三、八〇〇円			一、六二八、〇〇〇円
五〇二月	一、四五〇、一〇〇円			一、六三四、九〇〇円
五〇三月	一、四五六、四〇〇円			一、六四五、九〇〇円
五〇四月	一、四六一、七〇〇円			一、六四一、九〇〇円
五〇五月	一、四六九、〇〇〇円			一、六五五、九〇〇円
五〇六月	一、四七五、三〇〇円			一、六六二、九〇〇円
五〇七月	一、四八一、七〇〇円			一、六七〇、〇〇〇円
五〇八月	一、四八八、一〇〇円			一、六七七、一〇〇円
五〇九月	一、四九四、五〇〇円			一、六八四、一〇〇円
五一〇月	一、五〇〇、九〇〇円			一、六九一、三〇〇円
五一十一月	一、五〇七、四〇〇円			一、六九八、五〇〇円
五一十二月	一、五一三、九〇〇円			一、七〇五、七〇〇円
五一三月	一、五一〇、四〇〇円			
五一四月	一、五三三、五〇〇円			
五一五月	一、五四〇、一〇〇円			
五一六月				
	五四一月以上の月数			

官報(号外)

別表第三(第二十一条の三関係)

年	数	率									
		一年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	一〇年
		一・〇一	一・〇七	一・一五	一・一七	一・一九	一・五六	一・八六	一・一七	一・五〇	一・八四

別表第四(第二十二条の四関係)

月	数	率
四二月	四三・二	
四四月	四四・四	
四五月	四五・六	
四六月	四六・九	
四七月	四八・一	
四八月	四九・四	
四九月	五〇・七	
五〇月	五一・一	
五一月	五三・四	
五二月	五四・八	
五三月	五六・二	
五四月	五七・七	
五五月	五九・二	
五六月	六〇・七	
五七月	六二・二	
五八月	六三・八	
五九月	六五・四	

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第百二条、第一百四条及び第一百五条の改正規定並びに附則第十九条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日 第二十二条の四及び別表第二から別表第四までの改正規定並びに附則第三条から第十条まで、第十一条第二項から第四項まで、第十一条、第十四条及び第十七条の規定 平成八年四月一日

(掛金月額に関する経過措置) 第二条 改正後の中小企業退職金共済法(以下「新法」という。)第四条第二項の規定によりこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の掛金月額を五千円以上の額に増加しなければならない退職金共済契約については、同項の規定にかかわらず、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、その掛金月額を四千円とすることができる。ただし、新法第九条の規定により掛金月額が五千円以上の額に増加された日以後においては、この限りでない。

2 前項の退職金共済契約のうち、同項本文に規定する期間の経過後における掛金月額を五千円以上に増加することが著しく困難であると労働大臣が認定したもの(以下この条において「認定契約」という。)については、新法第四条第二項の規定にかかわらず、当該期間の経過後においても、労働省令で定める日までの間は、その掛け金月額を四千円とすることができる。この場合には、前項ただし書の規定を準用する。

3 前項の規定による認定に關し必要な事項は、労働省令で定める。
第一項の退職金共済契約のうち、同項本文に規定する期間の満了の際現に掛金月額が四千円であるもの(認定契約を除く。)に係る掛金月額

は、当該期間の満了の時に、五千円に増加されるとみなす。

5 第二項に規定する労働省令で定める日までの期間の満了の際現に掛金月額が四千円である認定契約に係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、五千円に増加されたものとみなす。

6 船員法(昭和二十二年法律第二百号)の適用を受けた船員である被共済者に係る退職金共済契約に關しては、第二項中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第三項及び前項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」とする。

(過去勤務掛金に関する経過措置) 第三条 新法第二十二条の三第一項の規定は、附則第一条第二号に定める日(以下「一部施行日」という。)以後に効力を生じた退職金共済契約の被共済者に係る過去勤務掛金について適用し、一部施行日前に効力を生じた退職金共済契約の被共済者に係る過去勤務掛金については、なお従前の例による。

(退職金等に関する経過措置) 第四条 この条から附則第十四条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 旧法契約 平成三年四月一日前に効力を生じた退職金共済契約をいう。
二 二年法契約 平成三年四月一日以後一部施行日前に効力を生じた退職金共済契約をいう。
三 区分掛金納付月数 掛金月額を百円ごとに順次区分した場合における各区分(以下「掛金月額の区分」という。)との当該区分に係る掛金の納付があった月数をいう。

四 一部施行日前区分掛金納付月数 一部施行日前の期間に係る区分掛金納付月数をいう。
五 旧最高掛金月額 旧法契約に係る平成三年四月前の期間に係る被共済者との掛金月額の最高額をいう。

官 報 (号外)

六 換算月数 掛金月額の区分ごとに、一部施行日前区分掛金納付月数が四十三月以上(旧法契約にあっては、三十六月以上)の場合において、被共済者が一部施行日の前日に退職したものとみなして、新法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額のうち、一部施行日前区分掛金納付月数に応じ、政令で定めるところにより従前の算定方法により算定した額を下回らない範囲内で当該算定した額に最も近い金額に応じた月数から、当該一部施行日前区分掛金納付月数を減じて得た月数をいう。ただし、当該一部施行日前区分掛金納付月数に対応する換算月数が、同一の掛金月額の区分における当該一部施行日前区分掛金納付月数より小さい一部施行日前区分掛金納付月数に対応する換算月数に相当する月数のうち最大のものを下回るときは、当該最大の月数とする。

七 解約手当金換算月数 前号中「被共済者が一部施行日の前日に退職したものとみなして」とあるのは、「一部施行日の前日に被共済者に係る退職金共済契約が解除されたものとみなして」として、同号の規定の例により算定して得た月数をいう。

八 計算月 新法第十条第一項第三号ロに規定する計算月をいう。

第五条 新法第十条第二項並びに第二十一条の四第一項及び第二項(第一号を除く。)の規定は、一部施行日以後に効力を生じた退職金共済契約の被共済者が退職した場合(附則第十四条の規定の適用がある場合を除く。)における退職金の額について適用し、一部施行日前に効力を生じた退職金共済契約の被共済者が退職した場合における退職金の額については、次条から附則第十条までに定めるところによる。

第六条 一部施行日前に退職した被共済者に係る退職金の額については、なお従前の例による。

第七条 一部施行日前に効力を生じた退職金共済

契約の被共済者のうち、その者について過去勤務掛金が納付されたことのない者(以下この条、附則第十条及び第十三条において「第七条被共済者」という。)が一部施行日以後に退職したときにおける退職金の額は、次の各号に掲げる額とする。

一 二十三月以下 掛金月額の区分ごとに、区分掛金納付月数に応じ新法別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額。ただし、当該各号に定めたときにおける退職金の額は、次の各号に掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定めた額とする。

二 二十四月以上四十二月以下 掛金月額の区分ごとに、百円に区分掛金納付月数を乗じて得た額(旧法契約の第七条被共済者にあっては、次(1)に定める額を加算した額とする。)を合算して得た額(旧法契約の第七条被共済者にあっては、次(1)に定める額とし、それ以外の第七条被共済者にあっては、次の(1)に定める額に(2)に定める額を加算した額とする。)

(1) 退職金共済契約が効力を生じた日の属する月から計算月(平成八年四月以後の月数に応じる)までの各月分の掛金に係る区分掛金納付月数に応じ(1)又は(2)により従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額とする。

(2) 退職金共済契約が効力を生じた日の属する月から計算月に限る。)までの各月分の掛金に係る区分掛金納付月数に応じ(1)又は(2)により従前の算定方法により算定した額を超えて得た額

三 四十三月以上 次のイ及びロに定める額を合算して得た額

イ 掛金月額の区分ごとに、次の(1)又は(2)に掲げる一部施行日前区分掛金納付月数の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額を合算して得た額

(1) 一部施行日前区分掛金納付月数が四十ヶ月以下) 区分掛金納付月数に応じ新法別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額

(2) 一部施行日前区分掛金納付月数が四十五ヶ月以下) 区分掛金納付月数に応じ新法別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額

月以上) 区分掛金納付月数に当該一部施行日前区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じ新法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額。ただし、当該各号に定めたときにより従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額とする。

口 平成八年四月前の期間に係る掛金として旧最高掛金月額を超える額の掛金の納付がなかつた旧法契約の第七条被共済者にあっては、次の(1)に定める額とし、それ以外の第七条被共済者にあっては、次の(1)に定める額に(2)に定める額を加算した額とする。

(1) 退職金共済契約が効力を生じた日の属する月から計算月(平成八年四月以後の月数に応じる)までの各月分の掛金に係る区分掛金納付月数に応じ(1)又は(2)により従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額とする。

(2) 退職金共済契約が効力を生じた日の属する月から計算月に限る。)までの各月分の掛金に係る区分掛金納付月数に応じ(1)又は(2)により従前の算定方法により算定した額を超えて得た額

月以上) 区分掛金納付月数に当該一部施行日前区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じ新法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額。ただし、当該各号に定めたときにより従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額とする。

二 過去勤務掛金が納付されたことのないものとみなして、前条中「第七条被共済者」とあるのは、「第八条被共済者」とあるのは、「第八条被共済者」とある。この場合に得られる額は、(1)又は(2)に定めた場合に得られる額に納付された過去勤務掛金の総額(過去勤務掛金の納付があつた月数が四十八月又は六十月であるときは、過去勤務掛金の額にそれぞれ四十九・六又は六十八を乗じて得た額)を加算した額

三 十八を乗じて得た額)を加算した額

二 過去勤務掛金が納付されたことのないものとみなして、前条中「第七条被共済者」とあるのは、「第八条被共済者」とあるのは、「第八条被共済者」とある。この場合に得られる額は、(1)又は(2)に定めた場合に得られる額に納付された過去勤務掛金の総額(過去勤務掛金の納付があつた月数が四十八月又は六十月であるときは、過去勤務掛金の額にそれぞれ四十九・六又は六十八を乗じて得た額)を加算した額

二月以下(旧法契約にあっては、三十五ヶ月以下) 区分掛金納付月数に応じ新法別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額

(1) 一部施行日前区分掛金納付月数が四十ヶ月以下) 区分掛金納付月数に応じ新法別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額

(2) 一部施行日前区分掛金納付月数が四十五ヶ月以下) 区分掛金納付月数に応じ新法別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額

三月以上(旧法契約にあっては、三十六ヶ月以下) 区分掛金納付月数に応じ新法別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額

したときにおける退職金の額は、次の各号に掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

十一月以下 納付された過去勤務掛金の総額

二 十二月以上五十九月以下 過去勤務掛金が納付されたことがないものとみなして、附則第七条中「第七条被共済者」とあるのは「第九条被共済者」として同条の規定を適用した場合に得られる額に納付された過去勤務掛金の総額(過去勤務掛金の納付があつた月数が四十三月以上であるときは、過去勤務掛金の額に過去勤務掛金の納付があつた月数に応じ旧法別表第四の下欄に定める率を乗じて得た額。次号において同じ。)を加算した額。

三 六十月以上 過去勤務掛金が納付されたことがないものとみなして、附則第七条中「第七条被共済者」とあるのは「第九条被共済者」として同条の規定を適用した場合に得られる額に、掛金納付月数が六十月となつた月以後の掛金の納付があった月数に相当する期間にかけて得られた過去勤務掛金の総額に対し、年四・五パーセント(平成八年四月前の一期間にあっては、年五パーセント)の複利による計算をして得た元利合計額を加算した額。

四 第二項の支給率は、労働大臣が、各年度ごとに、労働省令で定めるところにより、当該年度の前年度の運用収入のうち支給率に関する規定に定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額を、新法第十条第二項の規定を適用して退職金の額を算定する被共済者及び経過措置被共済者のうち、当該年度に計算月を有することとなる者の新法第十条第一項第二号に定める仮定退職金額及び特定仮定退職金額の総額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、中小企業退職金共済審議会の意見を聽いて定めるものとする。

五 第二項の支給率は、同条第三項の規定にかかる支給率は、当該各年度の支給率を定める際に当該各年度に特定仮定退職金額を算定することによって旧法契約に係る掛金納付月数を旧法第十四条の規定により通算する

第六条被共済者(附則第十三条において「第十一条被共済者」という。)が一部施行日以後に退職した場合に支給される退職金のうち、その額が次に掲げる額のうちいすれか多い額を下回ることとなる退職金の額は、附則第七条の規定にかかるらず、当該多い額とする。

七 一掛金月額の区分ごとに、一年法契約について旧法契約に係る掛金納付月数を旧法第十四条の規定により通算して得られる区分掛金納付月数に、次のイ又はロに掲げる掛金月額の区分の区分に応じ、当該イ又はロに定める月

数を加えた月数に応じ労働省令で定めるところにより附則第七条の規定の例により算定した額(その額が労働省令で定める額を超えるときは、当該労働省令で定める額)を合算して得た額

八 旧最高掛金月額を超えない部分の掛金月額の区分 二年法契約について旧法契約に係る掛金納付月数を旧法第十四条の規定により通算しなかつたものとみなして、二年法契約に係る一部施行日前区分掛金納付月数に対応する換算月数に旧法契約に係る一部施行日前区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数

九 旧最高掛金月額を超える部分の掛金月額の区分 二年法契約について旧法契約に係る掛金納付月数を旧法第十四条の規定により通算して得た率を基準として、平成八年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、中小企業退職金共済審議会の意見を聽いて、一部施行日に定めるものとする。

十 二年法契約に係る退職金の額として政令で定めるところにより從前の算定方法により算定して得られる額に対し、平成八年四月前の一

年法契約に係る掛金納付月数に相当する期間につき、納付された過去勤務掛金の総額に対し、年四・五パーセント(平成八年四月前の一期間にあっては、年五パーセント)の複利による計算をして得た元利合計額を、附則第七条の規定により通算して得られる一部施行日前区分掛金納付月数に対応する換算月数

十一 旧法契約に係る退職金の額として政令で定めるところにより從前の算定方法により算定して得られる額に対し、平成八年四月前の一

年法契約に係る掛金納付月数に相当する期間につき、納付された過去勤務掛金の総額に対し、年四・五パーセント(平成八年四月前の一期間にあっては、年五パーセント)の複利による計算をして得た元利合計額を、附則第七条の規定により通算して得られた元利合計額を加算した額

十二 平成八年度に係る支給率に関する規定の支給率は、労働大臣が、労働省令で定めるところにより附則第七条の規定の例により算定した額(その額が労働省令で定める額を超えるときは、当該労働省令で定める額)を合算して得た額

十三 新法第十三条第三項(新法第十条第二項の規定を準用する部分に限る。)及び第二十一

四 平成八年度に係る支給率に関する規定の支給率は、労働大臣が、労働省令で定めるところにより附則第七条の規定の例により算定した額(その額が労働省令で定める額を超えるときは、当該労働省令で定める額)を合算して得た額

五 平成八年度に係る支給率に関する規定の支給率は、労働大臣が、労働省令で定めるところにより附則第七条の規定の例により算定した額(その額が労働省令で定める額を超えるときは、当該労働省令で定める額)を合算して得た額

六 平成八年度に係る支給率に関する規定の支給率は、労働大臣が、労働省令で定めるところにより附則第七条の規定の例により算定した額(その額が労働省令で定める額を超えるときは、当該労働省令で定める額)を合算して得た額

七 平成八年度に係る支給率に関する規定の支給率は、労働大臣が、労働省令で定めるところにより附則第七条の規定の例により算定した額(その額が労働省令で定める額を超えるときは、当該労働省令で定める額)を合算して得た額

八 平成八年度に係る支給率に関する規定の支給率は、労働大臣が、労働省令で定めるところにより附則第七条の規定の例により算定した額(その額が労働省令で定める額を超えるときは、当該労働省令で定める額)を合算して得た額

九 平成八年度に係る支給率に関する規定の支給率は、労働大臣が、労働省令で定めるところにより附則第七条の規定の例により算定した額(その額が労働省令で定める額を超えるときは、当該労働省令で定める額)を合算して得た額

十 平成八年度に係る支給率に関する規定の支給率は、労働大臣が、労働省令で定めるところにより附則第七条の規定の例により算定した額(その額が労働省令で定める額を超えるときは、当該労働省令で定める額)を合算して得た額

十一 平成八年度に係る支給率に関する規定の支給率は、労働大臣が、労働省令で定めるところにより附則第七条の規定の例により算定した額(その額が労働省令で定める額を超えるときは、当該労働省令で定める額)を合算して得た額

十二 平成八年度に係る支給率に関する規定の支給率は、労働大臣が、労働省令で定めるところにより附則第七条の規定の例により算定した額(その額が労働省令で定める額を超えるときは、当該労働省令で定める額)を合算して得た額

十三 平成八年度に係る支給率に関する規定の支給率は、労働大臣が、労働省令で定めるところにより附則第七条の規定の例により算定した額(その額が労働省令で定める額を超えるときは、当該労働省令で定める額)を合算して得た額

十四 平成八年度に係る支給率に関する規定の支給率は、労働大臣が、労働省令で定めるところにより附則第七条の規定の例により算定した額(その額が労働省令で定める額を超えるときは、当該労働省令で定める額)を合算して得た額

十五 平成八年度に係る支給率に関する規定の支給率は、労働大臣が、労働省令で定めるところにより附則第七条の規定の例により算定した額(その額が労働省令で定める額を超えるときは、当該労働省令で定める額)を合算して得た額

十六 平成八年度に係る支給率に関する規定の支給率は、労働大臣が、労働省令で定めるところにより附則第七条の規定の例により算定した額(その額が労働省令で定める額を超えるときは、当該労働省令で定める額)を合算して得た額

十七 平成八年度に係る支給率に関する規定の支給率は、労働大臣が、労働省令で定めるところにより附則第七条の規定の例により算定した額(その額が労働省令で定める額を超えるときは、当該労働省令で定める額)を合算して得た額

口 一二年法契約が解除された日に当該第十条被共済者が退職したものとみなして、附則第十条第二号の規定を適用した場合に得られる額。

四 平成三年四月一日前に効力を生じた退職金共済契約(以下この号において「現契約」といふ。)について現契約が効力を生じる前に効力を生じた退職金共済契約(以下この号において「前契約」という。)に係る掛金納付月数を旧法第十四条の規定により通算する第七条被共済者のあって前契約に係る一部施行日前区分掛金納付月数が三十六月以上又は現契約に係る一部施行日前区分掛金納付月数が四十三月以上のものに支給される解約手当金のうち、その額が、掛金月額の区分ごとに、現契約について前契約に係る掛金納付月数を旧法第十四条の規定により通算して得られた額を下回ることとなる解約手当金の額は、第二号の規定にかかるとみなし、当該イ又はロに定める月数を加えた月数に応じ労働省令で定めることにより算定して得られる額を合算して得た額を下回ることとなる解約手当金の額は、イ千三百円を超えない部分の掛金月額の区分契約について前契約に係る掛金納付月数を旧法第十四条の規定により通算したものをとみなして、現契約に係る一部施行日前区分掛金納付月数に前契約に係る一部施行日前区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数

口 千一百円を超える部分の掛金月額の区分現契約について前契約に係る掛金納付月数を旧法第十四条の規定により通算して得られる一部施行日前区分掛金納付月数に對応する解約手当金換算月数

第十四条 一部施行日以後に効力を生じた退職金共済契約に係る掛金納付月数を新法第十四条の規定により通算する被共済者が退職したときにおける退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、新法第十条第一項の規定(新法第十三条第三項において準用する場合を含む。)にかかわらず、次の各号に掲げる一部施行日前に効力を生じた退職金共済契約の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 旧法契約に係る掛金納付月数を旧法第十四条の規定により通算した二年法契約一部施行日以後に効力を生じた退職金共済契約を一二年法契約とみなして、附則第十条の規定を適用した場合に得られる額

（掛金納付月数の通算に関する経過措置）
第十六条 新法第十四条の規定は、被共済者が平成五年十二月一日以後に退職し、施行日以後再び被共済者となつた場合について適用し、被共済者が同日以後退職し、施行日前に再び被共済者となつた場合には、なお前項の例による。

（中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の一部改正）
第十七条 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成二年法律第三十九号)の一部を次のようにより改正する。

附則第四条第五項及び第六項を削る。
(政令への委任)
第十八条 附則第一条から第十六条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）
第十九条 附則第一条第一号に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお前の例による。

（中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案の内閣提出に關する報告書）
本案は、最近における経済社会情勢の変化に對応して、中小企業退職金共済制度を充実させ、あわせて制度の長期的な安定を図るために、退職金の分割支給制度、掛金納付月数の通算制度及び共済契約者が中小企業者でない事業主との取扱いに引上げることとする。

（理由）
最近における経済社会情勢の変化に對応して、中小企業退職金共済制度を充実させ、あわせて制度の長期的な安定を図るために、掛金月額の上限及び下限を引き上げるとともに、退職金の分割支給制度、掛金納付月数の通算制度及び共済契約者が中小企業者でない事業主となつたときの取扱いについて改善を行うほか、退職金等の額の見直しを図るもので、その主となつたときの取扱いについて改善を行つばかり、退職金等の額の見直しを図るもので、その要旨は次のとおりである。

1 掛金月額の最低額を現行の四千円から五千円に、最高額を現行の二万六千円から三万円に引き上げるものとする。

2 分割払の方法による退職金の支給期間について、現行の十年間に加え五年間を選択できるものとする。

3 共済契約者が中小企業者でない事業主となつたときの取扱いについて、退職金共済契約を解除された際、その共済契約者が、被共済者である労働者の同意を得て一定の要件を満たす適格退職年金契約等を締結した旨の申出をしたときは、事業団は解約手当金に相当する額の範囲内の金額を契約の相手方に引き渡すことができるものとする。

4 掛金納付月数の通算制度について、転職前の企業における掛金納付月数の要件を、現行の二十四月以上から十二月以上に緩和することとする。

5 過去勤務通算月額の最低額を掛金月額の最低額にあわせて引き上げるものとする。

6 退職金の額について、掛金月額及び掛金納付月数に応じて定まる基本退職金の額を改定するものとする。

7 この法律は、平成七年十一月一日から施行するものとすること。ただし、退職金の額を改定に係る規定については、平成八年四月一日から施行するものとすること。

8 掛金月額の最低額の引上げ及び退職金の額の改定に関して、所要の経過措置を定めるものとすること。

二 議案の可決理由

最近における経済社会情勢の変化に対応して、中小企業退職金共済制度を充実させ、あわせて制度の長期的な安定を図るために、掛金月額の上限及び下限を引き上げるとともに、退職金分割支給制度等の改善を行うほか、退職金等の額の見直しを図ることは時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

中小企業退職金共済制度実施に必要な経費として、平成七年度一般会計予算(労働省所管)において三十八億九千二百九十四万四千元が、平成七年度労働保険特別会計(労働省所管)において五十億一千五百十四万七千元及び雇用勘定に九十五億九千七百五十五万七千元が、それぞれ計上されている。

右報告する。

平成七年三月十日

労働委員長 笹山 登生
衆議院議長 土井たか子殿

受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案

右

国会に提出する。

平成七年一月十三日

内閣総理大臣 村山 富市

(実施計画の認定)

第四条 受信設備制御型放送番組制作施設整備事業を実施しようとする者(当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。)は、当該事業の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を作成し、これを郵政大臣に提出して、そ

う。)を実施し、これを郵政大臣に提出して、そ

3 この法律において「受信設備制御型放送番組制作施設整備事業」とは、受信設備制御型放送番組の制作に必要な設備を備える相当の規模の施設を整備して、受信設備制御型放送番組の制作の用に供する事業をいう。

第三条 郵政大臣は、受信設備制御型放送番組の制作を促進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

基本指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

2 基本指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する基本的な方向

1 受信設備制御型放送番組制作施設整備事業

受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案

右

国会に提出する。

平成七年一月十三日

内閣総理大臣 村山 富市

6 退職金の額について、掛金月額及び掛金納付月数に応じて定まる基本退職金の額を改定するものとする。

7 この法律は、平成七年十一月一日から施行するものとすること。ただし、退職金の額を改定に係る規定については、平成八年四月一日から施行するものとすること。

8 掛金月額の最低額の引上げ及び退職金の額の改定に関して、所要の経過措置を定めるものとすること。

二 議案の可決理由

最近における経済社会情勢の変化に対応して、中小企業退職金共済制度を充実させ、あわせて制度の長期的な安定を図るために、掛金月額の上限及び下限を引き上げるとともに、退職金分割支給制度等の改善を行うほか、退職金等の額の見直しを図ることは時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

中小企業退職金共済制度実施に必要な経費として、平成七年度一般会計予算(労働省所管)において三十八億九千二百九十四万四千元が、平成七年度労働保険特別会計(労働省所管)において五十億一千五百十四万七千元及び雇用勘定に九十五億九千七百五十五万七千元が、それぞれ計上されている。

右報告する。

平成七年三月十日

労働委員長 笹山 登生
衆議院議長 土井たか子殿

大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の認定に準用する。

3 郵政大臣は、前条第一項の認定を受けた実施計画(第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る受信設備制御型放送番組制作施設整備事業を実施する者(以下「認定事業者」という。)が当該認定計画に従つて受信設備制御型放送番組制作施設整備事業を実施していないと認められるときは、その認定を取り消すことができる。

(通信・放送機構の業務の特例)

第六条 通信・放送機構(以下「機構」という。)は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。)第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 1 受信設備制御型放送番組の制作を行つ者がその製作に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。
- 2 認定計画に係る受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の実施に必要な資金の出資を行ふこと。
- 3 受信設備制御型放送番組に關し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応ずること。
- 4 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。(業務の委託等)

第七条 機構は、郵政大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、前条第一号及び第二号に掲げる業務

(債務の保証の決定及び出資の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 機構法第四十条の規定は、第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関について準用する。」の場合において、同条第一項中「郵政大臣」と「事務所」の場合は「郵政大臣又は大蔵大臣」とあるのは「郵政大臣又は大蔵大臣」と、「その業務」とあるのは「その委託を受けた業務」と、「事務所その他の事業所」とあるのは「事務所」と、「業務の状況」とあるのは「その委託を受けた業務に關し業務の状況」と読み替えるものとする。

(機構法の適用)

第八条 第六条の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第十七条第一項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は受信設備制御型放送番組促進法」という。)第六条第一号及び第二号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。以下「受信設備制御型放送番組促進法」といふ。)と、機構法第十九条第四項、第二十九条、第三十九条及び第四十条第一項中「研究開

受信設備制御型放送番組促進金融関連業務」と、機構法第三十九条、第四十条第一項及び第四十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は受信設備制御型放送番組促進法」と、機構法第四十三条第一項中「次の場合」とあるのは次の場合(受信設備制御型放送番組促進金融関連業務に係る第二十九条第一項の規定による認可をしようとするときを除く。)と、同条第二項中「次の場合」とあるのは次の場合(受信設備制御型放送番組促進法第六条に規定する業務に係る第二十九条第一項の規定による認可をしようとするときを除く。)と、機構法第四十五条第三号中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び受信設備制御型放送番組促進法第六条」とする。

2 第六条の規定により機構の業務が行われる場合における当該業務に係る財務及び会計に関する事項については、機構法及び前項に規定するもののほか、特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)附則第四条に定めるところによるものとする。

(資金の確保等)

第九条 政府は、受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の実施その他受信設備制御型放送番組の制作の促進に必要な資金の確保又はその融通のあっせんに努めるものとする。

2 郵政大臣(第六条第一号及び第一号に掲げる業務については、郵政大臣及び大蔵大臣)は、同条に規定する機構の業務の円滑な運営が図られるよう、情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(報告の徵収)

第十条 郵政大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の実施状況について報告を求めることができる。

2 第十二条 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、

その違反行為をした金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第三条 第十二条 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第十二条 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三条 第十二条 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律は、この法律の施行の日から十一年以内に廃止するものとする。

(法律の特例)

第三条 日本開発銀行以外の出資者は、機構に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、特定通信・放送開発

官報 (号外)

事業実施円滑化法第九条第一項に規定する信用基金に係るその持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があったときは、機構法第六条第一項の規定にかかるわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一一部改正)

第五条 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を次のように改正する。

附則第四条中「電気通信基盤充実臨時措置法」を「機構が電気通信基盤充実臨時措置法」に改め、「の規定により機構の同条」を削り、「が行われる」を「及び受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第一号)」第六条各号に掲げる業務を行う」に改め、同条の表下欄中「若しくは電気通信基盤充実臨時措置法(以下「電気通信基盤法」という。)」を「電気通信基盤充実臨時措置法(以下「電気通信基盤法」という。)」第六条第二号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)並びに受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法(以下「受信設備制御型放送番組促進法」という。)に、「及び電気通信基盤法第六条第一号」を「電気通信基盤法第六条第二号」に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)並びに受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法(以下「受信設備制御型放送番組促進法」という。)に、「及び電気通信基盤法第六条第一号」を「電気通信基盤法第六条第二号」に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)並びに受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法(以下「受信設備制御型放送番組促進法」という。)に、「を除く。」

六条第一号「た、「並びに電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務」を「電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務並びに受信設備制御型放送番組促進法第六条第一号及び第三号に掲げる業務」に、「及び電気通信基盤法第六条(同条第一号)に、「の規定により」を「及び受信設備制御型放送番組促進法第六条の規定により」に、「両金融関連業務」を「金融関連三業務」に、「並びに電気通信基盤充実臨時措置法(以下「電気通信基盤法」という。)を「電気通信基盤法」という。)第六条第一号及び第一号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)並びに受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法(以下「受信設備制御型放送番組促進法」という。)に、「及び電気通信基盤法第六条第一号及び第一号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)並びに受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法(以下「受信設備制御型放送番組促進法」という。)に、「通信・放送開発法、電気通信基盤法及び電気通信基盤法」を「通信・放送開発法、電気通信基盤法及び電気通信基盤法」を「債務保証等三業務」に、「並びに電気通信基盤法第六条第一号及び第一号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)を「電気通信基盤法第六条第一号及び第一号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)を「電気通信基盤法第六条第一号及び第一号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)並びに受信設備制御型放送番組促進法第六条第一号に規定する業務」に、「を除く。」

(郵政省設置法の改正)

六条 第一項に規定する業務を除く。」に改める。

六条 第五項中「第七十三号」を「第七十四号」に改め、同条第六項中「第七十号」を「第七十一号」に、「第七十二号及び第七十三号」を「第七十二号及び第七十四号」に改め、同条第八項中「第七十三号及び第七十四号」を「第七十五号」に改める。

七十四号「」を「第七十五号」に改める。

理由

放送の分野における急速な技術革新にかんがみ、視聴者がその関心に応じて多様な方法で視聴することができる放送番組の制作を促進することにより国民が情報を選択する機会を拡大するため、受信設備制御型放送番組の制作を促進するための基本的な指針の策定及び受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の実施計画の認定等について定めるとともに、通信・放送機構の業務に受信設備制御型放送番組の制作を促進するために必要な業務を追加する等所要の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 目的

この法律は、放送の分野におけるデジタル信号の伝送技術の確立その他の急速な技術革新にかんがみ、視聴者が個々の関心に応じて多様な方法で視聴することを可能とする放送番組の制作を促進する措置を講ずることによつて、当該放送番組の普及を通じて国民が情報を選択する機会を拡大し、もつて高度情報通信社会の構築に寄与することを目的とする。

2 用語の意義

(一) この法律において「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信又は有線電気通信の送信をいうこと。

法律案を提出する理由である。

受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

第十四条中第七十号を第七十五号とし、第七十号から第七十三号までを「号ずつ繰り下げ、第六十九号の次に次の一号を加える。

七十 受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第一号)の施行に関する」と。

(二) この法律において「受信設備制御型放送番組」とは、デジタル信号により送信され、送信と同時に視聴される放送の放送番組(当該放送番組に係る映像及び音声その他の音響が専ら放送されることを目的として制作されるものに限る。)であつて、当該デジタル信号が受信設備にいたん蓄積された後に、視聴者の選択に応じ、当該受信設備による復元、変換その他の制御を経て影像又は音声その他の音響として視聴されることができるものをいうこと。

(三) この法律において「受信設備制御型放送番組制作施設」とは、受信設備制御型放送番組の制作に必要な設備を備える相当の規模の施設を整備して、受信設備制御型放送番組の制作の用に供する事業をいうこと。

3 基本指針

(一) 郵政大臣は、受信設備制御型放送番組制作を促進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定め、これを公表すること。

(二) 基本指針には、次に掲げる事項について定めるものとすること。

(1) 受信設備制御型放送番組制作施設整備に関する事項

(2) 特に制作を促進すべき受信設備制御型放送番組の視聴の方法に係る機能に関する事項

(3) 受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の実施に関する事項

(4) 受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の実施時期

(5) 受信設備制御型放送番組制作施設整備

(四) その他基本指針の変更等について所要の規定を設けること。

(五) 実施計画の認定等

(六) 受信設備制御型放送番組制作施設整備事業を実施しようとする者(当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。)は、当該事業の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を作成し、これを郵政大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができるものとすること。

(七) 受信設備制御型放送番組の制作を行う者がその制作に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入に係る債務の保証を行うこと。

(八) 認定計画に係る受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。

(九) 受信設備制御型放送番組に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応ずること。

(十) (1)、(2)及び(3)の業務に附帯する業務を行うこと。

(十一) その他業務の委託等について所要の規定を設けること。

(二) 議案の可決理由

本案は、放送の分野における急速な技術革新に伴う機械法の適用等による規制緩和を促進するため、視聴者が個々の関心に応じて多様な方法で視聴することを可能とする放送番組の制作を促進するための措置を講じようとするものであり、その内容は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

(三) 本案施行に要する経費

平成七年度一般会計予算(郵政省所管)に機械法の補助金二千万円及び平成七年度産業投資特

備事業を実施する者の要件に関する事項

イ 受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の内容(整備に係る施設を含む。)に関する事項

ウ 受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の実施方法に関する事項

エ その他受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する重要な事項

(三) 通信・放送機構の業務の特例

(四) その他郵政大臣の認定、実施計画の変更等について所要の規定を設けること。

二 事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

政府は、受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の実施等に必要な資金の確保等に努めるものとすること。

三 報告の徴収

郵政大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の実施状況について報告を求めることができること。

四 罰則

罰則について所要の規定を設けること。

五 施行期日及び法律の廃止等

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

六 資金の確保等

政府は、受信設備制御型放送番組制作施設整備事業の実施等に必要な資金の確保等に努めるものとすること。

官報 (号外)

別会計予算に機構への出資三億円が計上されている。
右報告する。

平成七年三月十日

衆議院議長 土井たか子殿

〔別紙〕
受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、我が国が目指す高度情報通信社会の構築を強力に推進し、その早期実現を図るため、ネットワーク整備とともにこれと一体として幅広い多様な情報ソフトやアプリケーションの開発と普及を行うことが急務である。

一 マルチメディア社会における情報ソフトのマルチユース化の進展等に伴い、情報ソフトの充実の必要性が一層高まるにかんがみ、受信設備制御型放送番組をはじめとする情報ソフトの制作にかかる低利融資、税制上の配慮等各種の支援措置を講ずること。

一 情報ソフトのデジタル化の促進等を図るために、人材育成を拡充するとともに情報ソフト関連技術の研究開発の充実に努め、制作者の権利を保護しつつ、その成果が高齢者、身体障害者等を含め広く利用されることとなるよう配意すること。

一 公共分野における先進的なアプリケーションの開発・普及及びこれらを支える基礎的・汎用的技術の研究開発を積極的に推進するため、財政金融上の支援措置を講ずること。

一 超高速ネットワークの国際接続等の国際間の共同プロジェクトの実施や発展途上国に対する技術等の提供等、グローバルな情報通信基盤の整備に積極的に参加・貢献するよう配慮すること。

中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律

右
案

国会に提出する。

平成七年一月七日

内閣総理大臣 村山 富市

中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律

（中小漁業融資保証法の一部改正）
第三百四十六号の一部を次のように改正する。

第一条 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁業信用基金協会が」を削り、「保証する」の下に「こと」を主たる業務とする漁業信用基金協会の」を加える。

第二条第一項第四号中「百人」を「三百人以下

であるもの又はその資本の額若しくは出資の総額が一億円」に改め、同項に次の一号を加える。

第二十二条第一項第二号中「法人」の下に「若しくは団体」を加える。

第四十二条第一項中「決定」の下に「及び資金の供給の決定」を加え、「左に」を「次に」に、「ただし」を「ただし」に改め、同項第四号中「除外」を「のほか」に改める。

第四十三条の二の見出し中「借入金」を「借入金等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六十九条第一項中「の半期」を削り、「政令で定めるもの」を「主務大臣が定めるもの」に改め、同条第一項中「の半期」を削る。

第七十一条第二項及び第七十四条中「政令で」を「主務大臣が」に改める。

号を同条第二号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 法律第四十三条の二第五条第一項の認定に係る同項の構造改善計画に従つて同項の構造改善事業を実施する同法第一条の中小漁業者（当該認定を受けた同項の漁業協同組合等の直接又は間接の構成員であるものであつて、当該認定に係る同項の特定業種漁業を営むものに限る。）に対しその経営の近代化に必要な資金の貸付けを行う金融機関に

対する当該貸付けに必要な資金の供給等の直接又は間接の構成員であるものであつて、当該認定に係る同項の特定業種漁業を営むものに限る。）に対しその経営の近代化に必要な資金の貸付けを行う金融機関に

に必要な経費の財源及び同項の借入金の償還に充てる場合のほか、主務省令で定める場合に限り、使用することができる。

第四十四条第一項中「の剩余金」を「第四条

二号に掲げる業務に係る剩余金」に改め、同

条第二項中「損失」を「第四条第一号に掲げる業

務に係る損失」に改める。

第四十四条の二中「を行ふ」を「並びに同条第

二号に掲げる業務を行ふ」に、「主務省令の」を

「主務省令で」に、「同号イ」を「同条第一号イ

に、「と同号ロ」を「同号ロ」に、「業務とを」を

「業務及び同条第一号に掲げる業務」とに「に改める。

第四十五条第一項中「法人」の下に「又は団体

二号に掲げる業務を行ふ」に、「主務省令の」を

「主務省令で」に、「同号イ」を「同条第一号イ

に、「と同号ロ」を「同号ロ」に、「業務とを」を

「業務及び同条第一号に掲げる業務」とに「に改める。

第四十六条第一項中「法人」の下に「又は団体

二号に掲げる業務を行ふ」に、「主務省令の」を

「主務省令で」に、「同号イ」を「同条第一号イ

に、「と同号ロ」を「同号ロ」に、「業務とを」を

「業務及び同条第一号に掲げる業務」とに「に改める。

第四十七条第一項中「法人」の下に「又は団体

二号に掲げる業務を行ふ」に、「主務省令の」を

「主務省令で」に、「同号イ」を「同条第一号イ

に、「と同号ロ」を「同号ロ」に、「業務とを」を

「業務及び同条第一号に掲げる業務」とに「に改める。

第五十七条第一項中「法人」の下に「又は団体

二号に掲げる業務を行ふ」に、「主務省令の」を

「主務省令で」に、「同号イ」を「同条第一号イ

に、「と同号ロ」を「同号ロ」に、「業務とを」を

「業務及び同条第一号に掲げる業務」とに「に改める。

第六十六条に次の二項を加える。

3. 主務大臣は、協会の業務又は会計の状況に

つき、毎年一回を常例として検査しなければならない。

第六十九条第一項中「の半期」を削り、「政令

で定めるもの」を「主務大臣が定めるもの」に改め、同条第一項中「の半期」を削る。

第七十一条第二項及び第七十四条中「政令で」を「主務大臣が」に改める。

の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。」を、金融機関への預金の方法により管理しなければならない。

2 前項の金銭は、第四条第一号に掲げる業務に充てる場合のほか、主務省令で定める場合に必要な経費の財源及び同項の借入金の償還に充てる場合に限り、使用することができる。

第七十七条中「(昭和五十一年法律第四十三号)」を削る。

第七十八条第一項中「の半期」を削る。

第八十六条中「十万円」を「二十万円」に改め、

同条第八号の二中「又は第四十三条の二第一項」を「、第四十三条の二第一項又は第四十三条の三第一項」に改める。

(農林漁業信用基金法の一
部改正)

第二条 農林漁業信用基金法(昭和六十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 漁業信用基金協会に対し中小漁業融資保証法第四条第二号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。

第二十九条第一項中「及び第七号」を「、第七号及び第八号」に改める。

第三十一条第三号中「第七号」を「第八号」に改める。

第三十七条第三項中「第二十七条第一項第七号」の下に「及び第八号」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に改める。

第四十条第一項ただし書中「第二十七条第一項第三号の二」の下に「及び第八号」を加える。

附則第二十二条第一項中「政令で」を「主務大臣が」に改める。

(漁業近代化資金助成法の一部改正)

第三条 漁業近代化資金助成法(昭和四十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五号中「百人」を「三百人以下であるもの又はその資本の額若しくは出資の総

額が一億円」に改め、同項に次の一号を加える。

十 第一号、第三号及び第五号から前号まで

に掲げる者のほか、前各号に掲げる者又は

地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつてゐる団体又は基本財産の額の過

半を拠出している法人で、政令で定めるも

の

第一条第三項第一号を次のように改める。

一一漁業者等に係る貸付金の合計額が次に掲げる額(特別の理由がある場合において

農林水産大臣が承認したときは、その承認した額)以内のものであること。

イ 第一項第一号から第五号までに掲げる者(イに規定するものを除く。)に貸し付ける

場合にあつては、三億六千万円

ロ 第一項第一号から第五号までに掲げる者(イに規定するものを除く。)に貸し付ける場合にあつては、九千円の範囲内で政令で定める額

ハ 第一項第六号から第九号までに掲げる者に貸し付ける場合にあつては、十二億

円

ニ 第一項第十号に掲げる者(イに規定するものを除く。)に貸し付ける場合にあつては、三億六千万円の範囲内で政令で定めるものに貸し付ける

場合にあつては、九千円の範囲内で政令で定める額

八 第一項第六号から第九号までに掲げる者に貸し付ける場合にあつては、十二億円

ニ 第一項第十号に掲げる者(イに規定するものを除く。)に貸し付ける場合にあつては、三億六千万円の範囲内で政令で定めるものに貸し付ける

場合にあつては、九千円の範囲内で政令で定める額

理由

最近における漁業をめぐる諸情勢の変化にかん

がみ、中小漁業者等の経営の近代化を促進するた

め、構造改善事業を実施する中小漁業者に対する

資金の融通の円滑化を図るとともに、漁業近代化

資金の貸付対象者を拡大する等の必要がある。こ

れが、この法律案を提出する理由である。

本 第一項第十号に掲げる者(イに規定す

るもの)に貸し付ける場合にあつては、十二億円

ニ 議案の目的及び要旨

我が國漁業は、近年、公海漁業に対する規制の強化等に加え、漁獲量の減少、魚価低迷等に

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(中小漁業融資保証法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この法律の施行前に成立してゐる第一条の規定による改正前の中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、な

お従前の例による。

(漁業近代化資金助成法の一
部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての第三条の規定による改正前の漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の利率については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

1 漁業信用基金協会及び農林漁業信用基金の業

事業を実施する中小漁業者に対して、経営の近代化に必要な低利運転資金を融通する漁業

経営改善促進資金制度を創設することとし

2 漁業信用基金協会及び農林漁業信用基金の業

事業等に対応するため、漁業近代化資金の貸付対象者の範囲を拡大するとともに、貸付金合計額の最高限度を引き上げること。

3 漁業者等への資金融通を円滑にするため、漁業信用基金協会の会員資格の範囲の拡大等を行うこと。

4 漁業近代化資金制度及び中小漁業融資保証制度について、金利改定手続の簡素化を行うこと。

による漁業経営状況の悪化、就業者の減少や高齢化による漁村活力の低下等、内外ともに厳しい状況にある。

このようないくために、漁業經營定的な供給を確保していくためには、漁業經營を改善するとともに、漁業の担い手を着実に育成確保することにより、我が国の漁業生産力を維持していくことが課題となっている。

本案は、このような状況にかんがみ、中小漁業者等の経営の近代化を促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 漁業近代化資金助成法の一部改正に伴う経過措置

2 漁業信用基金協会及び農林漁業信用基金の業

事業等に対応するため、漁業近代化資金の貸付対象者の範囲を拡大するとともに、貸付金合計額の最高限度を引き上げること。

3 漁業者等への資金融通を円滑にするため、漁業信用基金協会の会員資格の範囲の拡大等を行うこと。

4 漁業近代化資金制度及び中小漁業融資保証制度について、金利改定手続の簡素化を行うこと。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三

本案施行に要する経費

平成七年度一般会計予算(農林水産省所管)に三十二億三百五十万円が計上されている。右報告する。

平成七年三月十日

農林水産委員長 中西 繁介
衆議院議長 土井たか子殿

[別紙]

中小漁業融資保証法等の一部を改正する法

律案に対する附帯決議

我が国漁業経営は、国際的漁業規制の強化、漁獲量の減少、魚価問題等により厳しい局面にあり、経営安定対策の強化が重要な課題となつてゐる。

よつて政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 漁業経営の現状を克服するため、経営実態に即して水産金融制度の一層の充実に努めるほか、我が国漁業の将来展望を踏まえ、経営基盤強化のための構造対策を促進すること。

二 漁業経営改善促進資金については、貸付対象に規定する規約を定めている中小漁業者との下に「同号ハに掲げる団体にあつてはその構成員」を定める場合に該当する場合は、「この限りでない。

第三十五条第一項中「財産目録」を削る。

第五十条第四項に次に「ただし書を加える。

第八十二条第二項中「漁獲共済、養殖共済又は特定養殖共済に係る」を削る。

第八十五条及び第九十一条第四項中「同号口に規定する規約を定めている中小漁業者」の下に「同号ハに掲げる団体にあつてはその構成員」を定める場合に該当する場合は、「この限りでない。

第三百五十四条第一項第一号の次に次のように加える。

ハ 口の都道府県知事が定める区域」と及び区分ごとに、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有しかつ当該区分に係る漁業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者であつて第八条の二第三項の政令で定める要件に該当するものをその構成員の全部とし、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者、代表権の範囲等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従つた規約を有する団体(当該区域内に住所を有しかつ当該区分に係る漁業を営む同項に規定する特定第三号漁業者である者の二分の一以上の者をその構成員に含むものに限る。)

第三百八十二条第一項中「特定第二号漁業者」の下に「及び当該申込みをしている同号ハに掲げる団体の構成員たる特定第二号漁業者」を加え、同条第三項中「同号口」を「同号口」に改め、「中小漁業者」の下に「同号ハに掲げる団体であるときはそ

般の円滑な運営に資する観点から、漁業信用基協会の財務基盤の強化が図られるよう努めること。

五 漁業経営改善促進資金等制度資金の円滑な貸付けのため、物的担保や保証人の徵求等について弾力的な運用が図られるよう努めること。

右決議する。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成七年一月七日

内閣総理大臣 村山 富市

漁業災害補償法の一部を改正する法律

号の一部を改正する法律

漁業災害補償法(昭和二十九年法律第百五十八

号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号の次に次のように加える。

ハ 口の都道府県知事が定める区域」と及び区分ごとに、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有しかつ当該区分に係る漁業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者であつて第八条の二第三項の政令で定める要件に該当するものをその構成員の全部とし、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者、代表権の範囲等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従つた規約を有する団体(当該区域内に住所を有しかつ当該区分に係る漁業を営む同項に規定する特定第三号漁業者である者の二分の一以上の者をその構成員に含むものに限る。)

五百八条第一項第二号ハ又は第三号ハに掲げる団体は、同項第二号ハ又は第三号ハに規定する規約が第二項又は第三項の規定により定められたときは、組合に第百四条第二号又は第三号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならない。当該漁獲共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

五百九条第一項中「合計額」の下に「とし、第百四条第二号又は第三号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、被共済資格者が第百五条の漁獲共済については、被共済資格者が第百五条第一項第二号ハ又は第三号ハに掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通じて該漁業に係る種目の漁獲共済については、その者が第百五条第一項第二号ハ又は第三号ハに掲げる団体であるときは、その構成員のすべての當該漁業の属する漁業の種別又は種類とする。」に改める。

五百九十三条第一項中「合計額」の下に「とし、第百四条第一号又は第三号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、被共済者が第百五条第一項第二号ハ又は第三号ハに掲げる団体であるときは、その構成員のすべての當該漁業の属する漁業の種別又は種類とする。」に改める。

は、その構成員のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額とする」を加え、同条第三項中「合計数量」を「合計数量」とし、被共済者が同号ハに掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲数量の合計数量とする。」に、「合計数量」を「合計数量」とし、被共済者が同号ハに掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通ずる当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲数量の合計数量とする。」に改める。

第一百一十三条の二第一項中「から一年を経過した日の翌日」を削り、「当該当初契約及び当該継続契約の前」の継続契約のいずれを「当該継続契約の直前の共済契約(以下この条において「直前契約」といいう。)」に、「おいても」を「おいて」に、「当初契約の」を「直前契約の」に改め、同条第六項中「当該継続申込特約に係る直前の共済契約」を「直前契約」に改める。

第一百一十四条第一項中「前二項」を「第一項、第二項及び前項」に、「ほど」した「施した」に、「あらたに」を「更に」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項第一号中「指定する割合が」を「指定する割合(以下この条において「指定割合」といいう。)が」に、「その割合」及び「当該共済規程で当該単位漁場区域につき指定する割合」を「指定割合」に、「第四項の割合を乗じて得た金額」を「第六項の割合を乗じて得た金額(第四項において「控除金額」という。)」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 政令で定める種類の養殖業に係る養殖共済であつて、養殖水産動植物に係る共済金の支払わ

れる場合に關し次の各号のすべてに該当する特約がある共済契約に係るものに養殖水産動植物に係る共済金は、前二項の規定にかかわらず、量とし、被共済者が同号ハに掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲数量の合計数量とする。」に該当する場合に支払うものとする。

一 次号の政令で定める種類の養殖業以外の養殖業に係るものにあつては、前二項の規定により当該共済金を支払うものとされる場合以外に当該共済金を支払うものないこと。

二 前項第一号の政令で定める種類の養殖業以外の養殖業であつて、政令で定める種類のものに係るものにあつては、損害数量が直前数量に政令で定める割合(当該割合に比し、指定割合が大きい場合にあつては、指定割合)を乗じて得た数量を下回る場合に当該共済金を支払うものでないこと。

三 農林水産省令で定める要件に該当するこの政令で定める種類の養殖業に係る養殖共済であつて、養殖水産動植物に係る共済金の金額の算定の方法に關し農林水産省令で定める要件に該当する特約がある共済契約に係るものに養殖水産動植物に係る共済金の金額は、第一項又は

第一項の規定にかかわらず、当該共済契約の特約に従い算定した金額(同項第一号に規定する損害に係る場合にあつては、控除金額を差し引いて得た金額)に、当該共済契約に係る第百二十九条第一項の割合を乗じて得た金額(同項において「指定割合」といいう。)が」に、「その割合」及び「当該共済規程で当該単位漁場区域につき指定する割合」を「指定割合」に、「第四項の割合を乗じて得た金額」を「第六項の割合を乗じて得た金額(第四項において「控除金額」という。)」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 政令で定める種類の養殖業に係る養殖共済であつて、養殖水産動植物に係る共済金の支払わ

第百一十四条の次に次の二項を加える。

3 政令で定める種類の養殖業に係る養殖共済であつて、養殖水産動植物に係る共済金の支払わ

(継続申込特約)

第百二十四条の二 養殖共済に係る共済契約(当該共済契約に係る第百二十一条第一項の割合が政令で定める割合以上であるものに限る。)が締結された場合には、これと併せて継続申込特約を締結することができる。

2 前項の継続申込特約は、その締結される共済契約(以下この条において「当初契約」という。)に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる養殖共済に係る共済契約で当初契約に係る養殖業の種類及び単位漁場区域と養殖業の種類及び単位漁場区域が同一であるもの(以下この条において「継続契約」という。)のすべてについて、それぞれの継続契約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、第百二十一条第一項の割合並びに前条第一項から第四項までに規定する共済金の支払われる場合及びその共済金の金額の算定の方法が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3 継続契約に係る第百二十一条第一項の割合については、被共済者の責めに帰することができない事由であつて農林水産省令で定めるものがある場合には、継続申込特約にかかわらず、農林水産省令で定めるところによりこれを変更することができる。ただし、第一項の政令で定める割合を下回ることができない。

4 当初契約に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の終了日に第百二十一条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

間の開始日が到来することとなる継続契約に係る第百二十一条第一項の割合については、前項の規定によるほか、継続申込特約にかかわらず、当該継続契約の直前の共済契約に係る第百二十一条第一項の割合を上回る割合にこれを変更することができる。

(継続申込特約)

第百二十五条の十六 特定養殖共済に係る共済契約(当該共済契約に係る第百二十五条の十第二項の割合が政令で定める割合以上であるものに限る。)が締結される場合には、これと併せて継続申込特約をすることができる。

2 前項の継続申込特約は、その締結される共済契約(以下この条において「当初契約」という。)に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる特定養殖共済に係る共済契約で当初契約に係る特定養殖業の種類と特定養殖業の種類が同一であるもの(以下この条において「継続契約」という。)のすべてについて、それぞれの継続契約に係る第百二十一条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、第百二十一条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3 継続契約に係る第百二十一条第一項の割合については、被共済者の責めに帰することができない事由であつて農林水産省令で定めるものがある場合には、継続申込特約にかかわらず、農林水産省令で定めるところによりこれを変更することができる。ただし、第一項の政令で定める割合を下回ることができない。

4 当初契約に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の終了日に第百二十一条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

間の開始日が到来することとなる継続契約に係る第百二十一条第一項の割合については、前項の規定によるほか、継続申込特約にかかわらず、当該継続契約の直前の共済契約に係る第百二十一条第一項の割合を上回る割合にこれを変更することができる。

(継続申込特約)

第百二十五条の十六 特定養殖共済に係る共済契約(当該共済契約に係る第百二十五条の十第二項の割合が政令で定める割合以上であるものに限る。)が締結される場合には、これと併せて継続申込特約をすることができる。

2 前項の継続申込特約は、その締結される共済契約(以下この条において「当初契約」という。)に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる特定養殖共済に係る共済契約で当初契約に係る特定養殖業の種類と特定養殖業の種類が同一であるもの(以下この条において「継続契約」という。)のすべてについて、それぞれの継続契約に係る第百二十一条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、第百二十一条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3 継続契約に係る第百二十一条第一項の割合については、被共済者の責めに帰することができない事由であつて農林水産省令で定めるものがある場合には、継続申込特約にかかわらず、農林水産省令で定めるところによりこれを変更することができる。ただし、第一項の政令で定める割合を下回ることができない。

4 当初契約に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の終了日に第百二十一条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

平成七年三月十日 農林水産委員長 中西 繢介
衆議院議長 土井たか子殿

〔別紙〕

漁業災害補償法の一部を改正する法律案に

対する附帯決議

漁獲量の減少、魚価問題等厳しい漁業情勢の下で、漁業災害補償制度は漁業経営の安定を図る上で重要な役割を果たしており、本制度に寄せられる期待は大きいものがある。

よって政府は、本法の施行に当たっては、左記事項の実現に努め、本制度の円滑な運営に遺憾なきを期すべきである。

記

一本制度への加入を促進するため、今後とも、漁業者の共済需要を踏まえ制度の整備を図るほか、漁協及び漁業共済組合等の普及推進体制の強化並びに地方公共団体の積極的協力の確保に向けて、万全の指導を行うこと。

三 漁業再共済事業に係る国と連合会の責任分担割合については、長期的な収支状況に配慮し、事業関係者の十分な理解を得て決定すること。

右決議する。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成七年二月二十八日

内閣総理大臣 村山 富市

(平成七年法律第 号)の施行の日から施行する
この法律は、石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律

大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)
の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十二条の二」に改める。

第十九条第一項中「確保される」を「確保される」とともに次条第一項の許容限度の確保に資する」ととなる」に改める。

第十九条の次に次の二条を加える。

第十九条の二 環境庁長官は、前条第一項の許容限度を定めるに当たつて自動車排出ガスによる大気の汚染の防止を図るために必要があると認めるとときは、自動車の燃料の性状に関する許容限度又は自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度を定めなければならない。

第十九条の二 環境庁長官は、前条第一項の許容限度の量の許容限度を定め、その確保のための措置を講ずることとともに、当該大気の汚染の防止のための国民の努力について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

る。ただし、目次の改正規定及び第二十二条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

品質の確保等に関する法律に基づく命令で自動車の燃料に係る規制に関する必要な事項を定める場合には、「()」の許容限度が確保されること。

理由

(一) 自動車排出ガスによる大気の汚染の防止を図るため、自動車の燃料の性状及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度を定め、その確保のための措置を講ずることとともに、当該大気の汚染の防止のための国民の努力について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民の努力

何人も、自動車を運転し、若しくは使用し、又は交通機関を利用するに当たつては、自動車排出ガスの排出が抑制されるよう努めなければならないものとすること。

(二) 自動車排出ガスによる大気の汚染の防止を図るため、自動車燃料の品質の確保のための規制を設けるとともに、自動車排出ガスの排出の抑制のための国民の努力について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

この法律は、石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものとすること。ただし、国民の努力に係る規定を加える改正規定等は、公布の日から施行するものとすること。

施行期日

大気汚染防止法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、自動車排出ガスによる大気の汚染の防止を図るため、自動車燃料の品質の確保のための規制を設けるとともに、自動車排出ガスの排出の抑制のための国民の努力について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

二 議案の可決理由

本案は、自動車排出ガスによる大気の汚染の防止を図るため、自動車燃料の品質の確保のための規制を設ける等の措置を講じようとするもので、その趣旨は妥当と認め、これを原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

第三章中第二十一条の次に次の二条を加える。
(国民の努力)

二十一條の二 何人も、自動車を運転し、若しくは使用し、又は交通機関を利用するに当たつては、自動車排出ガスの排出が抑制されるよう努めなければならないものとすること。

一 自動車の燃料に係る許容限度

(一) 環境庁長官は、自動車排出ガスの量の許容限度を定めるに当たつて自動車排出ガスによる大気の汚染の防止を図るために必要なと認めるときは、自動車の燃料の性状に関する許容限度又は自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度を定めなければならない。

(二) 自動車排出ガスによる大気の汚染の防止を図るため、通商産業大臣は、揮発油等の

附 則

この法律は、石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律

(平成七年法律第 号)の施行の日から施行する
この法律は、石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律

平成七年二月十日

環境委員長 阿部 昭和

衆議院議長 土井たか子殿

〔別紙〕

大気汚染防止法の一部を改正する法律案に

対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一大気汚染物質が人の健康に影響を及ぼすおそれのあることから、現在未規制の物質について早急に調査研究を推進することも、その汚染防止対策に万全の措置を講ずることと。ペンゼン等については、大気汚染の監視測定体制を充実させ、その健康影響についての科学

的知見の集積を図ることも、自動車燃料中の含有量について、先進的な規制の行われている

諸外国の動向を踏まえつつ、早急に低減を図る

より措置する」と。

別表第一の三 領事館の表中南米の項を削る。

平成七年二月十日

内閣委員長 田中 恒利

この法律は、平成七年四月一日から施行する。

ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

衆議院議長 土井たか子殿

地方税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成七年二月六日

内閣総理大臣 村山 富市

地方税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成七年二月十日

内閣総理大臣 村山 富市

地方税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成七年二月六日

内閣総理大臣 村山 富市

地方税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成七年二月十日

内閣総理大臣 村山 富市

地方税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成七年二月六日

内閣総理大臣 村山 富市

地方税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成七年二月十日

内閣総理大臣 村山 富市

地方税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成七年二月六日

内閣総理大臣 村山 富市

地方税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成七年二月十日

内閣総理大臣 村山 富市

地方税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成七年二月六日

内閣総理大臣 村山 富市

地方税法の一部を改正する法律案

右

別表第一の一 大使館の表大洋州の項中	「パプア・ニューギニア	980,000	910,000
836,000	785,900	710,600	629,200
836,000	785,900	710,600	554,000
836,000	785,900	710,600	491,000
836,000	785,900	710,600	440,800
836,000	785,900	710,600	378,000
836,000	785,900	710,600	352,900
327,800	302,700	や 「パプア・ニューギニア	980,000
327,800	302,700	や 「パラオ	900,000
710,600	629,200	554,000	491,000
710,600	629,200	554,000	440,800
710,600	629,200	554,000	403,100
684,500	582,900	504,300	446,100
684,500	582,900	504,300	393,700
684,500	582,900	504,300	335,200
684,500	582,900	504,300	309,100
684,500	582,900	504,300	282,900
684,500	582,900	504,300	256,700

による。

平成七年二月十四日 衆議院会議録第十五号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案及び同報告書

官 報 (号 外)

第三百二十二条の八第三項中「(同条第十六項に
める

め
る

第三百一十二条の八第三項中「(同条第十六項において準用する場合を含む。)」を削り、「第六十二一条第一項」を「第四十二条の八第六項、第六十二条第一項」に改める。

第三百四十八条第二項第十三号中「、都道府県農業会議及び全国農業会議所」を削り、同号の次に次の一号を加える。

十三の二 都道府県農業会議及び全国農業会議
所が直接その事業の用に供する家屋及び償却
資産

二十一 削除
第三百四十八条第二項第二十五号中「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)第一条に規定する有線ラジオ放送の業務又は」を削る。

第七百一一条の三十四第三項中第一号の一、第十一
六号及び第十七号を削り、第十八号を第十六号と
し、第十九号から第二十二号までを二号ずつ繰り
上げ、第二十三号を削り、第二十四号を第二十一
号とし、第二十五号から第二十七号までを二号ずつ
繰り上げ、第二十七号の一を削り、第二十八号

第十七号、第二十二号又は第二十三号を「第八号、第九号、第十二号、第十四号、第十五号、第十九号又は第二十号」に、「第九号、第十四号、第十七号又は第二十三号」を「第八号、第十二号、第十五号又は第二十号」に改める。

に、「同条第七項第三号」を「同条第八項第三号」と改め、同条第二項中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に、「同条第七項第一号」を「同条第八項第一号」に改める。

「一分の一」に改め、同条第一項中「又は第四号」を削り、「同項第一号に規定する業務の用に供する固定資産にあつては当該固定資産」を「当該固定資産のうち、土地にあつては当該土地」に、「同項第四号に規定する業務の用に供する固定資産に

を第二十五号とし、第二十九号から第三十一号までを三号ずつ繰り上げ、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「次の各号に」を「次に」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第四号を第二号とする。

「第十四第十項」を「第七百一条の三十四第九項」に、「第八項若しくは第九項」を「第七項若しくは第八項」に改める。

別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第二号)附則第一十六条第一項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する租税特別措置法第四十二条の二第六項

あつては当該固定資産を「家屋及び償却資産」については当該家屋及び償却資産に対し新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該家屋及び償却資産に改め、「三分の一の額」の下に「とし」、その後五年度分の固定資産税については当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額」を加え、同条第三十項から第十三項までの規定中「六分の一」を「三分の一」に改

同項を同条第七項とし、同条中第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、同条第十一項中「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とする。

に係る配当所得に」を、「剩余金の分配及び粗利特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託（以下本条において「特定株式投資信託」という。）の収益の分配に係る配当所得に」に、「証券投資信託」を「特定株式投資信託以外の証券投資信託」に、「こえる」を「超える」に、「及び剩余金の分配に係る配当所得の」を「剩余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得の」に改め、同項第一号中「証券投資信託」を「特定株式投

は」に改め、「第四十二条の七第六項を含む。」)の下に「租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第
号)附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十一項において準用する場合を含む。」)を加える。

三号から第十五号までを二号ずつ繰り上げ、同表の第十六号中「第十四号」を「第十二号」に改め、同表の第二十号を「第二十一号」に、「第十四号」を「第十二号」に改め、同号を同表の第十五号とし、同表の第十八号を同表の第十六号とし、同表の第十七号中「第七百一号」を「第二十一号」に、「第十四号」を「第十二号」に改め、同号を同表の第十五号とし、同表の第七百一条の三十四第三項第二十四号に改め、同号を同表の第十七号とし、同表中「第七百一条の三十四第三項第二十七号」を「第七百一号」とし、第七百一条の三十四第三項第二十四号に改め、同号を同表の第十七号とし、同表中「第七百一条の三十四第三項第二十七号」を「第七百一号」とし、第七百一条の三十四第三項第二十七号とし、同条第七項中「第九号、第十号、第十四号、第十六号、第十七号、第二十一号又は第二十三号」を「第八号、第九号、第十二号、第十四号、第十五号、第十九号又は第二十号」に、「第九号、第十四号、第十九号又は第二十号」に、「第九号、第十四号、第十七号又は第二十三号」を「第八号、第十二号、第十五号又は第二十号」に改める。

第七百一条の五十一第一項中「第七百一条の三十四第十項」を「第七百一条の三十八項若しくは第九項」を「第七項若しくは第八項」に改める。

第七百一条第一項中「第二十九項」を削る。

附則第五条第一項第一号中「及び剩余金の分配に係る配当所得に」を「、剩余金の分配及び租税特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託（以下本条において「特定株式投資信託」という。）の収益の分配に係る配当所得に」に、「証券投資信託」を「特定株式投資信託以外の証券投資信託」に、「こえる」を「超える」に、「及び剩余金の分配に係る配当所得の」を「、剩余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得の」に改め、同項第二号中「証券投資信託」を「特定株式投

「資信託以外の証券投資信託」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項第一号中「及び剩余金」と「、剩余金の分配及び特定株式投資信託の収益に、「証券投資信託」を「特定株式投資信託以外の証券投資信託」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「証券投資信託」を「特定株式投資信託以外の証券投資信託」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「うちに」の下に「特定株式投資信託以外の」を加える。

附則第八条第一項中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に、「第四十二条の四第四項第三号」を「第四十二条の四第八項第三号」に、「同条第七項第三号」を「同条第八項第三号」に改め、同条第二項中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に、「同条第七項第一号」を「同条第八項第一号」に改める。

附則第八条の二第三項中「第四十二条の七第六項又は「」を「第四十二条の七第六項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第十七号)附則第二十六条第二項の規定によりなれども有効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する租税特別措置法第四十二条の七第六項又は」に改め、「第四十二条の七第六項を含む。」の下に「(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第十七号)附則第二十六条第二項の規定によりなれども有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則第九条第二項中「又は厚生年金保険法第三十条の二第一項若しくは第一百五十九条の二第一項の規定によつて厚生年金基金若しくは厚生年金

基金運合会と締結する保険の契約」及び「又は第四号」を削り、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 生命保険事業を行う法人が厚生年金保険法第百三十条の二第一項の規定によつて厚生年金基金と締結する保険の契約又は同法第百五十九条の一第一項の規定によつて厚生年金基金運合会と締結する保険の契約に基づく収入保険料に係る第七十二条の十四第五項第四号の規定の適用については、平成七年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同号中「百分の五」とあるのは、「百分の二」とする。

附則第九条の二第一項中「附則第十五条第二十項において「沖縄電力株式会社」という。」を削る。

附則第十条第四項中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第一項、第三項、第七項及び第八項中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一项とし、同項中第十六項を第十五項とし、第十七項を第十六項とする。

附則第十二条第一項及び第十三項中「平成七年三月三十一日」に改める。

附則第十三条第一項、第三項、第七項及び第八項中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条中第十六項を第十五項とし、第十七項を第十六項とする。

平成七年三月三十一日を「平成九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一项とし、同項中第十六項を第十五項とし、第十七項を第十六項とする。

地」に改め、同条第七項中「平成七年三月三十一日」を「平成七年四月一日から平成九年三月三十一日」に改め、「価格」の下に「の三分の一」を加える。

百三十条の二第一項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

十一項とし、同条第二十三項から第二十六項まで

一項ずつ繰り上げ、同条第二十七項中「昭和六十四年一月一日から平成六年一月一日まで」を「平成六年一月一日から平成十二年一月一日まで」

に、「から五年度分の固定資産税については」を

「同条第十四項」に改め、同項の表附則第十二条第十五項の項中「附則第十一条第十五項」を「附則第十二条第十五項」に改める。

附則第十二条の六中「平成七年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

附則第十二条第二項中「第十四項まで、第十五項第二号、第十八項及び第十九項」を「第十三項まで、第十四項第二号、第十七項及び第十八項」に改め、同条第三項中「第十四項」を「第十三項」に改める。

附則第十二条第一項中「平成七年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第二十八項中「第二十一項」を「第二十項」に、「第三十一項」を「第三十項」に改め、該構築物に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五の額」を削り、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「第二十一項」を「第二十項」に、「第三十一項」を「第三十項」に改め、

価格の六分の五の額」を削り、同項を同条第二十

六項とし、同条第二十八項中「第二十一項」を「第二十項」に、「第三十一項」を「第三十項」に改め、

該構築物に係る固定資産税の課税標準となるべき

で定めるものから借り受けける」に改める。

附則第十五条の三第一項及び第四項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年一月一日」に改め

年三月三十一日」を「平成八年一月一日」に改め

る。

附則第十六条第五項中「平成二年一月一日から

平成六年一月一日まで」を「平成六年一月一日から

平成八年一月一日まで」に改め、「市街地再開発事

業」の下に「(同条第一号に規定する第一種市街地

再開発事業若しくは第二種市街地再開発事業の施

行区域内又は同法第七条第一項に規定する市街地

再開発促進区域内において施行されるものに限

る。」を加える。

附則第十六条第六号イの表(1)、(3)及び(5)中「附

則第十七条の二の規定」を「附則第十七条の二第一

項の規定」に改め、「数値」の下に「(同条第三項の規

定の適用を受ける土地にあつては、当該率に同項

各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た数値」を加え、同表(7)中「附則第十七

条の二の規定」を「附則第十七条の二第一項の規

定」に改め、「定める率」の下に「(同条第三項の規

率を乗じて得た数値)」を加える。

附則第十七条の二第一項中「本条」の下に「次条及び附則第二十五条を加え、「第三十八条第五項」を「又は第三十八条第五項」に改め、「又は第三十九条第四項」を削り、「及び第三号」を「第三号及び第三号」に改め、同条第二項中「及び第三号」を「第三号及び第四項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項の規定の適用を受ける宅地評価土地であつて次の各号のいずれかに該当するものに対して課する固定資産税の課税標準は、平成七年度分及び平成八年度分の固定資産税に限り、同項の規定により課税標準とされる額に、次の各号に掲げる土地の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

一 特例適用前上昇率が二・四を超える宅地評価土地
二 特例適用前上昇率が四・八を超える宅地評価土地
三 特例適用前上昇率が六を超える宅地評価土地
四 特例適用前上昇率が六を超える宅地評価土地で
あつて次の各号のいずれかに該当するものに対して課する都市計画税の課税標準は、平成七年度分及び平成八年度分の固定資産税に限り、同条に次の二項を加える。

3 平成七年度分及び平成八年度分の固定資産税に限り、前項において「平成七年改正前の地方税法(平成七年法律第二号)による改正する法律(平成七年法律第二号)による改正前の地方税法(以下「本法」といふ)に對する第一項の規定の適用の適用範囲に規定する宅地比準土地であるならば平成七年改正前の地方税法附則第十八条第一項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額の算定に用いられることが適用されるとしたならば平成七年改正前の地方税法附則第十八条第一項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額の算定に用いられる負担調整率に前項の規定により当該地等に係る宅地等調整固定資産税額の算定に用いられるべき負担調整率を乗じて得た数値)」を加え、同条に次の二項を加える。

3 平成七年度分及び平成八年度分の都市計画税に限り、附則第十七条の二第四項の規定の適用を受ける宅地評価土地である宅地等に対する第一項の規定については、同項の表中「二・四倍」とあるの四倍」とあるのは、「二・五倍」とする。

3 平成七年度分及び平成八年度分の都市計画税に限り、附則第十六条第一項中「前項」との下に「あり、以下の宅地評価土地 四分の三」
二 特例適用前上昇率が四・八を超える、六以下
の宅地評価土地 五分の三

三 特例適用前上昇率が六を超える宅地評価土地 二分の一

附則第十八条第二項中「第三十八条第五項」を「又は第三十八条第五項」に改め、「又は第三十九条第四項」を削り、同項第一号の中「負担調整率」

にて前条第三項の規定の適用を受ける宅地評価土地である宅地等に係るときは、地方税法の一部を改正する法律(平成七年法律第二号)による改正前の地方税法(以下「本法」といふ)に對する第一項の規定の適用範囲に規定する宅地比準土地であるならば平成七年改正前の地方税法附則第十八条第一項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額の算定に用いられることが適用されるとしたならば平成七年改正前の地方税法附則第十八条第一項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額の算定に用いられる負担調整率に前項の規定により当該地等に係る宅地等調整固定資産税額の算定に用いられるべき負担調整率を乗じて得た数値)」を加え、同条に次の二項を加える。

3 平成七年度分及び平成八年度分の固定資産税に限り、附則第十七条の二第三項の規定の適用を受ける第一項の規定の適用範囲に規定する宅地比準土地である市街化区域農地に対する第一項の規定の適用については、同項の表中「二・四倍」とあるのは、「二・五倍」とする。

3 平成七年度分及び平成八年度分の都市計画税に限り、附則第十八条第一項と「前項」との下に「あり、以下の宅地評価土地 四分の三」
二 特例適用前上昇率が四・八を超える、六以下
の宅地評価土地 五分の三

附則第十九条の四第二項中「前項」との下に「第四項」とを加える。

附則第二十七条の二第一項中「前項」との下に「あり、及び附則第十八条第一項」とを加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を

「第三十八条第五項」を又は第三十八条第五項に改め、「又は第三十九条第四項」及び「及び第一十八項」を削り、「市街化区域農地調整都市計画税額」との下に、「同年度分の固定資産税」とあるのは「前条第四項」とを加え、同条第四項を「第三十八条第五項」との下に、「同年度分の固定資産税」とあるのは「同年度分の都市計画税」と、「前条第二項」とあるのは「前条第四項」とを加え、「第一項及び第二項」に改め、「第三十九条第四項」を又は第三十九条第五項及び「及び第一十八項」を削り、「農地調整都市計画税額」との下に、「同年度分の固定資産税」とあるのは「同年度分の都市計画税」と、「前条第三項」とあるのは「前条第三項」とを加え、「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次

3 平成七年度分及び平成八年度分の都市計画税に限り、附則第十七條の二第四項の規定の適用範囲に規定する宅地比準土地である市街化区域農地に対する第一項の規定の適用については、同項の表中「二・四倍」とあるのは、「二・五倍」とする。

3 平成七年度分及び平成八年度分の都市計画税に限り、附則第十八条第一項と「前項」との下に「あり、以下の宅地評価土地 四分の三」
二 特例適用前上昇率が四・八を超える、六以下
の宅地評価土地 五分の三

附則第二十五条第二項中「前項」との下に「第四項」とを加える。

附則第二十九条の四第二項と「前項」との下に「あり、及び附則第十八条第一項」とを加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を

「第三十八条第五項」を又は第三十八条第五項に改め、「又は第三十九条第四項」及び「及び第一十八項」を削り、「市街化区域農地調整都市計画税額」との下に、「同年度分の固定資産税」とあるのは「前条第四項」とを加え、「第一項及び第二項」に改め、「第三十九条第五項」との下に、「同年度分の都市計画税」と、「前条第二項」とあるのは「前条第四項」とを加え、「第一項及び第二項」に改め、「第三十九条第五項」を又は第三十九条第五項及び「及び第一十八項」を削り、「農地調整都市計画税額」との下に、「同年度分の固定資産税」とあるのは「同年度分の都市計画税」と、「前条第三項」とあるのは「前条第三項」とを加え、「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次

3 平成七年度分及び平成八年度分の都市計画税に限り、附則第十七條の二第四項の規定の適用範囲に規定する宅地比準土地である市街化区域農地に対する第一項の規定の適用については、同項の表中「二・四倍」とあるのは、「二・五倍」とする。

3 平成七年度分及び平成八年度分の都市計画税に限り、附則第十八条第一項と「前項」との下に「あり、以下の宅地評価土地 四分の三」
二 特例適用前上昇率が四・八を超える、六以下
の宅地評価土地 五分の三

附則第二十九条の四第二項中「前項」との下に「第四項」とを加える。

附則第二十九条の三第一項中「第三十八条第五項」を削り、「農地調整都市計画税額」との下に、「同年度分の固定資産税」とあるのは「同年度分の都市計画税」と、「前条第三項」とあるのは「前条第三項」とを加え、「第一項及び第二項」に改め、「第三十九条第五項」を削る。

附則第三十二条第三項中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改める。

附則第三十三条の二第一項中「第三十八条第五項」を削り、「第三十八条第五項」とを加え、「第三十九条第五項」を削り、「農地調整都市計画税額」との下に、「同年度分の固定資産税」とあるのは「同年度分の都市計画税」と、「前条第三項」とあるのは「前条第三項」とを加え、「第一項及び第二項」に改め、「第三十九条第五項」を削る。

附則第三十三条の二第六項中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改める。

附則第三十四条の二第一項中「第三十八条第五項」を削り、「第三十八条第五項」とを加え、「第三十九条第五項」を削り、「第三十九条第五項」との下に、「同年度分の固定資産税」とあるのは「同年度分の都市計画税」と、「前条第三項」とあるのは「前条第三項」とを加え、「第一項及び第二項」に改め、「第三十九条第五項」を削る。

年三月三十一日」までを「平成七年四月一日から

官 報 (号 外)

平成九年三月三十日までの間に、「百分の二」を「百分の一」と改め、同条第五項中「次項まで」を「本項」に改め、同条中第六項を削り、第七項を第六項とする。

附則第三十二条の三第一項中「第七百一条の三
十四第十項」を「第七百一条の三十四第九項」に改
め、同条第一項を削り、同条第三項中「第十五項」

「第七百一条の三十四第九項」に改め、同項を同条

第二項とし、同条第四項中「第十一項」を「第十四

項」に、「第七百一条の三十四第十項」を「第七百一
条の三十四第十九項」に改め、同項を同条第三項と

第三項の次に次の一項を加える。

4 指定都市等は、日本たばこ産業株式会社が直

接塙専売法第三十八条第二項に規定する塙専売事業に係る業務の用に供する施設で政令で定め

るものに係る事業所床面積及び従業者給与総額

に対しては、平成九年三月三十一日までに終了

する事業年度分に限り 第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、事業に係る事業所税

を課することができない。この場合において

は、第七百一条の三十四第九項の規定を準用する。

附則第三十二条の三第五項を次のように改め

No.

5 指定都市等は、石油バイナリエン事業法(昭和四十七年法律第百五号)第二条第三項に規定

10

第七百一一条の四 第七百一一条の三十四
十三第二項 第七百一一条

同条
第七百三十九

卷之三

平成七年二月十四日 衆議院会議録第十五号

平成七年二月十四日 衆議院会議録第十五号 地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書

附則第二十二条の三第二十項の表第七百一一条の四十三第三項の項及び第七百一一条の五十一第一項の項中「附則第三十二条の三第五項から第十九項まで」を「附則第三十二条の三第九項から第二十七項まで」に改め、附則第三十二条の三第二十項を同条第二十八項とし、同条第十九項中「第七百一一条の三十四第十項」を「第七百一一条の三十四第九項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同項の次に次の五項を加える。

23 指定都市等は、事業所用家屋で第四項に規定する施設に係るもの的新築又は増築で日本たばこ産業株式会社が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が平成九年三月三十一日までに行われたとき限り、第七百一一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新增設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一一条の三十四第九項の規定を準用する。

24 指定都市等は、事業所用家屋で第五項に規定する施設に係るもの的新築又は増築で当該施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が平成九年三月三十一日までに行われたとき限り、第七百一一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新增設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一一条の三十四第九項の規定を準用する。

25 指定都市等は、事業所用家屋で伝統的工芸品産業振興用共同施設に係るもの的新築又は増築で当該伝統的工芸品産業振興用共同施設に係る事業を行ふ製造協同組合等若しくは販売協同組合等又はこれらの直接若しくは間接の構成員で

26 指定都市等は、事業所用家屋で下請中小企業振興事業用共同利用施設に係るもの的新築又は増築で当該下請中小企業振興事業用共同利用施設に係る事業を行つ特定下請組合が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しても、当該新築又は増築が平成九年三月三十一日までに行われたとき限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかるわらず、新增設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十九項の規定を準用する。

27 指定都市等は、事業所用家屋で中小売高度化事業用施設に係るもの的新築又は増築で当該中小売高度化事業用施設に係る事業を行う商店街振興組合等が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しても、当該新築又は増築が平成九年三月三十一日までに行われたとき限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかるわらず、新增設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第九項の規定を準用する。

附則第三十二条の三第十八項中「第七百一条の三十四第十項」を「第七百一条の三十四第九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十七項中「次条第十項」を「次条第九項」に、「第七百一条

卷之三

七百一条の三十四第九項に改め、同項を同条第三項第一項中「第七百一条の三十四第四項」、同条第六項中「第七百一条の三十四第三項」を「第七百一条の三十四第九項」に改め、同項を同条第三項第二十八号を「第七百一条の三十四第三項第二十五号」に、「第七百一条の三十四第十項」を「第七百一条の三十四第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の三項を加える。

する法律(昭和四十九年法律第五十七号)第四条第一項に規定する製造協同組合等(第二十五項において「製造協同組合等」という。)が作成して同条第一項の規定による認定を受けた振興計画

利用施設で同条第一項に規定する振興事業の用に供するもの（第二十六項において「下請中小企業振興事業用共同利用施設」という。）に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しても、平成九年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、事業に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第九項の規定を準用する。

8 指定都市等は、商店街振興組合その他の政令で定める者（第二十七項において「商店街振興組合等」という。）が中小売商業振興法第四条第一項から第五項までの規定による認定を受けた同条第七項に規定する高度化事業計画に基づき設置する施設のうち当該高度化事業計画に基づく高度化事業又は当該高度化事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの（第二十七項において「中小売高高度化事業用施設」という。）に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては、当該事業が法人の事業である場合には平成九年四月一日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には平成九年分までに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、事業に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第九項の規定を準用する。

附則第三十二条の三の二第一項を削り、同条第一項中「前条第七項」を「前条第十項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前条第八項」を

に限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所面積又は従業者給与総額(第七百一一条の三十九条)
四(事業に係る事業所税に関する部分に限る。)又は前条第三項若しくは第七項の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。)から当該施設に係る事業所面積又は従業者給与総額にそれぞれ二分の一を乗じて得た面積又は金額を控除するものとする。この場合においては、第七百一一条の四十一第八項の規定を準用す

若しくは第一六八項の規定の適用を受けるものと除く。から當該面積の二分の一に相當する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一一条の四十一第一項の規定を準用する。
附則第三十二条の三の二第二十一項を同条第一十二項とし、同項の前に次の一項を加える。
公共用飛行場周辺における航空機騒音による

課税長期譲渡所得金額が四千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の二に相当する金額

る譲渡所得に係る同項の規定の適用について
は、同項第一号中「課税長期譲渡所得金額」と
あるのは「課税長期譲渡所得金額及び次項に規定する前年度分課税長期譲渡所得金額(以下本項において「前年度分課税長期譲渡所得金額」という。)の合計額が」と、同項第一号中「課税長期譲渡所得金額が」とあるのは「課税長期譲渡所得金額(以下本項において「前年度分課税長期譲渡所得金額」とあるのは「四千万円から前年度分課税長期譲渡所得金額(当該前年度分課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合には、四千万円)を控除した金額の百分の二に相当する額」と、同号口中「当該課税長期譲渡所得金額から四千万円」とあるのは「当該課税長期譲渡所得金額の合計額から四千万円(当該前年度分課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合には、当該前年度分課税長期譲渡所得金額)」とする。

第一項第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下本項において同じ。)の規定の適用を受けた者は、次条第七項に規定する場合に該当することにより、第一項の規定の適用を受けた同項に規定する譲渡所得に係る第二項に規定する前年度分課税長期譲渡所得金額が生じ、又は増加することとなる場合には、同条第七項に定める期限内に、自治省令で定めるところにより、その旨を市町村長に申告しなければならない。

百分の三」とあるのは「百分の六」と、第二項に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項第一号中「第三十一条第五項第一号」を「第三十一一条第六項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項第一号に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項第一項として、同条第一項の次に次の二項を加える。

6 第一項(第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下本項において同じ。)の規定の適用を受けた者は、次条第七項に規定する場合に該当することにより、第一項の規定の適用を受けた同項に規定する譲渡所得に係る第二項に規定する前年度分課税長期譲渡所得金額が生じ、又は増加することとなる場合には、同条第七項に定める期限内に、自治省令で定めるところにより、その旨を市町村長に申告しなければならない。

第一項第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下本項において同じ。)の規定の適用を受けた者は、次条第七項に規定する場合に該当することにより、第一項の規定の適用を受けた同項に規定する譲渡所得に係る第二項に規定する前年度分課税長期譲渡所得金額が生じ、又は増加することとなる場合には、同条第七項に定める期限内に、自治省令で定めるところにより、その旨を市町村長に申告しなければならない。

官 報 (号 外)

7 次条第九項の規定は、前項に規定する場合において課されることとなる道府県民税及び市町村民税の所得割について準用する。この場合において、同条第九項第一号中「附則第三十四条の二第七項」とあるのは、「附則第三十四条第六項」と読み替えるものとする。

四条第四項を「附則第三十四条第五項」に改め、「同条第一項」との下に、「同条第一項各号」とあるのは「同条第五項において準用する同条第一項各号」とを加える。

附則第三十五条第一項第一号中「第三十六条各項」と読み替えるものとする。
附則第三十四条の二第一項中「前条の規定の適用については、同条第一項中「百分の三」とあるのは、「百分の一・六」を「課税長期譲渡所得金額に對して課する道府県民税の所得割の額は、前条第一項各号(同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定にかわらず、当該譲渡に係る課税長期譲渡所得金額の百分の一・六に相当する額」に改め、同条第二項中「について」を「同条第四項」に、「第三十一条第五項第一号」を「第三十二条第一項第一号」に改め、同条第四項中「附則第三十四条第三項」を「附則第三十四条第四項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「第三十二条第一項第一号」を「第三十二条第一項第二号」に改める。

第三十一条第二項第一号に記載する
道府県民税の所得割についてに改め、同条第四
項中「第一項中「市長第一項ニニらるるは「市長第二項
第三十二号第三項第一号余

項において準用する同条第一項」を「第一項中「前条第一項」とあるのは「前条第五項において準用する同条第一項に」に、「同条第一項」を「前条第一項各号」に、「同条第四項において準用する同条第一項」を「前条第五項において準用する同条第一項」を「前条第四項において準用する同条第一項」とあるのは「前条第五項において準用する同条第一項各号」に改め、「「百分の三」とあるのは「百分の六」と」を削り、「第二項中「前条第一項」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項」を「第二項中「前条第一項」とあるのは「前条第五項において準用する同条第一項」に改める。

附則第三十八条第十項中「第七百一条の三十四
第十項」を「第七百一条の三十四第九項」に改め、
同条第十一項中「附則第三十二条の三第二十項」を
「附則第三十二条の三第二十八項」に、「附則第三
十二条の三第五項から第十九項まで」を「附則第三
十二条の三第九項から第二十七項まで」に改め
る。

附則第二十九条第一項から第三項までの規定中
「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一
日」に改め、同条第四項中「承認計画の公表の日か
ら平成七年三月三十一日まで」を「平成七年四月一
日から平成九年三月三十一日まで」に、「当該承認
計画」を「承認計画」に改め、「及びその敷地である
土地(当該指定事業者が当該期間内に取得した土
地に限る。)及び「及び土地」を削り、同条第六項

第一項若しくは第五項」とあり、「附則第三十二条の三第一項、第二項、第三項から第三項まで」を「附則第三十二条の三第一項から第三項まで」に改める。

「」を附則第三十四条第四項第三号「」に改め
る部分を除く。」、同項第一号の改正規定並び
に同条第四項の改正規定(「第三十一条第五項
第二号」を「第三十二条第六項第一号」に改め
る部分に限る)並びに附則第六条第四項及び
第五項、第十二条第二項及び第二項、第十三
条第一項、第二項、第四項及び第五項並びに
第十四条の規定 平成八年四月一日

第十四条の規定 平成八年四月一日
二 附則第三十四条第一項の改正規定(「第三項
第三号」を「第四項第三号」に改める部分に限
る。)、同項の次に一項を加える改正規定、同
条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定
(同項を同条第四項とする部分に限る。)、同
条第四項の改正規定(「第二百十四条の二」の規
定」との下に「「百分の一」とあるのは「百分
の五・五」と、「八十万円」とあるのは「二百一

「」を附則第三十四条第一項第三項に改め
る部分を除く。)、同項第一号の改正規定並び
に同条第四項の改正規定(「第三十一条第五項
第二号」を「第三十一条第六項第一号」に改め
る部分に限る。)並びに附則第六条第四項及び
第五項、第十二条第二項及び第三項、第十三
条第一項、第二項、第四項及び第五項並びに
第十四条の規定 平成八年四月一日

一 附則第三十四条第一項の改正規定(「第三項
第三号」を「第四項第三号」に改める部分に限
る。)、同項の次に一項を加える改正規定、同
条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定
(同項を同条第四項とする部分に限る。)、同
条第四項の改正規定(「第三百二十四条の一」の規
定」との下に「「百分の」」あるのは「百分
の五・五」と、「八十万円」とあるのは「一百二

及び第七項中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に、「第

条第四項の改正規定(「第三百一十四条の二」の規定)と「百分の一」とあるのは「百分の五・五」と、「八十万円」とあるのは「一百一十万円」とを加える部分に限る。)、附則第三十二条の二第一項及び第二項の改正規定、同

「十萬円」と「を加える部分を除く。」同条に二項を加える改正規定、附則第三十四条の二第二項の改正規定(「第二項中「前条第一項」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項」に一項」を「第一項中「前条第一項」とあるのは「前条第五項において準用する同条第一項」に改める部分に限る。)附則第三十四条の三第一項の改正規定(「額は」の下に「同条第一項各号の規定にかかわらず」を加える部分を除く。)同条第三項の改正規定(附則第三十四条第四項)を附則第三十四条第五項に改める部分に限る。)附則第三十五条第一項第一号の改正規定(附則第三十四条第三項第三号)を「附則第三十四条第四項第三号」に改める部分に限る。)同条第二項の改正規定及び同条第四項の改正規定(「第二十一條第五項第一号」を「第二十一條第六項第一号」に改める部分を除く。)並びに附則第三十三条第三項の規定定 平成九年四月一日

三 第五十三条第三項及び第二百一十二条の八第三項の改正規定(これらの規定の改正規定中(同条第十六項において準用する場合を含む。)を削る部分を除く。)中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第二号)の施行の日

四 附則第八条第一項及び第二項の改正規定(これらの規定の改正規定中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改める部分を除く。)特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法(平成七年法律第二号)の施行の日

(道府県民税に関する経過措置)
第二条 改正後の地方税法(以下「新法」という。)第二十三条第一項第十四号ホの規定は、平成七年四月一日(以下「施行日」という。)以後に租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第四十一条の九第一項に規定する預入等をする同項に規定する預貯金等について適用する。

(事業税に関する経過措置)
第三条 新法附則第九条第二項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)
第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 前項の規定により不動産取得税の徴収の猶予をする場合における第三項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十二条第二項から第四項までの規定の適用については、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は地方税法の一部を改正する法律(平成七年法律第二号)附則第三十六条第三項から第五項までの規定の例によつてその徴収を猶予するものとする。」

6 前二項の規定は、地方税法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第七号)附則第四条第六項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十二条第七号)附則第四条第二項又は地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成三年法律第七号)附則第四条第二項の規定の適用を受けている者について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 第五条 旧法附則第十二条の三第一項に規定する電気を動力源とする自動車又は専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車に対して課する平成六年度分の自動車税並びに施行日前に取得された同項に規定するメタノール自動車に対して課する同年度分及び平成七年度分の自動車税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)
第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規

定中固定資産税に関する部分は、平成七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成六年一月二日前に取得された旧法第三百四十八条第二項第十五号に規定する流棧路の用に供する償却資産に対して課する固定資産税について

については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十九条の三第二十五項の規定は、平成六年一月二日以後に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成六年一月一日までに取得された旧法第三百四十九条の三第二十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税について

は、なお従前の例による。

4 新法第三百四十九条の三第二十七項及び第三十項から第三十三項までの規定は、これらの規定に規定する固定資産(平成七年一月一日までに取得された家屋及び償却資産を除く)に対して課する平成八年度以後の年度分の固定資産税について

は、なお従前の例による。

5 旧法第三百四十九条の三第二十七項及び第三十項から第三十三項までの規定は、平成七年一月一日までに取得されたこれらの規定に規定する固定資産のうち土地に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

6 昭和六十四年一月一日から平成六年一月一日までの間に設置された旧法附則第十五条第二十項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成二年一月一日から平成六年一月一日までの間に新築された旧法附則第十六条第五項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 旧法附則第三十九条第一項に規定する承認計画の公表の日から平成七年三月三十一日までの間に同項に規定する指定事業者の事業の用に供された同項第四項に規定する家屋及び土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第七条 平成七年度分の固定資産税に限り、新法附則第十八条第一項、第十九条第一項又は第九条の四の規定の適用を受ける土地(新法附則第十七条の二第三項の規定の適用を受けるものに限る)に対して課する固定資産税について

は、市町村長は、新法附則第二十八条第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比準課税標準額並びに同条第二項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額について、これら

の額を当該土地の所有者に通知することにより規定する固定資産税のうち土地に対して課する平成七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

新法第四百五十五条の規定による固定資産課税台帳の範囲に代えることができる。この場合において、当該土地の新法附則第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百五十五条第一項及び新法第四百三十二条第一項の規定の適用については、新法附則第二十二条第一項

第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百五十七条第一項中「第四百五十五条第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等(附則第二十一条第一項の比準課税標準額を含む。以下本項において同じ。)の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「地方税法の一

部を改正する法律(平成七年法律第二号)附則第七条の規定による附則第二十八条第一項の比準課税標準額の通知をした日以後において当該通知に係る同項の比準課税標準額」と、「価格若しくは同項の比準課税標準額」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、「価格等を」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、新法第四百三十二条第一項中「第四百五十五条第一項(第四百三十九条第三項の場合を含む。)の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間ににおいて、又は第四百七十七条第一項」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律(平成七年法律第二号)附則第七条の規定による附則第二十八条第一項の比準課税標準額の通知を受けた日又は同法附則第七条の規定により読み替えて適用される第四百三十二条第一項」とする。

(自動車取得税に関する経過措置)

第十一条 新法附則第三十二条第三項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

3 旧法第五百八十六条第二項第十一号の二の規定は、同号に規定する土地に係る平成八年度分までの土地に対して課する特別土地保有税及び

平成八年五月二十九日までにされる同号に規定する土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なおその効力を有する。

4 次項に定めるものを除き、新法の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税について、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第十一条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業に係る事業所税(新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項及び第四項において同じ。)に

関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成七年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く)

で課する特別土地保有税について適用し、平成六年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 次項に定めるものを除き、新法の規定中土地

く。)に對して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成七年分の個人の事業及び平成七年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに對して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中新增設に係る事業所税(新法第七百一条の三十二項に規定する新增設に係る事業所税をいう。以下この項、次項及び第五項において同じ。)に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋(新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項、次項及び第五項において同じ。)の新築又は増築に対して課すべき新增設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

3 旧法附則第三十二条の三第五項に規定する政令で定める期間を経過する日までに行われる同項に規定する施設に係る事業所用家屋の新築又は増築に対して課すべき新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

4 旧法附則第三十二条の三の二第一項に規定する事業のうち、同項に規定する政令で定める期間を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までの組合等の事業に対して課すべき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

5 施行日から平成八年五月一十九日までの間に行われる旧法第三十二条の三の二第十七項に規定する事業所用家屋の新築又は増築に対して課する。

く。)に對して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成七年分の個人の事業及び平成七年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに對して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中新增設に係る事業所税(新法第七百一条の三十二項に規定する新增設に係る事業所税をいう。以下この項、次項及び第五項において同じ。)に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋(新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項、次項及び第五項において同じ。)の新築又は増築に対して課すべき新增設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第十二条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成七年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成六年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 次項に定めるものを除き、新法第七百二条第二項の規定(新法第三百四十九条の三第二十七項及び第三十項から第三十三項までの規定に関する部分に限る。)は、平成八年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成七年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 附則第六条第五項の規定によりなお効力を有することとされる旧法第三百四十九条の三第二十七項及び第三十項から第三十三項までの規定の適用を受ける家屋に対して課する平成八年度以後の年度分の都市計画税については、新法第七百二条第二項中「三百四十九条の三第九項から第十一項まで、第十六項、第十七項から第三十三項まで又は第三十六項の規定の適用を受ける土地又は家屋」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律(平成七年法律第一号)」附則第十七条の規定によりなお効力を有することとされる改正前の租税特別措置法第三十八条第一項に規定する資産の譲渡がある場合における新法附則第三十四条第一項の規定の適用については、同項中「第三十六条第一項」とあるのは「第三十六条第一項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第一号)」附則第十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第三十八条第一項若しくは第二項」と、「又は同法」とあるのは「又は租税特別措置法」とする。

(長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例等に関する経過措置)

第十三条 次項に定めるものを除き、新法附則第三十四条第一項の規定は、所得割の納稅義務者が平成七年一月一日以後に行う租税特別措置法(第三項及び第五項において「改正後の租税特別措置法」という。)第三十一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、所得割の納稅義務者が同日に行つた租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第一号)による改正前の租税特別措置法(次項及び次条において「改正前の租税特別措置法」という。)第三十一項第一項の租税特別措置法(平成七年法律第一号)による改正前の租税特別措置法(次項及び次条において「改正前の租税特別措置法」という。)第三十一項第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第一号)附則第十七条の規定によりなお効力を有することとされる改正前の租税特別措置法第三十八条第一項に規定する資産の譲渡がある場合における新法附則第三十四条第一項の規定の適用については、同項中「同条第五項」とあるのは「前条第四項」とする。

3 平成七年一月一日から同年十二月三十一日までの間に行う改正後の租税特別措置法第三十二条第一項各号(同条第二項に規定により読み替えて適用される場合を含む。)とあるのは「前条第一項各号」と、同条第四項中「前条第五項」とあるのは「前条第四項」とする。

4 平成七年一月一日から同年十二月三十一日までの間に行う改正後の租税特別措置法第三十二条第一項に規定する居住用財産に該当するものの譲渡に係る新法附則第三十四条の三第三項の規定の適用については、同項中「同条第五項」とあるのは、「同条第四項」とする。

(短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例に関する経過措置)

第十四条 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第一号)附則第十七条の規定によりなお効力を有することとされる改正前の租税特別措置法第三十八条第一項に規定する資産の譲渡がある場合における新法附則第三十五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「又は第三十六条第一項」とあるのは「若しくは第三十六条第一項又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第一号)附則第三十四条第一項の規定は、所得割

第十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第三十八条第一項若しくは第二項」と、「同法」とあります。

(山林を現物出資した場合の所得割の納期限の特例に関する経過措置)

第十五条 租税特別措置法の一部を改正する法律

(平成七年法律第号)による改正前の租税

特別措置法第四十一条の六第一項に規定する山

林所得を有する場合における平成七年度分まで

個人の市町村民税の所得割の納期限について

は、旧法附則第三十五条の三の規定は、なおそ

の効力を有する。この場合において、同條第一

國會參議院議事日記

あるのは「租税特別措置法の一項を改正する法

（平成二年法律第
号）による改正前の組

銅川原生生活街第一期工程

種別別指置注(以下本条において「改正前の種別」
等と記す)を二二六種に改め、第四一二条の二第一項、

特別措置法」といふ。」(第四十一条の六第一項)

と同一法第四十一条のハ第一項とあるのは「(三)前項の出先手取料金額未満日一二月の六第一

改正前の租税特別措置法第四十一条の六第一

項」と同條第二項中租稅特別措置法第四十

条の八第一項」とあるのは、改正前の租税特別

措置法第四十一条の六第一項」と、同条第三項

中「租税特別措置法」とあるのは「改正前の租税

特別措置法」と、「第四十一条の八第五項(一)とあ

るのと「第四十一条の六第五項」と、「第四十

条の八第一項」とあるのは「第四十一条の六第一

項」と、「第四十一条の八第五項第一号」とある

卷之三

四附則第十九條の二項

「前項」とあり、
第十八條第一項
及び
第一則

前項の前年度分」とあるのは、地方税法等の一部を改正する法律(平成四年)によつて本項において「平成五年改正正法」という。附則第九条第三項において読み替えて適用される附則第十九条の第四項の「前年度分」

のは「第四十一条の六第五項第一号」と、同条第五項中「租税特別措置法第四十二条の八第七項」とあるのは「改正前の租税特別措置法第四十二条の六第七項」とする。

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 地方税法等の一部を改正する法律(平成五年法律第四号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第三項の表以外の部分中「新法」を「地方税法の一部を改正する法律(平成七年法律第三号)による改正後的地方税法」に改め、同項の表附則第十七条の二第一項の項中、「第三十八条第五項」を「又は第三十八条第五項」に、「附則第三十八条第五項」を「又は附則第三十八条第五項」に改め、同表附則第十九条の三第二項の項を次のように改める。

市街化区域農地「市街化区域農地」と、「前項の規定」とあるのは「平成五年改正法附則第十九条第三項において読み替えて適用される附則第十九条の四第一項の規定」	市街化区域農地調整固定資産税額」	市街化区域農地調整固定資産税額」と、「地方税法の一部を改正前の地方税法(以下本号において「平成七年改正前の地方税法」という。)とあるのは「地方税法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)による改正法附則第九条第三項において読み替えて適用される平成七年改正法による改正前の地方税法(以下本号において「平成七年改正前の地方税法」という。)と、「平成七年改正前の地方税法附則第十八条第一項」とあるのは「平成七年改正法による改正前の平成五年改正法附則第九条第三項において読み替えて適用される平成七年改正前の地方税法附則第十九条の四第一項」と、「平成七年改正法による改正前の平成五年改正法附則第九条第三項において読み替えて適用される平成七年改正前の地方税法」
附則第九条第三項の表附則第十九条の四第三項の項中「附則第十九条の四第三項」を「附則第十九条の四第四項」に改め、同表附則第二十七条の二第一項の項を次のように改める。		

附則第九条第三項の表附則第二十七条の一第三項の項中「附則第二十七条の二第三項」を「附則第二十七条の二第四項」に改め、同表附則第二十九条の六第一項の項中「附則第二十九条の六第一項」を「附則第二十九条の六第二項の項中「附則第二十九条の六第一項」に改め、同表附則第二十九条の六第二項」を「附則第二十九条の六第二項」に改める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 前条の規定による改正後的地方税法等の一部を改正する法律附則第九条第三項の規定は、平成七年度分及び平成八年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、平成六年度分の固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

理由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、固定資産税及び都市計画税について臨時的な課税標準の特例措置を設けるとともに、長期譲渡所得に係る個人住民税の税率の見直し並びに住宅及び住宅用土地に係る不動産取得税の税率等の特例措置の適用期限の延長を行うほか、非課税等特別措置の整理合理化等所要の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 道府県民税及び市町村民税

(一) 特定株式投資信託に係る収益の分配を、証券投資信託の収益の分配から除き、総所得金額に算入するとともに、配当控除の適用対象とすること。

(二) 縱賃金付預貯金等の縱賃金等について、道府県民税利子割の課税対象とすること。

(三) 土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次のとおり改めること。

(1) 税率を次のとおり改正すること(平成八年度から実施)。

改 正 案		現 行	
市町村民税	道府県民税	道府県民税	市町村民税
六%	五・五%	二%	三%(一律)
市町村民税	道府県民税	道府県民税	市町村民税
三%	二%	一%	六%(一律)
特別控除後の譲渡益四千万円以下	特別控除後の譲渡益四千万円以下	特別控除後の譲渡益四千万円以下	特別控除後の譲渡益四千万円以下
特別控除後の譲渡益四千万円以下	特別控除後の譲渡益四千万円以下	特別控除後の譲渡益四千万円以下	特別控除後の譲渡益四千万円以下

の法律案を提出する理由である。

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るために、固定資産税及び都市計画税について臨時的な課税標準の特例措置を設けるとともに、長期譲渡所得に係る税額をその年の長期譲渡所得の金額をその年の長期譲渡所得に加算して右記の税率により税額計算を行い、その算出税額から前年の長期譲渡所得金額に係る税額を控除した残額をその年の長期譲渡所得金額に係る税額とする特例を設けること。

2 事業税

生命保険事業を行う法人が厚生年金基金等と締結する保険の契約に基づく収入保険料に係る非課税措置を廃止し、当該法人の当該収入保険料に係る収入金額は、平成七年四月一日から平成十二年三月三十日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、当該収入保険料に百分の二を乗じて得た金額とする特例措置を講じること。

3 不動産取得税

住宅及び住宅用土地の取得に係る税率の特例措置等の適用期限を平成十年六月三十日まで延長すること。

4 固定資産税及び都市計画税

急激な地価の下落傾向にかんがみ固定資産税及び都市計画税の負担についての調整を行っため、平成七年度及び平成八年度に限り、評価の上昇割合の高い宅地評価土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を次のとおり講じること。

(1) 特例適用前上昇率が二・四を超えること。

(2) 特例適用前上昇率が四・八を超えること。

(2) 平成八年一月一日以後に土地等の譲渡をする者が、その前に土地等に係る长期譲渡所得を有する場合には、当該長期譲渡所得の金額をその年の長期譲渡所得に加算して右記の税率により税額計算を行い、その算出税額から前年の長期譲渡所得金額に係る税額を控除した残額をその年の長期譲渡所得金額に係る税額とする特例を設けること。

(3) 特例適用前上昇率が六を超える宅地評価土地については、課税標準をその価格の二分の一の額とすること。

5 自動車取得税

電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車の取得に係る税率の特例措置について、現行税率から控除する率を百分の二・二(現行百分の二)としたうえ、その対象となる自動車の取得期限を平成九年三月三十一日までとすること。

6 非課税等特別措置の整理合理化等

特定商業集積を構成する商業施設の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置等を廃止するとともに、住宅・都市整備公团がその業務の用に供する家屋及び償却資産で一定の教養施設に該当するものに係る固定資産の課税標準の特例措置等について縮減合理化を行うほか、不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、事業所税等の非課税措置等の適用期限を延長するなど、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこと。

7 その他

(一) この改正は、平成七年四月一日から施行すること。ただし、(一)の(二)のうち配当控除の適用対象の部分及び(二)の(二)の改正は平成八年四月一日から、(一)の(二)の(2)の改正は平成九年四月一日から施行すること。

(二) なお、以上の地方税制の改正等により、平成七年度において八十一億円(平年度百九十一億円)の増収が見込まれる。

二 議案の可決理由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、固定資産税及び都市計画税について臨時的な課税標準の特例措置を設けるとともに、長期譲渡所得に係る個人住民税の税率の見直し並びに住宅及び住宅用土地に係る不動産取得税の税率等の特例措置の適用期限の延長を行うほか、非課税等特別措置の整理合理化等所要の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと譲決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報する。

平成七年三月十日

衆議院議長 土井たか子殿

〔別紙〕

地方税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続く厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左の点についてその実現に努めるべきである。

一 今回の平成七年度分及び平成八年度分の固定資産税及び都市計画税に係る臨時の課税標準額の特例措置について、納税者に十分周知徹底を図ること。

二 固定資産税は、わが国の土地保有課税の根幹であり、自主財源としての市町村税の基幹税目であることを踏まえて制度の整備充実を図ることを基本とすること。また、平成九年度の土地の評価替えに当たっては、引き続き評価の均衡化・適正化を推進するとともに、最近における

地価の変動をより的確に評価額に反映させるよう努めること。なお、土地の評価替えに伴う納税者の負担にも配慮しつつ適切な税負担の調整措置を講じること。

三 地方分権の推進等を図るため、地方税は地方国と地方の役割分担に応じた税源配分の見直しを行うとともに、地方団体がその役割の増大に的確に対処し、地域の実情に即した自主的・主体的な行政運営が行えるよう、地方税源の拡充・強化に引き続き格段の努力を行うこと。

四 税負担の公平を確保するため、非課税等特別措置については引き続き見直しを行い、一層の整理・合理化等を推進すること。

五 阪神・淡路大震災の被害の甚大性・広域性に対する機動的な対応等という観点から、地方税制上の配慮についても早急な対応を検討すること。

右決議する。

右報する。

平成七年三月十日

内閣総理大臣 村山 審市

地方交付税法等の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成七年二月十日

（地方交付税法の一部改正）

第一条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同表道府県の項中

「十 臨時財政特例債償還費」
臨時財政特例対策のため昭和六十二年度から平成六年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
十一 財源

十二 減税

政特別債償還費

臨時財政特例対策のため昭和六十二年度から平成六年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
十二 減税

対策債償還費

平成六年度の財源対策のため同年度において発行を許可された地方債の額
個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度の減収を補てんするため同年度における特別に起こればことができる」とされた地方債の額
十二 減税

補てん債償還費

平成六年度の各年度において特別に発行を許可された地方債の額
個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度の減収を補てんするため同年度における特別に起こればができる」とされた地方債の額
十二 減税

号中「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同表市町村の項中

十一 費

臨時財政特例債償還費

五年度地

政特別債のため昭和六十三年度から平成六年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
十二 費

臨時財政特例債償還費

五年度地

十三 減税補てん債償還費

五年度地

号中「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同表市町村の項中

十一 費

臨時財政特例債償還費

五年度地

ため昭和六十三年度から平成六年度において特別に発行を許可された地方債の額
十二 費

臨時財政特例債償還費

五年度地

十三 減税補てん債償還費

五年度地

ため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
十二 費

臨時財政特例債償還費

五年度地

十四 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
十五 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
十六 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
十七 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
十八 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
十九 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
二十 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
二十一 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
二十二 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
二十三 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
二十四 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
二十五 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
二十六 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
二十七 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
二十八 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
二十九 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
三十 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
三十一 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
三十二 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
三十三 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
三十四 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
三十五 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
三十六 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
三十七 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
三十八 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
三十九 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
四十 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
四十一 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
四十二 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
四十三 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
四十四 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
四十五 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
四十六 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
四十七 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
四十八 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
四十九 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
五十 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
五十一 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
五十二 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
五十三 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
五十四 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
五十五 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
五十六 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
五十七 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
五十八 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
五十九 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
六十 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
六十一 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
六十二 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
六十三 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
六十四 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
六十五 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
六十六 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
六十七 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
六十八 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
六十九 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
七十 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
七十一 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
七十二 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
七十三 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
七十四 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
七十五 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
七十六 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
七十七 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
七十八 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
七十九 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
八十 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
八十一 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
八十二 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
八十三 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
八十四 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
八十五 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
八十六 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
八十七 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
八十八 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
八十九 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
九十 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
九十一 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
九十二 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
九十三 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
九十四 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
九十五 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
九十六 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
九十七 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
九十八 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
九十九 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
一百 平成六年度の財源対策のため昭和六十三年度において特別に発行を許可された地方債の額
一千円

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同表道府県の項中 十 隨時財政特例債 債還費	六号)第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特別の適用期間の終了によることとされた地方の債の額
十一 隨時財政特例債 債還費	六千三百二十五億円
十二 隨時財政特例債 債還費	五千六百三十億円
十三 隨時財政特例債 債還費	五千七百十億円
十四 隨時財政特例債 債還費	五千八百一億円
十五 隨時財政特例債 債還費	六千九百九十三億四千万円
十六 隨時財政特例債 債還費	七千二百六十二億円
十七 隨時財政特例債 債還費	七千三百八十八億円
十八 隨時財政特例債 債還費	七千五百二十五億円
十九 隨時財政特例債 債還費	七千六百七十一億円
二十 隨時財政特例債 債還費	七千八百四十八億円
二十一 隨時財政特例債 債還費	一千二十九億円
二十二 隨時財政特例債 債還費	一千二百三十一億円
二十三 隨時財政特例債 債還費	一千四百五十三億円
二十四 隨時財政特例債 債還費	一千四百九億円

年 度	金 額	附則第六条の次に次の二条を加える。 (農山漁村地域活性化対策費の基準財政需要額への算入)	
		第六条の二 平成七年度から平成十二年度までの各年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十二条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によって算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。	第六条の二 平成七年度から平成十二年度までの各年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十二条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によって算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。
測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	測定単位	測定単位の数値の算定の基礎
農業、林業及び漁業の従業者数	最近の国勢調査の結果による当該地方団体の農業、林業及び漁業の従業者数(自治省令で定めるものを除く。)	人	表示単位

平成七年三月十四日 衆議院会議録第十五号 地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

附則第四条の見出し中「平成六年度」を「平成七年度」に改め、同条第一項各号別記以外の部分中「平成六年度」を「平成七年度」に、「一千六百六十億円」を「千八百十億円」に改め、同項第一号中「平成六年度」にあつては、「七兆四千三百二十五億六千八十二万九千円」を「平成七年度」にあつては、「十兆七百二十四億六千八十二万九千円」に改め、同項第三号中「平成六年度」にあつては、「平成五年度における借入金の額三兆七千九百五十六億二千八十二万九千円」を「平成七年度」にあつては、「平成六年度における借入金の額七兆四千三百二十五億六千八十二万九千円」に改め、同項第四号中「平成六年度」にあつては、「一千三百三十七億円」を「平成七年度」にあつては、「四千三十三億円」に改め、同条第二項中「平成七年度から平成二十一年度まで」を「平成八年度から平成二十一年度まで」に、「第一項」を「前項」に改め、同項の表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

道府県		経費の種類		測定単位	単位 費用
地種類	地方団体	一 警察費	二 土木費		
5 費	(2) その他の教育	1 道路橋りょう	1 道路の面積	一人につき	九、九四一、〇〇〇円
5 費	(2) 投資的経費	2 河川費	道路の延長	千平方メートルにつき	一三八、〇〇〇
5 費	(1) 校費	3 港湾費	河川の延長	一キロメートルにつき	七、一一九、〇〇〇
5 費	(2) 特殊教育諸学	4 その他の土木	港湾(漁港を含む)における施設の延長	一キロメートルにつき	一二〇、〇〇〇
5 費	(1) 経常経費	5 教育費	郭施設の延長外	一キロメートルにつき	八二五、〇〇〇
5 費	(2) 投資的経費	1 小学校費	港湾(漁港を含む)における施設の延長	一メートルにつき	三五、一〇〇
5 費	(1) 経常経費	2 中学校費	郭施設の延長外	一メートルにつき	八、九〇〇
5 費	(2) 投資的経費	3 高等学校費	港湾(漁港を含む)における施設の延長	一メートルにつき	六、五五〇
5 費	(1) 経常経費	4 校費	郭施設の延長外	一メートルにつき	一、一二〇〇
5 費	(2) その他の教育	5 教職員数	郭施設の延長外	一人につき	二、八八〇
5 費	(1) 経常経費	6 児童及び生徒の学級数	郭施設の延長外	一人につき	四、八五四、〇〇〇
5 費	(2) 投資的経費	7 生徒数	郭施設の延長外	一人につき	四、八七九、〇〇〇
5 費	(1) 経常経費	8 教職員数	郭施設の延長外	一人につき	五、一八三、〇〇〇
5 費	(2) 投資的経費	9 教職員数	郭施設の延長外	一人につき	六二、一六〇〇
5 費	(1) 経常経費	10 生徒数	郭施設の延長外	一人につき	五三、一〇〇
5 費	(2) 投資的経費	11 教職員数	郭施設の延長外	一人につき	一、〇六九、〇〇〇
5 費	(1) 経常経費	12 生徒数	郭施設の延長外	一人につき	一、三七八、〇〇〇
5 費	(2) その他の教育	13 教職員数	郭施設の延長外	一人につき	四、四四〇
四 厚生労働費					
5 費	(1) 社会福祉費	1 農業行政費	5 労働費	人口	人口
5 費	(2) 高齢者保健福	2 生活保護費	4 高齢者保健福	人口	人口
5 費	(1) 投資的経費	3 衛生費	3 衛生費	人口	人口
5 費	(2) 経常経費	4 農業行政費	4 農業行政費	人口	人口
5 費	(1) 投資的経費	5 農業行政費	5 農業行政費	人口	人口
5 費	(2) 経常経費	6 林野行政費	6 林野行政費	人口	人口
5 費	(1) 投資的経費	7 水産行政費	7 水産行政費	人口	人口
5 費	(2) 経常経費	8 企画振興費	8 企画振興費	人口	人口
5 費	(1) 投資的経費	9 商工行政費	9 商工行政費	人口	人口
5 費	(2) 経常経費	10 その他の行政費	10 その他の行政費	人口	人口
5 費	(1) 投資的経費	11 恩給費	11 恩給費	人口	人口
5 費	(2) 経常経費	12 徵稅費	12 徵稅費	人口	人口
5 費	(1) その他の諸費	13 災害復旧費	13 災害復旧費	人口	人口
五 産業経済費					
5 費	(1) 投資的経費	1 農業行政費	5 農業行政費	農家数	農家数
5 費	(2) 経常経費	2 生活保護費	4 高齢者保健福	耕地の面積	耕地の面積
5 費	(1) 投資的経費	3 衛生費	3 衛生費	林野の面積	林野の面積
5 費	(2) 経常経費	4 農業行政費	4 農業行政費	水産業者数	水産業者数
5 費	(1) 投資的経費	5 農業行政費	5 農業行政費	林野の面積	林野の面積
5 費	(2) 経常経費	6 林野行政費	6 林野行政費	水産業者数	水産業者数
5 費	(1) 投資的経費	7 水産行政費	7 水産行政費	林野の面積	林野の面積
5 費	(2) 経常経費	8 企画振興費	8 企画振興費	水産業者数	水産業者数
5 費	(1) 投資的経費	9 商工行政費	9 商工行政費	林野の面積	林野の面積
5 費	(2) 経常経費	10 その他の行政費	10 その他の行政費	水産業者数	水産業者数
5 費	(1) 投資的経費	11 恩給費	11 恩給費	人口	人口
5 費	(2) 経常経費	12 徵稅費	12 徵稅費	人口	人口
5 費	(1) その他の諸費	13 災害復旧費	13 災害復旧費	人口	人口
六 町村部人口					
5 費	(1) 投資的経費	1 農業行政費	5 農業行政費	失業者数	失業者数
5 費	(2) 経常経費	2 生活保護費	4 高齢者保健福	高齢者人口	高齢者人口
5 費	(1) 投資的経費	3 衛生費	3 衛生費	人口	人口
5 費	(2) 経常経費	4 農業行政費	4 農業行政費	人口	人口
5 費	(1) 投資的経費	5 農業行政費	5 農業行政費	人口	人口
5 費	(2) 経常経費	6 林野行政費	6 林野行政費	人口	人口
5 費	(1) 投資的経費	7 水産行政費	7 水産行政費	人口	人口
5 費	(2) 経常経費	8 企画振興費	8 企画振興費	人口	人口
5 費	(1) 投資的経費	9 商工行政費	9 商工行政費	人口	人口
5 費	(2) 経常経費	10 その他の行政費	10 その他の行政費	人口	人口
5 費	(1) 投資的経費	11 恩給費	11 恩給費	人口	人口
5 費	(2) 経常経費	12 徵稅費	12 徵稅費	人口	人口
5 費	(1) その他の諸費	13 災害復旧費	13 災害復旧費	人口	人口
七 災害復旧費					
5 費	(1) 投資的経費	1 農業行政費	5 農業行政費	面積	面積
5 費	(2) 経常経費	2 生活保護費	4 高齢者保健福	世帯数	世帯数
5 費	(1) その他の諸費	3 衛生費	3 衛生費	恩給受給権者数	恩給受給権者数
5 費	(2) 投資的経費	4 農業行政費	4 農業行政費	人口	人口
5 費	(1) 投資的経費	5 農業行政費	5 農業行政費	人口	人口
5 費	(2) 経常経費	6 林野行政費	6 林野行政費	人口	人口
5 費	(1) 投資的経費	7 水産行政費	7 水産行政費	人口	人口
5 費	(2) 経常経費	8 企画振興費	8 企画振興費	人口	人口
5 費	(1) 投資的経費	9 商工行政費	9 商工行政費	人口	人口
5 費	(2) 経常経費	10 その他の行政費	10 その他の行政費	人口	人口
5 費	(1) 投資的経費	11 恩給費	11 恩給費	人口	人口
5 費	(2) 経常経費	12 徵稅費	12 徵稅費	人口	人口
5 費	(1) その他の諸費	13 災害復旧費	13 災害復旧費	人口	人口

官 報 (号 外)

		四、五〇〇		五、二五〇		五、二五〇		一につき		市部人口	
		四、五〇〇		五四〇		五四〇		一につき		一につき	
		三、三五〇		三、三五〇		一につき		一につき		一につき	
		人口	面積	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口
(2)	投資的経費	一につき	一につき	一につき	一につき	一戸につき	一戸につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
一	厚生労働費	八〇、三〇〇	八〇、三〇〇	六、九四〇	七五五	五、一〇〇	五、一〇〇	一、三〇八、〇〇〇	一、三〇八、〇〇〇	一、三〇八、〇〇〇	一、三〇八、〇〇〇
2	社会福祉費	三、四〇〇	三、四〇〇	一、〇三〇	一、〇三〇	四四、〇〇〇	四四、〇〇〇	一一、〇一、〇〇〇	一一、〇一、〇〇〇	一一、〇一、〇〇〇	一一、〇一、〇〇〇
3	保健衛生費	三、三五〇	三、三五〇	一一、五〇〇	一一、五〇〇	四、八五〇	四、八五〇	一一、五〇〇	一一、五〇〇	一一、五〇〇	一一、五〇〇
4	高齢者保健福 祉費	二	一	一につき	一につき	一につき	一につき	一につき	一につき	一につき	一につき
5	経常経費	一	一	農業行政費	農家数	林業、農家数	林業、農家数	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき
6	投資的経費	一	一	投資的経費	農業経費	農業、水産業及 び鉱業の従業者	農業、水産業及 び鉱業の従業者	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき
7	清掃費	一	一	労働費	経常経費	経常経費	経常経費	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき
8	経常経費	一	一	農業経費	農業経費	農業、水産業及 び鉱業の従業者	農業、水産業及 び鉱業の従業者	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき
9	投資的経費	一	一	投資的経費	投資的経費	投資的経費	投資的経費	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき
10	経常経費	一	一	経常経費	経常経費	経常経費	経常経費	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき
11	経常経費	一	一	経常経費	経常経費	経常経費	経常経費	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき
12	投資的経費	一	一	投資的絏費	投資的絏費	投資的絏費	投資的絏費	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき
13	その他の行政費	一	一	その他の行政費	その他の行政費	その他の行政費	その他の行政費	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき
14	経常経費	一	一	経常経費	経常経費	経常経費	経常経費	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき
15	投資的絏費	一	一	投資的絏費	投資的絏費	投資的絏費	投資的絏費	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき
16	その他の行政費	一	一	その他の行政費	その他の行政費	その他の行政費	その他の行政費	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき
17	経常経費	一	一	経常経費	経常経費	経常経費	経常経費	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき
18	投資的絏費	一	一	投資的絏費	投資的絏費	投資的絏費	投資的絏費	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき
19	その他の諸費	一	一	その他の諸費	その他の諸費	その他の諸費	その他の諸費	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき
20	台帳費	一	一	戸籍住民基本 台帳費	戸籍住民基本 台帳費	戸籍住民基本 台帳費	戸籍住民基本 台帳費	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数
21	経常経費	一	一	経常経費	経常経費	経常経費	経常経費	人口	人口	人口	人口

官 報 (号外)

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表以外の部分中、「平成六年度」を「平成七年度」に、「七兆四千三百二十五億六千八十二万九千円」を「十兆七千七百二十四億六千八十二万九千円」に、「平成六年度分の借入金限度額」を「平成七年度分の借入金限度額」に、「平成七年度」を「平成八年度」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 除 額
平成八年度	四千二百六十五億円
平成九年度	四千七百六億円
平成十年度	五千百三十三億円
平成十一年度	五千六百八億円
平成十二年度	七千六百八十六億三千八百萬円
平成十三年度	九千六百五十九億八千二百八十二万九千円
平成十四年度	三千六百五十七億円
平成十五年度	四千二十二億円
平成十六年度	四千四百六十七億円
平成十七年度	四千九百十五億円
平成十八年度	五千三百九十九億円
平成十九年度	五千九百三十六億円
平成二十年度	六千五百一十三億円
平成二十一年度	七千六十五億六千万円
平成二十二年度	三千八百三十七億六千万円
平成二十三年度	百十九億円
平成二十四年度	百二十六億円
平成二十五年度	百三十億円
平成二十六年度	一千二百五十二億円
平成二十七年度	一千三百九億円
平成二十八年度	一千三百六十七億円
平成二十九年度	一千四百二十九億円
平成三十年度	一千四百九十三億円
平成三十一年度	一千五百六十億円
平成三十二年度	一千六百三十三億円
平成三十三年度	一千七百三億円
平成三十四年度	一千七百八十一億円
平成三十五年度	一千八百六十四億円
平成三十六年度	一千九百九十三億円

(地方財政法の一部改正)

第三条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の二中「平成七年度」を「平成十七年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成七年度分の地方交付税から適用する。

一 地方税法等の一部を改正する法律(平成六年法律第百十一号。第三号において「地方税

附則第六条中「平成六年度」を「平成七年度」に改める。

附則第七条中「平成六年度」を「平成七年度」に、「千七百六十億円」を「千八百十億円」に、「平成七年度から平成二十一年度まで」を「平成八年度から平成二十一年度まで」に改め、同条の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成八年度	四千百三十八億円
平成九年度	五千六百三十億円
平成十年度	五千七百十億円
平成十一年度	五千八百一億円
平成十二年度	六千三百二十五億円
平成十三年度	六千九百九十三億四千万円
平成十四年度	一千二百六十二億円
平成十五年度	一千五百二十五億円
平成十六年度	一千六百七十一億円
平成十七年度	一千八百四十八億円
平成十八年度	二千一十九億円
平成十九年度	二千二百三十一億円
平成二十年度	二千四百五十三億円
平成二十一年度	二千四百九億円

(平成七年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第三条 平成七年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によって算定した額に、次に掲げる額の合算額の道府県にあつては百分の八十の額、市町村にあつては百分の七十五の額を加算した額とする。

法等改正法」という。第一条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成七年度の減収見込額

十六号)第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による平成六年度における消費税の収入の減少に伴う道府県又は市町村に対する譲与される消費譲与税の額の減少

による平成七年度の減収見込額
二 税特別措置法(昭和三十二年法律第二百二十六号)第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による平成六年度における消費税の収入の減少に伴う道府県又は市町村に対する譲与される消費譲与税の額の減少

による平成七年度の減収見込額
三 地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成七年度の減収見込額

2

前項各号に掲げる額の合算額(以下この項において「減収見込額」という。)は、次の表の上欄に掲げる地方公共団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によって、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

市町村	道府県	地方法公共団体の種類	収入の項目		減収見込額の算定の基礎
			一 道府県民税の所得割	二 消費譲与税	
		前年度の消費譲与税の譲与額	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額	前年度の消費譲与税の譲与額
		前年度の消費譲与税の譲与額	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額	前年度の消費譲与税の譲与額

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置)
第四条 第二条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成七年度分の予算から適用する。

理由

地方財政の状況等にかんがみ、平成七年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正

するほか、公営企業金融公庫納付金制度を延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、平成七年度分の地方交付税の総額の確保等のため、同年度分の地方交付税の総額についての特例、基準財政需要額の算定方法の改正等の措置を講ずるとともに、公営企業金融公庫納付金制度を延長するため、平成七年度から平

庫納付金制度を延長する等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 地方交付税法及び交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正

(1) 地方交付税の総額の特例

(1) 平成七年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、千八百十億円及び交付税及び譲与税配付金特別会計借入金三兆三千三百九十九億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額四千三十三億円を控除した額とすること。

(2) 平成十三年度から平成二十二年度までの地方交付税の総額について、九千五百八十二億円を加算すること。

(2) 基準財政需要額の算定方法の改正
(1) 自主的、主体的な地域づくりの推進等の地域振興に要する経費の財源を措置すること。

(3) 高齢者の保健及び福祉の増進、生活保護基準の引上げ等福祉施策に要する経費の財源を措置すること。

(4) 教職員定数の改善、義務教育施設の整備、私学助成の充実、生涯学習の推進等の教育施策に要する経費の財源を措置すること。

(5) 農山村地域の活性化に要する経費のこと。

(6) 自然環境の保全、廃棄物の減量化等快適な環境づくりに要する経費の財源を措置すること。

(7) 地域社会における国際化及び情報化へ

の対応並びに文化・スポーツの振興に要する経費の財源を措置すること。

(8) 消防救急業務の充実等に要する経費の財源を措置すること。

(9) 国民健康保険財政について、その安定化のための措置等に要する経費の財源を措置すること。

(10) 平成六年度の財源対策のため発行を許可された地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入するため、「財源対策債償還費」を設けること。

(11) 個人住民税の特別減税等による平成六

年度の減収を補てんするため特別に起こ

すことができるることとされた地方債の元

利償還金を基準財政需要額に算入するた

め、「減税補てん債償還費」を設けるこ

と。

(12) その他制度の改正に伴って必要となる

経費及び地方団体の行政水準の向上のた

めに必要となる経費の財源を措置すること。

(13) 基準財政収入額の算定方法の特例

平成七年度における道府県民税及び市町

村民税の所得割の減税等による減収額とし

官報(号外)

て自治省令で定める額を加算する特例を設けること。

(四) その他所要の改正を行うこと。

2 地方財政法の一部改正

公営競技を行う地方団体の公営企業金融公庫に対する納付金の納付期間を十年間延長すること。

二 議案の可決理由

地方財政の状況等にかんがみ、平成七年度分の地方交付税の総額についての特例、基準財政需要額の算定方法の改正等の措置を講ずるとともに、公営企業金融公庫納付金制度を延長する等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

平成七年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算の交付税及び譲与税配付金勘定の歳出に十六兆千五百二十八億七千三百万円が計上されている。

右報告する。

平成七年三月十日

地方行政委員長 川崎 一郎

衆議院議長 土井たか子殿

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成七年三月十四日

提出者

災害対策特別委員長 日野 市朗

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

関する法律の一部を改正する法律

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成十二年三月三十日まで延長する等の必要がある。

(昭和五十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二項中「平成七年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、平成七年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第二条第一項の承認を受けた地震対策緊急整備事業計画についての同法第三条第二項の規定の適用については、同項中「五箇年」とあるのは、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(平成七年法律第十一号)附則第二項の規定の施行の日から起算して五年以内に」とする。

3 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(平成二年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

本案施行に要する経費としては、平成七年度約一百六十億円の見込みである。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成十二年三月三十日まで延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

官 報 (号 外)

平成七年三月十四日 衆議院会議録第十五号

明治
三十五年三月三十日
可日
便物報

(第十号の発送は都合により後日となる
ため、第十五号を先に発送しました。)

発行所	丁一〇五
大蔵省	東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
印 刷 局	
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号
配 税	部
送 田	三〇九円
料	九円を含む
別	